#### 目 昭和二十三年法律第百三十一号 次 第 編 刑事訴訟法 総則 (第一条)

第三章 第二章 第 一章 裁判所職員の除斥及び忌避(第二十 裁判所の管轄(第二条—第十九条) 訴訟能力(第二十七条—第二十九 条—第二十六条)

第四章 弁護及び補佐(第三十条―第四十

第五章 第六章 四条) 裁判(第四十三条—第四十六条) 書類及び送達(第四十七条―第五十

第九章 第八章 押収及び捜索 (第九十九条—第百 被告人の召喚、 期間 (第五十五条・第五十六条) 十七条—第九十八条) 十七条) 勾引及び勾留 (第 Ŧi

第十一 第十章 章 検証(第百二十八条―第百四十1 証人尋問 (第百四十三条—第百六

第十二章 鑑定 通訳及び翻訳 十四条) (第百六十五条—第百七十四 (第百七十五条—第

第十三章

第十四章 証拠保全(第百七十九条・第百八 百七十八条)

第十五章 訴訟費用(第百八十一条—第百 十八条)

第十六章 第百八十八条の七) 費用の補償(第百八十八条の二-

第二編 第 一章 第一 捜査 (第百八十九条——第二百四十六

第二章 公訴 (第二百四十七条—第二百七十

第 節 公判 公判準備及び公判手続 十一条—第三百十六条) (第二百·

t

第三章

第 節 第 目 争点及び証拠の整理手続 公判前整理手続 通則 (第三百十六条の二―第

三百十六条の十二)

第三章

上告

(第四百五条—第四百十八条)

第 二 目争点及び証拠の整理(第三百 十六条の十三―第三百十六条

第 目証拠開示に関する裁定 百十六条の二十五―第三百十 (第=

一款 期日間整理手続(第三百十六条 六条の二十七)

第 第 三 款公判手続の特例(第三百十六条 の二十八)

の二十九―第三百十六条の三十

第三節 被害者参加(第三百十六条の三十 三―第三百十六条の三十九)

第四節 第 証拠(第三百十七条—第三百二十

五節 三百五十条) 公判の裁判(第三百二十九条―第

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関す る合意

第 第 二節 節 合意及び協議の手続(第三百 公判手続の特例(第三百五十条の 条の二―第三百五十条の六) 五十

―第三百五十条の九)

第三節 第 兀 節合意の履行の確保(第三百五十条 合意の終了(第三百五十条の十 第三百五十条の十二)

第五 十条の十六・第三百五十条の十節即決裁判手続の申立て(第三百五 即決裁判手続

の十三―第三百五十条の十五)

第

節公判準備及び公判手続の特例 三百五十条の十八―第三百五十条 の二十六) (第

第

第三節 証拠の特例 (第三百五十条の二十

第 兀 節公判の裁判の特例(第三百五十条 九 の二十八・第三百五十条の二十

第三編 第一 章 上訴 通則(第三百五十一条—第三百七十 条)

第二章 控訴 (第三百七十二条--第四十 百四四

第四 章 抗告

第四 編 再審 (第四百三十五条—第四百五十三

第五編 非常上告 十条) (第四百五十四条—第四百六

第六編 十条) 略式手続 (第四百六十一条——第四百七

第七編 裁判の執 七条) 行 (第四百七十一条—第五百

附 第 則 編 総則

第一条 この法律は、刑事事件につき、公共の福 祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うし 正且つ迅速に適用実現することを目的とする。 つつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適 第一章 裁判所の管轄

第二条 裁判所の土地管轄は、 住所、居所若しくは現在地による。 犯罪地又は被告人

所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地によ 国外に在る日本船舶内で犯した罪について 前項に規定する地の外、その船舶の船籍の

とする。

国外に在る日本航空機内で犯した罪について

第三条 事物管轄を異にする数個の事件が関連す 機の着陸(着水を含む。)した地による。 は、 るときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄 することができる。 第一項に規定する地の外、犯罪後その航空

これを管轄することができる。 件とが関連するときは、高等裁判所は、 高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事 併せて

第五条 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及 第四条 事物管轄を異にする数個の関連事件が上 裁判所にこれを移送することができる。 判することを必要としないものがあるときは、 上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の 級の裁判所に係属する場合において、併せて審

び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄に

かかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁

判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁 ができる。
判所の管轄に属する事件を併せて審判すること 下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判 判所に係属するときは、高等裁判所は、 することができる 決定で

(第四百十九条—第四百三十四|**第六条** 土地管轄を異にする数個の事件が関連す 第七条 土地管轄を異にする数個の関連事件が の管轄に属する事件は、これを管轄することが 判所は、併せて他の事件を管轄することができ るときは、 る。但し、他の法律の規定により特定の裁判所 できない。 一個の事件につき管轄権を有する裁

第八条 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じ の裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所 することを必要としないものがあるときは、そ にこれを移送することができる。

裁判所に係属する場合において、

併せて審判

第九条 数個の事件は、左の場合に関連するもの これを一の裁判所に併合することができる。 で事件を一の裁判所に併合することができる。 判所は、検察官又は被告人の請求により、決定 ないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁 所は、検察官又は被告人の請求により、決定で くする数個の裁判所に係属するときは、 前項の場合において各裁判所の決定が一致し 各裁判

数人が共に同一又は別個の罪を犯したと 一人が数罪を犯したとき

犯の罪とは、共に犯したものとみなす。 偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその 犯人蔵匿の罪、証憑湮滅の罪、 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。 偽証の罪、 虚 本

第十条 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁 判所に係属するときは、上級の裁判所が、これ を審判する

の事件を審判させることができる より、決定で管轄権を有する下級の裁判所にそ 上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求に

第十一条 同一事件が事物管轄を同じくする数個 を受けた裁判所にその事件を審判させることが の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受け 察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴 た裁判所が、これを審判する。 各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、 検

**第十二条** できる。 裁判所は、事実発見のため必要がある 管轄区域外で職務を行うことができ

る。 前項の規定は、 受命裁判官にこれを準用す

第十三条 訴訟手続は、管轄違の理由によつて

が見り見旨は、そう我判害ここれと作用す要な処分をすることができる。 も、急速を要する場合には、事実発見のため必第十四条 裁判所は、管轄権を有しないときで

は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければはこれを知ることができないときは、検事総長はこれを知ることができないときは、検事総長ついて他に管轄裁判所がないとき、又一管轄違を言い渡した裁判が確定した事件に

裁判所に管轄移転の請求をしなければならな第十七条 検察官は、左の場合には、直近上級のならない。

前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請

第十八条 犯罪の性質、地方の民心その他の事情第十八条 犯罪の性質、地方の民心その他の事情ない。 ない。

多絵)なごくは多絵)背文 こりで こうただにした後は、これをすることができない。 - 移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始

をすることができる。
をすることができる。
をすることができる。
をすることができる。

の執行から除斥される。 第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務 第二章 裁判所職員の除斥及び忌避

一 裁判官が被告人又は被害者の親族であると裁判官が被害者であるとき。

は補助監督人であるとき。後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又差別監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又一裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、第

つたとき。 裁判官が事件について証人又は鑑定人とな

護人又は補佐人となつたとき。 裁判官が事件について被告人の代理人、弁

Ŧi.

員の職務を行つたとき。 裁判官が事件について検察官又は司法警察

まは、検察官又は被告人は、これを忌避するこさは、検察官又は被告人は、これを忌避するときは、検察官又は被告人は、これを忌避すると第二十一条 裁判官が職務の執行から除斥される

することはできない。とができる。但し、被告人の明示した意思に反とができる。但し、被告人の明示した意思に反弁護人は、被告人のため忌避の申立をするこ

第二十二条 事件について請求又は陳述をした後 第二十二条 事件について請求又は陳述をしたときは、 さ、又は忌避の原因があることを知らなかつたと き、又は忌避の原因があることを知らなかったと さ、以は忌避の原因があることを知らなかったと さ、以は忌避の原因がその後に生じたときは、 をして裁判官を忌避することはできない。但

第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。この場合において、その裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。 地方裁判所の一人の裁判官以忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。 ただし、忌避された裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避されたときはで轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。ただし、忌避された裁判官が忌避は管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。

が、決定をしなければならない。 所が、決定をしなければならない。 裁判所が忌避された裁判官の退去により決定

第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされた第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされた記述の申立を却下する場合も、同様になければならない。第二十二条の規定に三項の規定を適用しない。第二十二条の規定にしてされた記述の申立は、決定でこれを却まる。

する裁判をすることができる。 は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しく方裁判所の場合には、忌避された受命裁判官、地

第二十五条 忌避の申立を却下する決定に対して

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記の附属する受命裁判官場合には、裁判所書記所属の裁判所がこれをし決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四条第一項のなければならない。但し、第二十四条第一項のおい、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

### 第三章 訴訟能力

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるとき

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表 第二十九条 前二条の規定により被異者を代表し、又は代 就により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

の任務を行う。 は代理して訴訟行為をする者ができるまで、そ 特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又

第四章 弁護及び補佐

何時でも弁護人

護人を選任することができる。 偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配

**第三十一条** 弁護人は、弁護士の中からこれを選

弁護人がある場合に限る。 所においては、他に弁護士の中から選任された 所においては、他に弁護士の中から選任された 所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護 所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護

第三十一条の二 弁護人を選任しようとする被告

人又は被疑者は、弁護士会に対し、

弁護人の選

やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。 同項がないときは、当該申出をした者に対し、速やがないときは、当該申出をした者に対し、速やがないときは、前項の弁護士となろうとする者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときるがした弁護人の選任の申込みを拒んだときる。

ごとにこれをしなければならない。 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級は、第一審においてもその効力を有する。 第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任

| は、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなけれ。| は、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなけれい 第三十三条 被告人に数人の弁護人があるとき

る。 については、裁判所の規則の定めるところによ 第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限

にいて、 では、では、これのようには、いたのいでは、特別の事情のあるときに限る。 については、特別の事情のあるときに限る。 ころにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めると

第三十六条 被告人がある場合は、この限りでなば、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者がしなければならない。但し、被告人以外の者がしなければならない。但し、被告人以外の者がしないには、特別の事情のあるときに限る。

(以下「資力」という。)及びその内訳を申告すの他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額は、資力申告書(その者に属する現金、預金そは、資力申告書(その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる この法律により弁護人を要する

る書面をいう。 以下同じ。)を提出しなければ

第三十六条の三 項の申出をしていなければならない。 要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費 轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一 する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管 条の請求をするには、あらかじめ、その請求を う。以下同じ。)以上である被告人が第三十六 用を賄うに足りる額として政令で定める額をい 場合を除いて、その資力が基準額(標準的な必 この法律により弁護人を要する

通知しなければならない。 該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を る通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当 出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定によ 前項の規定により第三十一条の二第一項の申

第三十七条 きは、裁判所は、職権で弁護人を附することが できる。 左の場合に被告人に弁護人がないと

被告人が未成年者であるとき。

者であるとき。 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。

疑があるとき。 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である

その他必要と認めるとき。

第三十七条の二 被疑者に対して勾留状が発せら きは、裁判官は、その請求により、被疑者のた これをすることができる。 被疑者が釈放された場合は、この限りでない。 疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は め弁護人を付さなければならない。ただし、被 事由により弁護人を選任することができないと れている場合において、被疑者が貧困その他の 前項の請求は、勾留を請求された被疑者も、

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには 資力申告書を提出しなければならない。

なければならない。 護士会に第三十一条の二第一項の申出をしてい 地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁 の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在 項の請求をするには、あらかじめ、その勾留 その資力が基準額以上である被疑者が前条第

る通知をしたときは、 出を受けた弁護士会は、 前項の規定により第三十一条の二第一項の申 その旨を通知しなければならない 前項の地方裁判所に対 同条第三項の規定によ

|第三十七条の四 裁判官は、被疑者に対して勾留 護人を必要とするかどうかを判断することが困 できる。ただし、被疑者が釈放された場合は、 と認めるときは、職権で弁護人を付することが 難である疑いがある被疑者について必要がある において、精神上の障害その他の事由により弁 状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役 この限りでない。 た場合は、この限りでない。 若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条 することができる。ただし、被疑者が釈放され ると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付 る場合又は付した場合において、特に必要があ の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す

第三十八条 この法律の規定に基づいて裁判所若 しくは裁判長又は裁判官が付すべき弁護人は、 弁護士の中からこれを選任しなければならな

きる。 費、日当、宿泊料及び報酬を請求することがで 前項の規定により選任された弁護人は、 旅

第三十八条の二 裁判官による弁護人の選任は、 たときは、その効力を失う。ただし、その釈放 被疑者がその選任に係る事件について釈放され が勾留の執行停止によるときは、この限りでな

第三十八条の三 裁判所は、次の各号のいずれか 判長又は裁判官が付した弁護人を解任すること に該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁 ができる。

がなくなつたとき。 ことその他の事由により弁護人を付する必要 第三十条の規定により弁護人が選任された

当でないとき。 あり弁護人にその職務を継続させることが相 心身の故障その他の事由により、弁護人が 被告人と弁護人との利益が相反する状況に

第四項に規定する記録媒体は、

紀項に規定する記録媒体は、謄写することが前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六

できない。

りその職務を継続させることが相当でないと とが困難となつたとき。 職務を行うことができず、又は職務を行うこ 弁護人がその任務に著しく反したことによ

見を聴かなければならない。 五. 弁護人を解任するには、あらかじめ、 務を継続させることが相当でないとき。 の責めに帰すべき事由により弁護人にその職 弁護人に対する暴行、脅迫その他の被告人 その意

ばならない。 利を不当に制限することがないようにしなけれ 弁護人を解任するに当たつては、被告人の権

せる目的で、その資力について虚偽の記載のあ第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤ら は、前三項の規定を準用する。 任は、裁判官がこれを行う。この場合において 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解

第三十九条 身体の拘束を受けている被告人又は る資力申告書を提出した者は、十万円以下の過 被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することが 料に処する。

とができる。 項の許可があつた後に限る。)と立会人なくし (弁護士でない者にあつては、第三十一条第二 できる者の依頼により弁護人となろうとする者 て接見し、又は書類若しくは物の授受をするこ

とができる。 る物の授受を防ぐため必要な措置を規定するこ 所の規則を含む。以下同じ。)で、被告人又は前項の接見又は授受については、法令(裁判 被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のあ

ない。 利を不当に制限するようなものであつてはなら し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権時、場所及び時間を指定することができる。但限り、第一項の接見又は授受に関し、その日 捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に 警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。)は、 検察官、検察事務官又は司法警察職員(司

第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所に ければならない。 を謄写するについては、裁判長の許可を受けなし、且つ謄写することができる。但し、証拠物 おいて、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧

る場合に限り、独立して訴訟行為をすることが 第四十一条 弁護人は、この法律に特別の定のあ できる。

者、直系の親族及び兄弟姉妹は、第四十二条 被告人の法定代理人、 人となることができる。 、何時でも補佐人、配偶

出なければならない。 補佐人となるには、審級ごとにその旨を届

第四十九条

被告人も、

調書は、裁判所の規則の定めるところにより、

これを閲覧することができる。

被告人に弁護人がないときは、

限り、被告人がすることのできる訴訟行為をす 補佐人は、被告人の明示した意思に反しない

> ある場合は、この限りでない。 ることができる。但し、この法律に特別の定

第五章 裁判

第四十三条 判決は、この法律に特別の定のある ければならない。 場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしな

ることを要しない。 決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをす

せ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易 には、事実の取調をすることができる。 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさ 決定又は命令をするについて必要がある場合

第四十四条 る。 裁判には、理由を附しなければなら

裁判所の裁判官にこれを嘱託することができ

第四十五条 判決以外の裁判は、判事補が一人で る決定については、この限りでない。 二項の規定により異議の申立をすることができ することを要しない。但し、第四百二十八条第 上訴を許さない決定又は命令には、 理由を附

第四十六条 被告人その他訴訟関係人は、自己の 又は抄本の交付を請求することができる。 費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の これをすることができる。

第四十七条 訴訟に関する書類は、公判の開廷前 には、これを公にしてはならない。但し、 第六章 書類及び送達

第四十八条 公判期日における訴訟手続について れる場合は、この限りでない。 上の必要その他の事由があつて、相当と認めら 公益

事項を記載しなければならない。 は、公判調書を作成しなければならない。 により、公判期日における審判に関する重要な 公判調書には、裁判所の規則の定めるところ

判期日後七日以内)に、整理すれば足りる。 三日に満たないときは、当該判決を宣告する公 日後十日以内(判決を宣告する日までの期 場合における当該公判期日の調書は当該公判期 判決を宣告する日までの期間が十日に満たない 書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から らない。ただし、判決を宣告する公判期日の 判決を宣告するまでにこれを整理しなければな 公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも

ないときは、公判調書の朗読を求めることがで

第五十条 公判調書が次回の公判期日までに整理 調書に記載しなければならない。 確性につき異議を申し立てたときは、その旨を 官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正 らない。この場合において、請求をした検察 日における証人の供述の要旨を告げなければな 日において又はその期日までに、前回の公判期 被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期 されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、

審理に関する重要な事項を告げなければならな た被告人又は弁護人に前回の公判期日における 公判期日において又はその期日までに、出頭し 理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の 判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公

旨を調書に記載しなければならない。 とができる。異議の申立があつたときは、その 調書の記載の正確性につき異議を申し立てるこ 検察官、被告人又は弁護人は、公判

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調 日から十四日以内にこれをすることができる。 これを証明することができる。 書に記載されたものは、公判調書のみによつて 後に整理された調書については、整理ができた ただし書の規定により判決を宣告する公判期日 なければならない。ただし、第四十八条第三項 おける最終の公判期日後十四日以内にこれをし 前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級に

第五十三条 保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障の録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の あるときは、この限りでない。 何人も、被告事件の終結後、訴訟記

件については、閲覧を禁止することはできな れば、これを閲覧することができない。 特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなけ 訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、 般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一

一訟記録の保管及びその閲覧の手数料につい 別に法律でこれを定める。

人は、読むことができないとき、又は目の見え|第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物に 立行政法人等の保有する情報の公開に関する法 律(平成十三年法律第百四十号)の規定は、適 する法律(平成十一年法律第四十二号)及び独 ついては、行政機関の保有する情報の公開に関 |第五十八条 裁判所は、次の場合には、被告人を

とあるのは、「国の機関」とする。 律第五十九号)第四章の規定は、適用しない。 項中「国の機関(行政機関を除く。以下この条 章の規定の適用については、同法第十四条第一 おいて、訴訟に関する書類についての同法第四 号)第二章の規定は、適用しない。この場合に 理に関する法律(平成二十一年法律第六十六 る個人情報の保護に関する法律(平成十五年法 る個人情報については、行政機関の保有する個 一項第三号中「国の機関(行政機関を除く。)」 において同じ。)」とあり、及び同法第十六条第 五十八号)第四章及び独立行政法人等の保有す 人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第 訴訟に関する書類については、公文書等の管 訴訟に関する書類及び押収物に記録されてい

法律の規定は、適用しない。 押収物については、公文書等の管理に関する

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規 除く。)を準用する。 則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟 に関する法令の規定(公示送達に関する規定を

### 第七章 期間

るものは、即時からこれを起算し、日、月又は第五十五条 期間の計算については、時で計算す し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日年で計算するものは、初日を算入しない。但 としてこれを計算する。

時効期間については、この限りでない。 るときは、これを期間に算入しない。ただし、 月二十九日から十二月三十一日までの日に当た に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二 関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号) 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に 月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

第五十六条 法定の期間は、裁判所の規則の定め との距離及び交通通信の便否に従い、これを延 は事務所の所在地と裁判所又は検察庁の所在地 るところにより、訴訟行為をすべき者の住居又 長することができる。

提起期間には、 !項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の これを適用しない

> |第五十七条 裁判所は、裁判所の規則で定める相 ができる。 当の猶予期間を置いて、被告人を召喚すること 第八章 被告人の召喚、勾引及び勾留

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じ 勾引することができる。 被告人が定まつた住居を有しないとき。

第五十九条 勾引した被告人は、裁判所に引致し ばならない。但し、その時間内に勾留状が発せた時から二十四時間以内にこれを釈放しなけれ ないとき、又は応じないおそれがあるとき。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを 号の一にあたるときは、これを勾留することが 疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各 られたときは、この限りでない。 できる。

当な理由があるとき。 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相 被告人が定まつた住居を有しないとき。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足り る相当な理由があるとき。

月ごとにこれを更新することができる。但し、 第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号 ては、具体的にその理由を附した決定で、一箇 箇月とする。特に継続の必要がある場合にお ものとする。 にあたる場合を除いては、更新は、一回に限る 勾留の期間は、公訴の提起があつた日から一

則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四律(大正十五年法律第六十号)及び経済関係罰 合に限り、第一項の規定を適用する。 円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件に 号)の罪以外の罪については、当分の間、二万 ついては、被告人が定まつた住居を有しない場 三十万円(刑法、暴力行為等処罰に関する法

|第六十二条 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召 第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告 ・・奥状、勾引状又は勾留状を発してこれをしなけ れば、これをすることができない。但し、被告 事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなけ ればならない。 人が逃亡した場合は、この限りでない。

|第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住 正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発 することがある旨その他裁判所の規則で定める 居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに

> に記名押印しなければならない。 事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、

|第六十四条 | 勾引状又は勾留状には、被告人の 名押印しなければならない。 を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記 令状はこれを返還しなければならない旨並びに その期間経過後は執行に着手することができず き場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及び 名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべ 発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項

告人を指示することができる。 体格その他被告人を特定するに足りる事項で被 被告人の氏名が明らかでないときは、人相、

記載することを要しない 被告人の住居が明らかでないときは、これを

第六十五条 召喚状は、これを送達する

らない。 た場合には、その旨を調書に記載しなければな 場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じ を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で 次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した 被告人から期日に出頭する旨を記載した書

第六十六条 裁判所は、被告人の現在地の地方裁 告人の勾引を嘱託することができる。 判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被 けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。 場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受 指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。) に通知してこれを召喚することができる。この しては、刑事施設職員(刑事施設の長又はその 裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対

転嘱することができる。 裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方

を移送することができる。 所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託 ないときは、受託の権限を有する他の地方裁判 受託裁判官は、受託事項について権限を有し

しなければならない。 嘱託又は移送を受けた裁判官は、 勾引状を発

ばならない。 に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなけれこれを準用する。この場合においては、勾引状 第六十四条の規定は、前項の勾引状について

第六十七条 前条の場合には、嘱託によつて勾 状を発した裁判官は、被告人を引致した時 から

| 皮与人が人量でないとさま、束やいこ1つ5|| り調べなければならない。|| 二十四時間以内にその人違でないかどうかを取

人が指定された裁判所に到着した時からこれを前項の場合には、第五十九条の期間は、被告到着すべき期間を定めなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状をらない。この場合には、嘱託によつて勾引状を接これを指定された裁判所に送致しなければな接これを指定された裁判所に送致しなければな

第六十八条 裁判所は、独装したが、 5場では、 5場では、 5場でする。 できる。被告人が正当な理由がなくこれに応じできる。被告人が正当な理由がなくこれに応じたをその場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。

第六十九条 裁判長は、急速を要する場合には、第六十九条 裁判長は、急速を要する場合には、第五十七条乃至第六十二条、第六十五条、第六件系条及び前条に規定する処分をし、又は合議体の構成員によりません。

第七十条 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によって、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官以は司法警察職員がこれを第七十条 勾引状又は勾留状は、検察官の指揮に

がこれを執行する。 留状は、検察官の指揮によつて、刑事施設職員 刑事施設にいる被告人に対して発せられた勾

できる。できる。とない、できる。といいないできる。といいないは可は、というではの地の検察事務官若は、知識があるときは、管轄区域外で、勾引状若しく要があるときは、管轄区域外で、勾引状若しくまない。

属とこととしてはませた、こうで引うなるでは 裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状又は勾 第七十二条 被告人の現在地が判らないときは、

なければならない。 捜査及び勾引状又は勾留状の執行の手続をさせ 壊託を受けた検事長は、その管内の検察官に

第七十三条 勾引状を執行するには、これを被告 (また) また。 大一六条第四項の勾引状についばならない。第六十六条第四項の勾引状についばならない。第六十六条第四項の勾引状についばならない。第六十三条 (対 ) は、これを被告 (また) は、これを発した裁判官に引致しなければない。

勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示された刑事施設に引致しなければならない。た上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定欠留状を執行するには、これを被告人に示し

会り状又は気保状を所持しないためこれを示さない。 は、令状は、できる限り速やかにこれを示さない。 は、前二項の規定にかかわらず、被告人に 対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に ときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とき は、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置するとき 生人を護送する場合において必要があるとき 第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被

事施設に留置することができる。 した場合において必要があるときは、これを刑策七十五条 勾引状の執行を受けた被告人を引致

第七十六条 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨を告げれば足りすることができる旨を告述ができる旨を告は弁護人の選任を請求することができる旨を告は弁護人の選任を請求することができる旨をといてきることができる旨がならない。ただし、被告人に対したときは、直ちに被があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りがあるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

なければならない。 は、介護士会を指定して弁護人の選任を申 といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といできる旨及びその申出先を教示し といては、弁護士、弁護士

きる。 成員又は裁判所書記官にこれをさせることがで成員又は裁判所書記官にこれをさせることがで第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構

第七十七条 被告人を選任することができる旨及び貧困第七十七条 被告人を勾留するには、被告人に対は、その勾引状を発した裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。 第六十六条第四項の規定により勾引状を発し

\*七十七条 被告人を勾留するには、被告人に対 被告人に弁護人があるときは、この限りでな ができないときは弁護人の選任を請求すること その他の事由により自ら弁護人を選任すること し、弁護人を選任することができる旨及び貧困 し、弁護人を選任することができる旨及び貧困 し、弁護人を選任するととができる旨及び貧困

きる旨を告げるに当たつては、勾留された被告前項の規定により弁護人を選任することができ

第六十一条ただし書の場合には、被告人を勾その申出先を教示しなければならない。て弁護人の選任を申し出ることができる旨及び人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定し

告げれば足りる。

告げれば足りる。

告げれば足りる。

告げれば足りる。

告げれば足りる。

告げれば足りる。

を準用する。

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護しなければならない。

弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、第三十九条

第八十一条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検ると疑うに足りる相当な理由があるときは、検書との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類者との接見を禁じ、又はこれを受すべき書類されているができる。 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すぎない。

□| 勾留の理由の開示を請求することができる。 □ **第八十二条** 勾留されている被告人は、裁判所に

> きる。 の他利害関係人も、前項の請求をすることがでの他利害関係人も、前項の請求をすることがで人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹そ人留されている被告人の弁護人、法定代理

第八十三条 勾留の理由の開示は、公開の法廷で力が消滅したときは、その効力を失う。くは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若し

れを開く。 法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してここれをしなければならない。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、 第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の 第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の を告人に異議がないときは、この限りでない。 にはついては、被告人が病気その他やむを得ない とき人に異議がないときは、この限りでない。 を持人に異議がないときは、この限りでない。

できことを命ずることができる。 根察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの はし、裁判長は、相当と認めるときは、意 る。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意 は変官又は被告人及び弁護人並びにこれらの

**第八十五条** 勾留の理由の開示は、合議体の構成

第八十六条 同一の勾留について第八十二条の請第八十六条 同一の勾留について第八十二条の間がが終った後、決定では、最初の請求についてこれを行う。その他のは、最初の請求について第八十二条の請

第八十七条 勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟妹の保護人、は、教判所は、検察官、勾留されている。

いてこれを準用する。 第八十二条第三項の規定は、前項の請求につ

できる。 できる。 できる。

いてこれを準用する。 第八十二条第三項の規定は、前項の請求につ

合を除いては、これを許さなければならない。第八十九条 保釈の請求があつたときは、次の場

- 二 皮告人が前こゼ刊又は無期告しくは長期十のであるとき。 上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したも一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以
- 三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又き有罪の宣告を受けたことがあるとき。年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につ二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十二
- 当な理由があるとき。

  当な理由があるとき。

  当な理由があるとき。

  は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
  第二を持人が常習として長期三年以上の懲役又
- る相当な理由があるとき。 競族の身体若しくは財産に害を加え又はこれ 親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれ な知識を有すると認められる者若しくはその な知識を有すると認められる者若しくはその

- 見を聴かなければならない。 の請求を却下する決定をするには、検察官の意第九十二条 裁判所は、保釈を許寸決定又は保釈

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定 関九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定 但し、急速を要する場合は、この限りでない。 等 検察官の請求による場合を除いて、勾留を取

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しなければならない。 明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、明力がはならない。

あつた後でなければ、これを執行することがで第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付がる。

めることを許すことができる。 裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納

証金に代えることを許すことができる。る被告人以外の者の差し出した保証書を以て保裁判所は、有価証券又は裁判所の適当と認め

して、勾留の執行を停止することができる。その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限定で、勾留されている被告人を親族、保護団体第九十五条 裁判所は、適当と認めるときは、決

第九十六条 裁判所は、左の各号の一にあたる場第九十六条 裁判所は、左の各号の一にあたる場

- <sup>娯しないとき。</sup> 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出
- る相当な理由があるとき。 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足り
- 四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要と疑うに足りる相当な理由があるとき。 三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅する
- 行為をしたとき。

  「一次をしたとき。

  「一次をしたとき。
- 呆沢を取り肖す昜合こは、歳判所は、夬定で条件に違反したとき。 五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた

る。保証金の全部又は一部を没取することができ保証金の全部又は一部を没取することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が

確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由確定した後、執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場め、知留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の見起がないものについて、勾留の期間を更新の提起がないものについて、勾留の期間を更新の提起がないものについて、勾留の期間を更新の提起がないものについて、勾留の期間を更新の提起がないものについて、知知の事件でまだ上訴の規定をした後、執行のため呼出を受け正当な理由

場合にこれを準用する。 判所は、裁判所の規則の定めるところによる。 前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき が出ていないものについて前項の決定をすべき裁 していないものについて前項の決定をすべき裁

職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮によ期間が満了したときは、検察事務官、司法警察消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り

り、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行り、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してない。 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときができない場合において、急速を要するときができない場合において、急速を要するときができない場合において、急速を要するときができない場合において、急速を要するときができない場合において、急速を要するときができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。 知知の書面とができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。 知知の書面といる収入のというできない。

第九章 押収及び捜索容についてこれを準用する。

は、この限りでない。
物又は没収すべき物と思料するものを差し押え物又は没収すべき物と思料するものを差し押えまれて、裁判所は、必要があるときは、証拠

差し押さえるべき物が電子計算機であるときをし押さえるべき物が電子計算機では、当該電子計算機では他の記録媒体であつて、当該電子計算機で作成がら、その電磁的記録を出ていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機で作成がら、その電磁的記録を当該電子計算機で体成がら、その電磁的記録を当該電子計算機であるときとされていると認めるに足りる状況にあるものの記録媒体に複写した上、当該電子計算機であるときも、

ことができる。 裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有

第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、第九十九条の二 裁判所は、必要があるときは、でて必要な電磁的記録を記録媒体を差し押さえては印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)をすることができることをいう。以下同じ。)をすることができる。

は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信

差押え又は捜索は、

記録命令付差押

前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又

出させることができる。 別のあるものに限り、これを差し押え、又は提は、被告事件に関係があると認めるに足りる状ま務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの

前二項の規定による処分をしたときは、その

有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した第百一条 被告人その他の者が遺留した物又は所ある場合は、この限りでない。 但し、通知によつて審理が妨げられる虞がらを発信人又は受信人に通知しなければならな

物は、これを領置することができる。
参することができる。

とができる。とができる。とができる。とができる。

在つた者 展議院若しくは参議院の議員又はその職に

に在つた者 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職

は、承諾を拒むことができない。 閣は、国の重大な利益を害する場合を除いて 前項の場合において、衆議院、参議院又は内

第百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁第百五条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

又は捜索状を発してこれをしなければならな

第百七条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状 める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印 旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定 ができず令状はこれを返還しなければならない 期間及びその期間経過後は執行に着手すること 者又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効 録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき には、被告人の氏名、罪名、 しなければならない。 記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記 差し押さえるべき

回線で接続している記録媒体であつて、その電ほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信 ればならない。 磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなけ きは、前項の差押状に、同項に規定する事項の 第九十九条第二項の規定による処分をすると

を準用する。 第六十四条第二項の規定は、第一項の差押 記録命令付差押状又は捜索状についてこれ

第百八条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状 が被告人の保護のため必要があると認めるとき にその執行を命ずることができる。 は、裁判長は、裁判所書記官又は司法警察職員 法警察職員がこれを執行する。ただし、裁判所 は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司

面で適当と認める指示をすることができる。 索状の執行に関し、その執行をする者に対し書 前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせ 裁判所は、差押状、記録命令付差押状又は捜

押状又は捜索状の執行についてこれを準用す 第七十一条の規定は、差押状、記録命令付差 ることができる。

第百九条 検察事務官又は裁判所書記官は、差押 状、記録命令付差押状又は捜索状の執行につい めることができる。 て必要があるときは、司法警察職員に補助を求

第百十条 差押状、記録命令付差押状又は捜索状 は、処分を受ける者にこれを示さなければなら

第百十条の二 差し押さえるべき物が電磁的記録 をすることができる。 する者は、その差押えに代えて次に掲げる処分 に係る記録媒体であるときは、差押状の執行を 同様である 公判廷で差押えをする場

さえること。 又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押 磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、 差し押さえるべき記録媒体に記録された電

当該他の記録媒体を差し押さえること。 媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体 に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録

第百十一条 差押状、記録命令付差押状又は捜索 合も、 その他必要な処分をすることができる。公判廷 状の執行については、錠をはずし、封を開き、 で差押え、記録命令付差押え又は捜索をする場 同様である。

ることができる。 前項の処分は、押収物についても、 これをす

第百十一条の二 差し押さえるべき物が電磁的記 索状の執行をする者は、処分を受ける者に対 録に係る記録媒体であるときは、差押状又は捜 する場合も、同様である。 めることができる。公判廷で差押え又は捜索を し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求

第百十二条 差押状、記録命令付差押状又は捜索 できる。 でその場所に出入りすることを禁止することが 状の執行中は、何人に対しても、許可を得ない

ることができる。 せ、又は執行が終わるまでこれに看守者を付す 前項の禁止に従わない者は、これを退去さ

第百十三条 検察官、被告人又は弁護人は、差押 会うことができる。ただし、身体の拘束を受け 状、記録命令付差押状又は捜索状の執行に立ち ている被告人は、この限りでない。

ない をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行 があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示 通知しなければならない。ただし、これらの者 を前項の規定により立ち会うことができる者に した場合及び急速を要する場合は、この限りで

ばならない。

必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせ ることができる。 裁判所は、差押状又は捜索状の執行について

第百十四条 公務所内で差押状、記録命令付差押 これに代わるべき者に通知してその処分に立ち 状又は捜索状の執行をするときは、その長又は

会わせなければならない。 は人の看守する邸宅、 前項の規定による場合を除いて、人の住居又 建造物若しくは船舶内で

> ばならない。これらの者を立ち会わせることがの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなけれ を立ち会わせなければならない。 できないときは、隣人又は地方公共団体の職員 するときは、住居主若しくは看守者又はこれら 差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行を

| する場合には、成年の女子をこれに立ち会わせ|| 第百十五条 女子の身体について捜索状の執行を は、この限りでない。 なければならない。但し、急速を要する場合

第百十六条 日出前、日没後には、令状に夜間で ため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行の も執行することができる旨の記載がなければ、 状の執行に着手したときは、日没後でも、 若しくは船舶内に入ることはできない。 処分を継続することができる。 日没前に差押状、記録命令付差押状又は捜索 その

第百十七条 次に掲げる場所で差押状、記録命令 前条第一項に規定する制限によることを要しな 付差押状又は捜索状の執行をするについては、

されるものと認められる場所 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用

二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入り 間内に限る。 することができる場所。ただし、公開した時

第百十九条 捜索をした場合において証拠物又は 第百十八条 差押状、記録命令付差押状又は捜索 の請求により、その旨の証明書を交付しなけれ は看守者を置くことができる。 きは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、 没収すべきものがないときは、捜索を受けた者 状の執行を中止する場合において必要があると 又

り、所有者、所持者若しくは保管者(第百十条第百二十条 押収をした場合には、その目録を作 はこれらの者に代わるべき者に、これを交付し なければならない。 の二の規定による処分を受けた者を含む。)又

いては、看守者を置き、又は所有者その他の者第百二十一条 運搬又は保管に不便な押収物につ できる。 に、その承諾を得て、これを保管させることが

することができる。 危険を生ずる虞がある押収物は、 これを廃棄

場合を除いては、差押状の執行をした者も、 れをすることができる 前二項の処分は、 裁判所が特別の指示をした

> 第百二十二条 没収することができる押収物で滅 保管することができる。 なものについては、これを売却してその代価を 失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便

第百二十三条 押収物で留置の必要がないも を還付しなければならない。 は、被告事件の終結を待たないで、決定でこれ

とができる。 人の請求により、決定で仮にこれを還付するこ 押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出

を受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、 事件の終結を待たないで、決定で、当該差押え 者、所持者又は保管者とが異なるときは、被告 録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記 は当該電磁的記録の複写を許さなければならな 録媒体で留置の必要がないものである場合に いて、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有 押収物が第百十条の二の規定により電磁的 又

被告人又は弁護人の意見を聴かなければならな 前三項の決定をするについては、検察官及び

第百二十四条 押収した贓物で留置の必要がない これを被害者に還付しなければならない。 ものは、被害者に還付すべき理由が明らか 官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で きに限り、被告事件の終結を待たないで、 前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害 検察 なと

第百二十五条 押収又は捜索は、合議体の構成員 これを嘱託することができる 所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官に 関係人がその権利を主張することを妨げない。 にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判

転嘱することができる。 裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地

を移送することができる。 所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱 ないときは、受託の権限を有する他の地方裁 受託裁判官は、受託事項について権限を有し

知は、裁判所がこれをしなければならない。 する規定を準用する。但し、第百条第三項の通索については、裁判所がする押収又は捜索に関 受命裁判官又は受託裁判官がする押収又は捜

第百二十六条 検察事務官又は司法警察職員は、

勾引状又は勾留状を執行する場合において必要

人の住居又は人の看守する邸

があるときは、

索をすることができる。この場合には、捜索状 は、これを必要としない。 建造物若しくは船舶内に入り、被告人の捜

第百二十七条 第百十一条、第百十二条、第百十 四条及び第百十八条の規定は、前条の規定によ は、第百十四条第二項の規定によることを要し いてこれを準用する。但し、急速を要する場合 り検察事務官又は司法警察職員がする捜索につ

第百二十八条 あるときは、 裁判所は、事実発見のため必要が 検証することができる。

第百二十九条 検証については、身体の検査、死 処分をすることができる。 墳墓の発掘、物の破壊その他必要な

第百三十条 日出前、日没後には、住居主若しく は看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾が ることができない虞がある場合は、この限りで できない。但し、日出後では検証の目的を達す する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることは なければ、検証のため、人の住居又は人の看守

の処分を継続することができる。 日没前検証に着手したときは、日没後でもそ

第百三十一条 身体の検査については、これを受 害しないように注意しなければならない。 た上、特にその方法に注意し、その者の名誉を ける者の性別、健康状態その他の事情を考慮し 項に規定する制限によることを要しない。 第百十七条に規定する場所については、第一

年の女子をこれに立ち会わせなければならな 女子の身体を検査する場合には、医師又は成

第百三十三条 前条の規定により召喚を受けた者 第百三十二条 裁判所は、身体の検査のため、被 いために生じた費用の賠償を命ずることができで、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しな 告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚す が正当な理由がなく出頭しないときは、決定 ることができる。

ができる 前項の決定に対しては、即時抗告をすること

第百三十四条 第百三十二条の規定により召喚を 受け正当な理由がなく出頭しない者は、 十万円

及び拘留を併科することができる。 以下の罰金又は拘留に処する。 項の罪を犯した者には、情状により、 罰金

| 第百三十五条 第百三十二条の規定による召喚に 応じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを 勾引することができる。

第百三十六条 第六十二条、第六十三条及び第六 十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七 規定による勾引についてこれを準用する。 による召喚について、第六十二条、第六十四 十五条の規定は、第百三十二条及び前条の規定

第百三十七条 被告人又は被告人以外の者が正当 る。 により生じた費用の賠償を命ずることができ で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶 な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定

ができる。 前項の決定に対しては、即時抗告をすること

第百三十八条 正当な理由がなく身体の検査を拒 る。 んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処す

及び拘留を併科することができる。 前項の罪を犯した者には、情状により、 罰金

第百三十九条 裁判所は、身体の検査を拒む者を 果がないと認めるときは、そのまま、身体の検 過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効 査を行うことができる。

第百四十条 裁判所は、第百三十七条の規定によ らない。 り過料を科し、又は前条の規定により身体の検 議の理由を知るため適当な努力をしなければな 意見を聴き、且つ、身体の検査を受ける者の異 査をするにあたつては、あらかじめ、検察官の

第百四十一条 検証をするについて必要があると る。 きは、司法警察職員に補助をさせることができ

第百四十二条 第百十一条の二から第百十四条ま 証についてこれを準用する。 で、第百十八条及び第百二十五条の規定は、検

第十一章 証人尋問

第百四十三条 裁判所は、この法律に特別の定の を尋問することができる。 ある場合を除いては、何人でも証人としてこれ

第百四十三条の二 裁判所は、裁判所の規則で定 ことができる。 める相当の猶予期間を置いて、証人を召喚する

第百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知 り得た事実について、本人又は当該公務所から 職務上の秘密に関するものであることを申し立

ができる。

第百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をした 第二号に掲げる者については内閣の承諾がなけ ときは、第一号に掲げる者についてはその院、 場合を除いては、承諾を拒むことができない。 人としてこれを尋問することはできない。但てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証 れば、証人としてこれを尋問することはできな し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する

衆議院若しくは参議院の議員又はその職に

に在つた者 内閣総理大臣その他の国務大臣又はその職

は、承諾を拒むことができない。 閣は、国の重大な利益を害する場合を除いて 前項の場合において、衆議院、参議院又は内

第百四十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、 又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むこと ができる。

第百四十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追 拒むことができる。 を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を

あつた者 親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係が 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは一

三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とす 自己の後見人、後見監督人又は保佐人

第百四十八条 共犯又は共同被告人の一人又は数 は共同被告人のみに関する事項については、証人に対し前条の関係がある者でも、他の共犯又 言を拒むことはできない。 る者

士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職師、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理第百四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護 ある場合を除く。)その他裁判所の規則で定め 権利の濫用と認められる場合(被告人が本人で た事実で他人の秘密に関するものについては、 に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得 る事由がある場合は、この限りでない。 た場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする 証言を拒むことができる。但し、本人が承諾し

することができる。

|第百五十条 | 召喚を受けた証人が正当な理由がな く出頭しないときは、決定で、十万円以下の過 0) 料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用 賠償を命ずることができる。 前項の決定に対しては、即時抗告をすること

第百五十一条 証人として召喚を受け正当な理 十万円以下の罰金に処する。 がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三

|第百五十二条 裁判所は、証人が、正当な理 なく、召喚に応じないとき、又は応じないおそ きる。 れがあるときは、その証人を勾引することがで

第百五十三条 第六十二条、第六十三条及び第六 第百五十三条の二 勾引状の執行を受けた証人を 場所にこれを留置することができる。 あるときは、一時最寄の警察署その他の適当な 護送する場合又は引致した場合において必要が 規定は、証人の勾引についてこれを準用する。 第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の 二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、 十五条の規定は、証人の召喚について、第六十

第百五十四条 証人には、この法律に特別の定 ある場合を除いて、宣誓をさせなければならな

第百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができ ければならない。 ない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しな 前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、

第百五十六条 証人には、その実験した事実によ 供述は、証言としての効力を妨げられない。 としての効力を妨げられない。 り推測した事項を供述させることができる。 前項の供述は、鑑定に属するものでも、

第百五十七条 検察官、被告人又は弁護人は、 証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、人の尋問に立ち会うことができる。 証

つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会 を明示したときは、この限りでない。 らの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思 項の規定により尋問に立ち会うことができる者 にこれを通知しなければならない。但し、これ 前

受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項第百五十七条の二 検察官は、証人が刑事訴追を 当該証人尋問を次に掲げる条件により行うこと と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、 罪の軽重及び情状その他の事情を考慮し、 当該事項についての証言の重要性、関係する犯 についての尋問を予定している場合であつて、 を請求することができる。 必要

尋問に応じてした供述及びこれに基づい 証人が当該証人尋問にお

第百五十七条の三 検察官は、証人が刑事訴追を等百五十七条の三 検察官は、証人が刑事訴追を 第百五十七条の三 検察官は、証人が刑事訴追を 第0行うことを請求することができる。

う旨の決定をするものとする。

当該証人尋問を同項各号に掲げる条件により行

裁判所は、前項の請求を受けたときは、その正人が証言を拒んでいないと認められる場合を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項を除き、それ以後の当該証人尋問を前条第一項とする。

第百五十七条の四 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は察張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官系がでいくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述が中、証人を尋問する場所できる。

百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場言動をしてはならない。はその供述の内容に不当な影響を与えるような訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又談関係人の尋問者しくは証人に付き添うこととされ

合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の第百五十七条の五 裁判所は、証人を尋問する場

大態、被告人との関係その他の事情により、証式を持入の面前(次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方法による場合を含む。)において供述定する方ができないようにするための措置を認識することができないようにするための措置を認識することができないようにするための措置を認識することができないようにする場合であっては、弁護人の関係その他の事情により、証状態、被告人との関係その他の事情により、証とが被告人との関係その他の事情により、証とが被告人との関係をの他の事情により、証とは、対策、被告人との関係を含む。

あの措置を採ることができる。 一次の指置を採ることができないようにするための措置を採ることができないようにするための状態を認識することができないようにするための状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、神当と認めるときは、検察官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一ために在席する場所以外の場所であつて、同一権内(これらの者が在席する場所と前であつて、同一をいう。次項において同じ。)にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信によりの証人を在席させ、映像と音声の送受信によりをいう。次項において、尋問することができる方法によつて、尋問することができる方法によつて、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、尋問することができる方法によって、表判所は、次に掲げる者を証して、表判所は、次に掲げる者を記して、表判所は、次に掲げる者を記して、表判の大きによって、表判のようによりによって、表判所は、次に掲げる者を記した。

はこれらの罪の未遂罪の被害者 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若 しくは第百八十一条の罪、同法第二百二十 七条第一項(第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 大条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 大条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 がせつの目的に係る部分に限る。)若しくは第三百二十 大条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 がせつの目的に係る部分に限る。)若しくは第三百二十五 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条の二第三項の罪 大条がら第百七十九条まで若

の規制及び処罰並びに児童の保護等に関するの罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項男)第六十条第一項の罪若しくは同法第三十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四二

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証ら第八条までの罪の被害者 は単 (平成十一年法律第五十二号) 第四条か

話をすることができる方法によつて、尋問するときは圧迫を受情により、裁判官及び訴訟関係人が正規がる場合であつて、相当と認められる者とは圧迫を受け精神の平穏を著しくまされるおそれがあると認められる者とは上追を受け精神の平穏を著しくまされるおそれがあると認められる者とは、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認められる者、大を尋問する場合であった。とさは、大の年齢、心身の状態、被告人との関係そのに掲げる場合であった。相当と認められる者、大の年齢、心身の状態、な性人との関係そのは、大の年齢、心身の状態、な性人との関係をあるものに証人を在席させ、映像と音声の送り、大きないであるという。

書されるされがあると認めるとき、一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく一構内に出頭するときは精神の平穏を著しく一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被ことができる。

一様内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証常所在する場所が特定されることにより、証常がなさせる行為がなされるおそれがあると認め惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

き。 頭することが著しく困難であると認めると 健康状態その他の事情により、同一構内に出 こ 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、

に記録することができる。 場合(前項第四号の規定による場合を除く。) において、裁判所は、その証人が後の刑事手続 において同一の事実につき再び証人として供述 において同一の事実につき再び証人として供述 において記録することがあると思料する場合であつ 大又は弁護人の意見を聴き、その証人が後の刑事手続 が供述並びにその状況を記録媒体(映像及び音 で、証人の同意があるときは、検察官及び被告 で、証人の意見を聴き、その証人が後の刑事手続 に記録することができるものに限る。)

付して調書の一部とするものとする。その状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添前項の規定により証人の尋問及び供述並びに

第百五十八条 裁判所は、あらかじめ、検第百五十八条 裁判所は、証人の重要性、年齢、利力の場合には、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

検察言、皮告人又よ弁蒦人よ、前頁の尋問事会を与えなければならない。察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機

とができる。 とができる。 とができる。

ことができる。
さとができる。
ことができる。
の場別を請求する
をは介護人は、更に必要な事項の尋問を請求する
をは介護人は、要に必要な事項の尋問を請求する

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認

第百六十条 証人ができる。 第百六十条 証人が正当な理由がなく宣誓又は証 第を持んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠 に処し、かつ、その拒絶により生じ、これを却下することができる。

ができる。
前項の決定に対しては、即時抗告をすること

の罰金に処する。 矩んだ者は、一年以下の懲役又は三十万円以下 が立た者は、一年以下の懲役又は三十万円以下

ときは、これを勾引することができる。 証人が正当な理由がなく同行に応じない定で指定の場所に証人の同行を命ずることがで第百六十二条 裁判所は、必要があるときは、決

第百六十三条 裁判所の裁判官にこれを嘱託することができ現在地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易現在地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易な、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の

転嘱することができる。 裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方

を移送することができる。所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託ないときは、受託の権限を有する他の地方裁判を設裁判官は、受託事項について権限を有し

第百六十四条 証人は、旅費、日当及び宿泊料を らず、裁判所がこれをしなければならない。 十九条に規定する手続は、前項の規定にかかわ の決定は、裁判所もこれをすることができる。 とができる。但し、第百五十条及び第百六十条 関し、裁判所又は裁判長に属する処分をするこ 第百五十八条第二項及び第三項並びに第百五 受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に

支給を受けた場合において、正当な理由がな証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の く宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでな請求することができる。但し、正当な理由がな

ならない。 きは、その支給を受けた費用を返納しなければ 出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだと

### 第十二章

第百六十五条 裁判所は、学識経験のある者に鑑 定を命ずることができる。

第百六十六条 鑑定人には、宣誓をさせなければ

第百六十七条 被告人の心神又は身体に関する鑑 定をさせるについて必要があるときは、裁判所 告人を留置することができる。 期間を定め、病院その他の相当な場所に被

なければならない。 前項の留置は、鑑定留置状を発してこれをし

員に被告人の看守を命ずることができる。 管理者の申出により、又は職権で、司法警察職 裁判所は、必要があるときは、留置の期間を 第一項の留置につき必要があるときは、裁判 は、被告人を収容すべき病院その他の場所の

延長し又は短縮することができる。 勾留に関する規定は、この法律に特別の定の

の限りでない。 れを準用する。但し、保釈に関する規定は、こ ある場合を除いては、第一項の留置についてこ

ては、これを勾留とみなす。 第一項の留置は、未決勾留日数の算入につい

第百六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留 いる間、勾留は、その執行を停止されたものと 置状が執行されたときは、被告人が留置されて

り消され又は留置の期間が満了したときは、 九十八条の規定を準用する。 消され又は留置の期間が満了したときは、第前項の場合において、前条第一項の処分が取 第百七十五条 国語に通じない者に陳述をさせる

る場合には、 鑑定人は、鑑定について必要があ 裁判所の許可を受けて、 人の住居 場合には、通訳人に通訳をさせなければならな

規則で定める事項を記載した許可状を発して、 身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破 氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき 墓を発掘し、又は物を破壊することができる。 若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船 壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の 舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の

これをしなければならない。

条件を附することができる。 裁判所は、身体の検査に関し、 適当と認める

項の処分については、これを適用しない。 を示さなければならない。 前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状

定によつてする身体の検査についてこれを準用及び第百四十条の規定は、鑑定人の第一項の規 する。 第百三十一条、第百三十七条、第百三十八条

第百六十九条 裁判所は、合議体の構成員に鑑定 し、第百六十七条第一項に規定する処分についについて必要な処分をさせることができる。但 ては、この限りでない。

第百七十条 検察官及び弁護人は、鑑定に立ち会 うことができる。この場合には、第百五十七条 第二項の規定を準用する。

第百七十二条 身体の検査を受ける者が、鑑定人 第百七十一条 前章の規定は、勾引に関する規定 その者の身体の検査を請求することができる。 の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官に を除いて、鑑定についてこれを準用する。 に準じ身体の検査をすることができる。 の第百六十八条第一項の規定によつてする身体 前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定

第百七十三条 鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料 払を受けた場合において、正当な理由がなく、 の支払又は償還を受けることができる。 は、その支払を受けた費用を返納しなければな 出頭せず又は宣誓若しくは鑑定を拒んだとき の外、鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用 らない。 鑑定人は、あらかじめ鑑定に必要な費用の支

第百七十四条 特別の知識によつて知り得た過去 によらないで、 の事実に関する尋問については、この章の規定

第十三章 通訳及び翻訳前章の規定を適用する。

|第百七十六条 耳の聞えない者又は口のきけない 者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさ せることができる。

|第百七十七条 国語でない文字又は符号は、 第百七十八条 前章の規定は、 を翻訳させることができる。

いてこれを準用する。 通訳及び翻訳につ

第十四章 証拠保全

第百七十九条被告人、被疑者又は弁護人は、 一回の公判期日前に限り、裁判官に押収、捜を使用することが困難な事情があるときは、第 らかじめ証拠を保全しておかなければその証拠 ることができる。 検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求す あ

第百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所におい 官の許可を受けなければならない。 弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判 を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、 て、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物 前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関 裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四項に規定する記録媒体は、謄写することが できない。 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六

裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲 者に弁護人があるときは、この限りでない。 覧することができる。ただし、被告人又は被疑 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、 第十五章 訴訟費用

第百八十一条 刑の言渡をしたときは、被告人に きは、この限りでない。 納付することのできないことが明らかであると らない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を 訴訟費用の全部又は一部を負担させなければな

れを負担させることができる。用は、刑の言渡をしない場合にも、 被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費 被告人にこ

れを被告人に負担させることができない。ただ があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、こ た費用については、この限りでない。 し、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じ て、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下げ 検察官のみが上訴を申し立てた場合におい

るときは、 者の責めに帰すべき事由により生じた費用があ 公訴が提起されなかつた場合において、 被疑者にこれを負担させることがで 被疑

第百八十二条 共犯の訴訟費用は、共犯人に、 帯して、これを負担させることができる。

連

第百八十三条 告訴、告発又は請求により公訴 きる。 人又は請求人に故意又は重大な過失があつたと 訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発 提起があつた事件について被告人が無罪又は免 きは、その者に訴訟費用を負担させることがで

たときも、前項と同様とする。 告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつ 訴が提起されなかつた場合において、告訴人、 告訴、告発又は請求があつた事件について公

第百八十四条 検察官以外の者が上訴又は再審若 を負担させることができる。 その者に上訴、再審又は正式裁判に関する費用 しくは正式裁判の請求を取り下げた場合には、

第百八十五条 裁判によつて訴訟手続が終了する 場合において、被告人に訴訟費用を負担させる とができる 上訴があつたときに限り、不服を申し立てるこ い。この裁判に対しては、 ときは、職権でその裁判をしなければならな 本案の裁判について

第百八十六条 裁判によつて訴訟手続が終了する をすることができる。 ればならない。この決定に対しては、即時 担させるときは、職権で別にその決定をしなけ 場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負

第百八十七条 裁判によらないで訴訟手続が終了 ては、即時抗告をすることができる。 の決定をしなければならない。この決定に対し は、最終に事件の係属した裁判所が、職権でそ する場合において、訴訟費用を負担させるとき

第百八十八条 訴訟費用の負担を命ずる裁判にそ 第百八十七条の二 公訴が提起されなかつた場合 とができる。 行う。この決定に対しては、即時抗告をするこ 官の請求により、裁判所が決定をもつてこれを において、訴訟費用を負担させるときは、 検察

検察官が、これを算定する。 の額を表示しないときは、執行の指揮をすべき

第十六章 費用の補償

第百八十八条の二 無罪の判決が確定したとき よつて生じた費用については、補償をしないこ とができる し、その裁判に要した費用の補償をする。ただ は、国は、当該事件の被告人であつた者に対 し、被告人であつた者の責めに帰すべき事由に

等所へしたりに等し負う見どによる情質の 部又は一部をしないことができる。 部又は一部をしないことができる。 がであったとにより、公訴の提起を受けるに至 を作ることにより、公訴の提起を受けるに至 を持入であつた者が、捜査又は審判を誤らせ

第百八十八条の三 前条第一項の補償は、被告人の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。 第百八十八条の四節 第百八十八条の五第一項の規定による補償の

月以内にこれをしなければならない。
前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇判所が、決定をもつてこれを行う。
判の請求は、無罪の判決が確定した裁判所が、決定をもつでこれを行う。

補償に関する決定に対しては、即時抗告をす

対し、上訴によりその審級において生じた費用において、上訴が棄却され又は取り下げられては、当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これ当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これ当該上訴に係る原裁判が確定した場合を除き、国策をした場合があることができる。

をつてこれを行う。 ちつてこれを行う。 ちつてこれを行う。 毎人であつた者の請求により、当該上訴裁判所 第高八十八条の五 前条の補償は、被告人又は被 第にいては、補償をしないことができる。

つた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費の補償をする。ただし、被告人又は被告人であ

い。 した後二箇月以内にこれをしなければならな 前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定

告に関する規定をも準用する。てをすることができる。この場合には、即時抗対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立補償に関する決定で高等裁判所がしたものに

とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。

### **第一章** 捜査

務を行う。 
第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又の定めるところにより、司法警察職員として職の定めるところにより、司法警察職員として職

検察事務官は、検察官の指揮を受け、

捜査を

第百九十三条 検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その他公訴の遂ける指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂はる指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂は事則を定めることによつて行うものとする。な準則を定めることによって行うものとする。とができる。この場合におして対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

査の補助をさせることができる。必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において

ときは、警察官たる司法警察職員については、第百九十四条 検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示とは指揮に従わなければならない。 察官の指示又は指揮に従わなければならない。

弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質

裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した

る。 それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができの者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、 察官たる者以外の司法警察職員については、そ 国家公安委員会又は都道府県公安委員会に、警

**そ百九十五条** 検察官及び検察事務官は、捜査の罷免しなければならない。 田のあるものと認めるときは、別に法律の定め由のあるものと認めるときは、別に法律の定めは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理 は罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理 写家公安委員会、都道府県公安委員会又は警

第百九十六条 検察官、検察事務官及び司法警察 職員並びに弁護人その他職務上捜査に関係のあ うに注意し、且つ、捜査の妨げとならないよう に注意しなければならない。

第百九十七条 捜査については、その目的を達す第百九十七条 捜査については、公務所又は公私の団体に照でなければ、これをすることができない。 でなければ、これをすることができる。 但し、

第二項又は第三項の規定による求めを行う場日を超えることができない。し、消去しないよう求める期間は、通じて六十起えない範囲内で延長することができる。ただについては、特に必要があるときは、三十日を前項の規定により消去しないよう求める期間

合において、必要があるときは、

みだりにこれ

できる。

第百九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。がじめ、自己の意思に反して供述をする必要があるかじめ、自己の意思に反して供述をする必要があるない旨を告げなければならない。

ができる。被疑者の供述は、これを調書に録取すること

を調書に記載しなければならない。 を調書に記載しなければならない。 を調書に記載しなければならない。 を調書に記載しなければならない。

Firthtを 倹客官、倹客事务官又は司去警察限りでない。 びできる。但し、これを拒絶した場合は、このができる。但し、これを拒絶した場合は、このときは、これに署名押印することを求めることを疑者が、調書に誤のないことを申し立てた

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察事務官又は司法警察第百九十九条 検察事務官又は司法警察第百九十九条

#1.19% 逮捕犬こよ、皮延者の氏名及び主書、なければならない。 発付があつたときは、その旨を裁判所に通知してその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその請求する場合において、同一の犯罪事実につい請求する場合において、同一の犯罪事実につい

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、

に記名押印しなければならない。 の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これ ばならない旨並びに発付の年月日その他裁判所 をすることができず令状はこれを返還しなけれ 他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕

状についてこれを準用する。 第六十四条第二項及び第三項の規定は、 逮捕

疑者を逮捕する場合にこれを準用する。 第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被 逮捕状を被疑者に示さなければならない。 逮捕状により被疑者を逮捕するに

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者 第二百二条 検察事務官又は司法巡査が逮捕状に 警察員に引致しなければならない。 務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法 より被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事

ければならない。 物とともにこれを検察官に送致する手続をしな 東された時から四十八時間以内に書類及び証拠 必要があると思料するときは被疑者が身体を拘 と思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がない 要旨及び弁護人を選任することができる旨を告 被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された

ることができる旨は、これを告げることを要し を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任す 前項の場合において、被疑者に弁護人の有無

ができる旨及びその申出先を教示しなければな 護士会を指定して弁護人の選任を申し出ること は、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁 選任することができる旨を告げるに当たつて 司法警察員は、第一項の規定により弁護人を

士会をいう。)に弁護人の選任の申出をしてい より第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護 その資力が基準額以上であるときは、あらかじ は資力申告書を提出しなければならない旨及び びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するに して弁護人の選任を請求することができる旨並 場合において貧困その他の事由により自ら弁護 選任することができる旨を告げるに当たつて 人を選任することができないときは裁判官に対 司法警察員は、第一項の規定により弁護人を 被疑者に対し、引き続き勾留を請求された 弁護士会(第三十七条の三第二項の規定に

なければならない旨を教示しなければならな

ときは、直ちに被疑者を釈放しなければならな 項の時間の制限内に送致の手続をしない

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮 と思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の 要旨及び弁護人を選任することができる旨を告 く。)を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の 者(前条の規定により送致された被疑者を除 の請求をすることを要しない。 の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留 者の勾留を請求しなければならない。但し、そ 東された時から四十八時間以内に裁判官に被疑 必要があると思料するときは被疑者が身体を拘 げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がない 捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑

護士会(第三十七条の三第二項の規定により第力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁 申告書を提出しなければならない旨及びその資 ばならない旨を教示しなければならない。 いう。)に弁護人の選任の申出をしていなけれ 三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会を 判官に対して弁護人の選任を請求するには資力 護人の選任を請求することができる旨並びに裁 任することができないときは裁判官に対して弁 おいて貧困その他の事由により自ら弁護人を選 疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合に することができる旨を告げるに当たつては、被 旨及びその申出先を教示しなければならない。 者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を ることができる旨を告げるに当たつては、被疑 指定して弁護人の選任を申し出ることができる 検察官は、第一項の規定により弁護人を選任 検察官は、前項の規定により弁護人を選任す

なければならない。 の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放し 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴

準用する。 前条第二項の規定は、 第一項の場合にこれを

第二百五条 検察官は、第二百三条の規定により ればならない 時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなけ 料するときは被疑者を受け取つた時から二十四 は直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思 機会を与え、留置の必要がないと思料するとき 送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の

> た時から七十二時間を超えることができな 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束さ

求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請 前二項の時間の制限内に公訴を提起したとき 勾留の請求をすることを要しない。

第二百六条 検察官又は司法警察員がやむを得な とができる。 の事由を疎明して、被疑者の勾留を請求するこ ができなかつたときは、検察官は、裁判官にそ い事情によつて前三条の時間の制限に従うこと 者を釈放しなければならない。

る場合でなければ、勾留状を発することができ むを得ない事由に基く正当なものであると認め 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がや

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受 ときは弁護人の選任を請求することができる旨 けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判 由により自ら弁護人を選任することができない を選任することができる旨及び貧困その他の事 被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、 は、この限りでない。 長と同一の権限を有する。但し、保釈について 前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に 弁護人

者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定しきる旨を告げるに当たつては、勾留された被疑 その申出先を教示しなければならない。 て弁護人の選任を申し出ることができる旨及び 前項の規定により弁護人を選任することがで

護人があるときは、この限りでない。 を告げなければならない。ただし、被疑者に弁

選任の申出をしていなければならない旨を教示の申出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人のの三第二項の規定により第三十一条の二第一項 ればならない旨及びその資力が基準額以上であの選任を請求するには資力申告書を提出しなけ ことができる旨を告げるに当たつては、 るときは、あらかじめ、弁護士会(第三十七条 しなければならない。 第二項の規定により弁護人の選任を請求する 弁護人

できないときは、勾留状を発しないで、 前条第二項の規定により勾留状を発することが ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び は、速やかに勾留状を発しなければならない。 被疑者の釈放を命じなければならない。 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたとき

第二百八条 前条の規定により被疑者を勾留した 事件につき、勾留の請求をした日から十日以内 に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに

被疑者を釈放しなければならない。

ときは、検察官の請求により、前項の期間を延 て十日を超えることができない。 長することができる。この期間の延長は、 裁判官は、やむを得ない事由があると認める

第二百八条の二 裁判官は、刑法第二編第二章乃 とができない。 より延長された期間を更に延長することができ 至第四章又は第八章の罪にあたる事件について る。この期間の延長は、通じて五日を超えるこ は、検察官の請求により、前条第二項の規定に

第二百九条 第七十四条、 を準用する。 八条の規定は、逮捕状による逮捕についてこれ 第七十五条及び第七十

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職 員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲 なければならない。 が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放し 状を求める手続をしなければならない。逮 ができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕 きは、その理由を告げて被疑者を逮捕すること 役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑う し、裁判官の逮捕状を求めることができないと に足りる充分な理由がある場合で、急速を要

れを準用する。 第二百条の規定は、 前項の逮捕状についてこ

第二百十一条 前条の規定により被疑者が逮捕さ 者が逮捕された場合に関する規定を準用する。 れた場合には、第百九十九条の規定により被疑

第二百十二条 現に罪を行い、又は現に罪を行い 終つた者を現行犯人とする。 左の各号の一にあたる者が、 罪を行い終

から間がないと明らかに認められるときは、 れを現行犯人とみなす。 犯人として追呼されているとき ۲

三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があると れる兇器その他の物を所持しているとき。 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思わ

四 誰何されて逃走しようとするとき。

き

第二百十四条 検察官、検察事務官及び司法警察 第二百十三条 現行犯人は、何人でも、 くしてこれを逮捕することができる。 職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、速なければならない。 まつればならない。 第二百十五条 司法巡査は、現行犯人を受け取つ第二百十五条 司法巡査は、現行犯人を受け取つ

場合に関する規定を準用する。
第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された第二百十六条 現行犯人が逮捕された場合には、きる。
さる。
は、でがしともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十七条 第二百十三条から前条までの規第二百十七条 三十万円 (刑法、暴力行為等処罰的が定い場合又は犯人が逃亡するおそれがあらかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがあらかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがあらかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがあらかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に関する規定を準用する。

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察

定を適用する。

差し押さえるべき物が電子計算機であるときまし押さえるべき物が電子計算機であるとおいる記録媒体であつて、当該電子計算機で作成いる記録媒体であつて、当該電子計算機で作成とされている電磁的記録を保管するために使とされていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機であるととされていると認めるに足りる状況にあるもの記録媒体に複写した上、当該電子計算機であるときし押さえることができる。

大峰深量の青秋により、これと巻ける。 第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司限り、第一項の令状によることを要しない。 又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない は足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、 は足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、

要としない。

検査令状の請求をするには、身体の検査を必要検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体法警察員の請求により、これを発する。

さなければならない。健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、

条件を附することができる。裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める

2.1. 百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは 、これを記録させ若しくは印刷させるべき者、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所 所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検 査に関する条件、有効期間及びその期間経過後 査に関する条件、有効期間及びその期間経過後 直に関する条件、有効期間及びその期間経過後 がきずることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判 ればならない旨並びに発付の年月日その他裁判 ればならない旨並びに発付の年月日その他裁判 ればならない旨並びに発付の年月日その他裁判 が記録といる事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条第二項の規定は、前条の令状につ範囲を記載しなければならない。であつて、その電磁的記録を複写すべきもののであつて、その電磁的記録を複写すべきもののであつで、その電磁的記録を複写すべきもののはが、差し押さえるべき電子に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子に規定する事項の場合には、同条の令状に、前項

:二**百二十条** 検察官、検察事務官又は司法警察いてこれを準用する。 第六十四条第二項の規定は、前条の令状につ

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることがでて必要があるときは、左の処分をすることがでる。

と。 しくは船舶内に入り被疑者の捜索をするこしくは船舶内に入り被疑者の捜索をするぶと。

と。 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をするこ

第一項の処分をするには、令状は、これを必ければならない。第百二十三条第三項の規定ければならない。第百二十三条第三項の規定がある。

第一項第一号の規定をも準用する。られた勾引状又は勾留状を執行する場合には、る場合にこれを準用する。被疑者に対して発せ又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行す又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行す

のる た物は、これを領置することができる。 所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出しを示 察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は別、第二百二十一条 検察官、検察事務官又は司法警

第二百二十二条 第九十九条第一項、第百条、第百二条から第百二十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第百十四条、第百十二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百二十二条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第百二十九条、第百二十十条の規定は、検察官、検察官、検察事務で第百二十九条、第百十四条までの規定は、検察官、検察事務に第百十九条、第百三十一条及び第百二十十条の規定は、検察官、検察事務に第百二十九条、第百十四条までの規定は、検察官、検察事務に第百二十条の規定によつでする検証についてこれをができるができない。

第二項の規定によることを要しない。場合において急速を要するときは、第百十四条第二百二十条の規定により被疑者を捜索する

え又は捜索について、これを準用する。条の規定によつてする差押え、記録命令付差押官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八官、 検察事件 十条及び第百十七条の規定は、検察

日没前検証に着手したときは、日没後でもそですることができる旨の記載がなければ、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居に入ることができない。但し、第百十七条に規約の看でする邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第二十七条に規約の看できない。といい、のは、

に立ち会わせることができる。 に立ち会わせることができる。 に立ち会わせることができる。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第

の処分を継続することができる。

い。

就判所にその処分を請求しなければならなは、裁判所にその処分を請求しなければならなを過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときを過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときない。

察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があ第二百二十三条 検察官、検察事務官又は司法警については、別に法律で定めるところによる。にすいです。 通信の傍受を行う強制の処分

訳を嘱託することができる。を取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻るときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これ

第二百二十四条 前条第一項の規定により鑑定を項の規定は、前項の場合にこれを準用する。第百九十八条第一項但書及び第三項乃至第五

は、第百六十七条の場合に準じてその処分をし裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき請求しなければならない。

定する処分を必要とするときは、検察官、検察嘱託する場合において第百六十七条第一項に規

なければならない。この場合には、第百六十七

は、許可状を発しなければならない。裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又

る。 場百六十八条第二項乃至第四項及び第六項の 第百六十八条第二項乃至第四項及び第六項の

第二百二十六条 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三条第一項の規定による取調に対し二百二十三条第一項の規定による取調に対し二十三条第一項の規定による取調に対し

ばならない。

R-15-1-10を 変ピ者又は変ピりそりらるE 体の尋問に立ち会わせることができる。 めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項 裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認

検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。 その所在地を管轄する地方検察第二百二十九条 変死者又は変死の疑のある死体

の処分をさせることができる。検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項

第二百三十一条 被害者の法定代理人は、独立しをすることができる。

(東できない。) 「まできない。 はできない。 はできない。 はい、被害者の明示した意思に反することができる。但し、被害者が死亡したときは、その配偶者、直系 第て告訴をすることができる。

被害者の明示した意思に反することはでき

指定することができる。 係人の申立により告訴をすることができる者を係人の申立により告訴をすることができる者がない場合には、検察官は、利害関ができる者がない場合には、検察官は、利害関

第二百三十七条 告訴は、公訴の提起があるまでに対しその効力を及ぼさない。

、で、こ、。 告訴の取消をした者は、更に告訴をすること これを取り消すことができる。

第二百三十八条 親告罪について共犯の一人又は件についての請求についてこれを準用する。前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事

前頁の見官は、告答又は青杉を寺つて受里す犯に対しても、その効力を生ずる。 数人に対してした告訴又はその取消は、他の共数人に対してした告訴又はその取消は、他の共

取消についてこれを準用する。
がき事件についての告発若しくは請求又はそのでき事件についての告発若しくは請求を待つて受理す

官吏又は公吏は、その職務を守うことによりるときは、告発をすることができる。 第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料す

ではならない。 で使又は公吏は、その職務を行うことにより でであると思料するときは、告発をしなけれ

第二百四十条 告訴し、代理人によりこれをするのとができる。告訴の取消についても、同様である。

第二百四十一条 告訴又は告発は、書面又は口頭、

検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又

証拠物を検察官に送付しなければならない。
第二百四十二条 司法警察員は、告訴又は告発をない。

第二百四十三条 前二条の規定は、告訴又は告発第二百四十三条 前二条の規定にかかわらは、第二百四十四条 刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一条及び前条の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本ず、外務大臣にこれをすることができる。日本ず、外務大臣にこれをすることができる。日本が行う告訴又はその取消した。

第二百四十五条 第二百四十一条及び第二百四十五条 第二百四十一条 可法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件いでは、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検を検察官に送致しなければならない。但し、検系官が指定した事件については、犯罪の捜査をした事件については、犯罪の関係を検察官に送致しなければならない。

第二章 公訴

第二百四十七条 公訴は、公訴を提起しないこ追を必要としないときは、公訴を提起しないこ追を必要としないときは、公訴を提起しないこ追を必要としないときは、検察官がこれを行う。

第二百五十五条

が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送

る

犯人が国外にいる場合又は犯人

⑤ 第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつ 人以外の者にその効力を及ぼさない。 よこ百四十九条 公訴は、検察官の指定した被告

過することによつて完成する。 て禁錮以上の刑に当たるもの (死刑に当たるもの (死刑に当たるも第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつ

三十年 三十年 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については

いては二十年 一長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪につ

死刑に当たる罪については二十五年 げる期間を経過することによつて完成する。 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上

十五年 | 十二十五年 | 十五年 | 12月 | 12月

については十年 - 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪

については七年 医期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪

に当たる罪については三年 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金

第二百五十二条 刑法により刑を加重し、又は減その重い刑に従つて、前条の規定を適用する。以上の主刑中その一を科すべき罪については、第二百五十一条 二以上の主刑を併科し、又は二七 拘留又は科料に当たる罪については一年

第二百五十三条 時効は、犯罪行為が終つた時かに従つて、第二百五十条の規定を適用する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時か

すべての共犯に対して時効の期間を起算す

第二百五十四条 時効は、当該事件についてしたを始める。

行を始める。

一大変がある。

のつ れている期間その進行を停止する。 には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠 できなかった場合

な事項は、裁判所の規則でこれを定める。 式命令の告知ができなかつたことの証明に必要 いるため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略

起訴状には、左の事項を記載しなければなら第二百五十六条 公訴の提起は、起訴状を提出し

りる事項 一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足

二 公訴事実

二罪名

実を特定してこれをしなければならない。限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事ければならない。訴因を明示するには、できるい。訴因を明示してこれを記載しない。訴

い。

い

い

の

がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさな
は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞
は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞
しなければならない。但し、罰条の記載の誤
罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載

にこれを記載することができる。数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的

その内容を引用してはならない。しめる虞のある書類その他の物を添附し、又は起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜ

でこれを取り消すことができる。 第二百五十七条 公訴は、第一審の判決があるま

我しなければならない。 対しなければならない。 強こ百五十八条 検察官は、事件がその所属検察 第二百五十八条 検察官は、事件がその所属検察

第二百五十九条 検察官は、事件につき公訴を提 なければならない。

検察庁の検察官に送致したときも、同様であばならない。公訴を取り消し、又は事件を他の旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなけれあつた事件について、公訴を提起し、又はこれあつた事件について、公訴を提起し、又はこれので、公訴を提起し、とはこれのでは、と訴、告系又は請求の

第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求 又は請求人にその理由を告げなければならな の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人 した場合において、告訴人、告発人又は請求人 あつた事件について公訴を提起しない処分を

第二百六十二条 刑法第百九十三条から第百九十 判に付することを請求することができる。在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審 服があるときは、その検察官所属の検察庁の所 量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 律第二百四十号)第四十五条若しくは無差別大 六条まで又は破壊活動防止法(昭和二十七年法 (平成十一年法律第百四十七号) 第四十二条若 した者は、検察官の公訴を提起しない処分に不 しくは第四十三条の罪について告訴又は告発を

処分をした検察官に差し出してこれをしなけれ日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない 前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた

第二百六十三条 十六条の決定があるまでこれを取り下げることに二百六十三条 前条第一項の請求は、第二百六 前項の取下をした者は、その事件について更

第二百六十四条 検察官は、第二百六十二条第一 訴を提起しなければならない。 項の請求を理由があるものと認めるときは、 に前条第一項の請求をすることができない。 公

第二百六十五条 第二百六十二条第一項の請求に ついての審理及び裁判は、合議体でこれをしな ればならない。

判官は、 できる。この場合には、受命裁判官及び受託裁 は簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することが 員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しく 裁判所は、必要があるときは、合議体の構成 裁判所又は裁判長と同一の権限を有す 部の賠償を命ずることができる。この決定に対 しては、即時抗告をすることができる。

第二百六十六条 裁判所は、第二百六十二条第一 項の請求を受けたときは、左の区別に従い、 定をしなければならない。 決

裁判所の審判に付する。 請求が理由のないときは、請求を棄却する。 求権の消滅後にされたものであるとき、又は 請求が法令上の方式に違反し、若しくは請 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方

第二百六十七条 前条第二号の決定があつたとき は、その事件について公訴の提起があつたもの

第二百六十七条の二 裁判所は、第二百六十六条 査を行う検察審査会又は同法第四十一条の六第百四十七号)第二条第一項第一号に規定する審 があるときは、これに当該決定をした旨を通知 の維持に当たる者が指定された後は、その者) について、検察審査会法(昭和二十三年法律第 第二号の決定をした場合において、同一の事件 一条の九第一項の規定により公訴の提起及びそ 項の起訴議決をした検察審査会(同法第四十 なければならない。

第二百六十八条 裁判所は、第二百六十六条第二 たる者を弁護士の中から指定しなければならなれたときは、その事件について公訴の維持にあ号の規定により事件がその裁判所の審判に付さ

警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託 察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法 公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検 してこれをしなければならない。 前項の規定により検察官の職務を行う弁護士 前項の指定を受けた弁護士は、事件について

り消すことができる。 別の事情があるときは、何時でもその指定を取 なす。
は、これを法令により公務に従事する職員とみ の職務を行うに適さないと認めるときその他特 裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がそ

第二百六十九条 裁判所は、第二百六十二条第一 あつた場合には、決定で、請求者に、その請求 項の請求を棄却する場合又はその請求の取下が める額の手当を給する。 に関する手続によつて生じた費用の全部又は一 第一項の指定を受けた弁護士には、 政令で定

に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写す第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟 ることができる。

第四項に規定する記録媒体は、 できない。 前項の規定にかかわらず、第百五十七条の六 謄写することが

第三章 公判

第二百七十一条 裁判所は、公訴の提起があつた ときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達 しなければならない。 公判準備及び公判手続

は、さかのぼつてそのめりとよう、状の謄本が送達されないときは、 公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴 さかのぼつてその効力を失う。 公訴の提起

第二百七十二条 裁判所は、公訴の提起があつた ときは、遅滞なく被告人に対し、弁護人を選任 ときは、この限りでない。 ければならない。但し、被告人に弁護人がある 人の選任を請求することができる旨を知らせな することができる旨及び貧困その他の事由によ ・弁護人を選任することができないときは弁護

に弁護人の選任の申出をしていなければならな 条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。) 額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会 提出しなければならない旨及びその資力が基準 は、弁護人の選任を請求するには資力申告書を 請求することができる旨を知らせるに当たつて 合を除いて、前項の規定により弁護人の選任を い旨を教示しなければならない。 (第三十六条の三第一項の規定により第三十一 裁判所は、この法律により弁護人を要する場

第二百七十三条 ればならない。 裁判長は、公判期日を定めなけ

ない。 公判期日には、被告人を召喚しなければなら

第二百七十四条 裁判所の構内にいる被告人に対 し公判期日を通知したときは、召喚状の送達が 人に通知しなければならない。 公判期日は、これを検察官、 弁護人及び補佐

あつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十六条 裁判所は、検察官、被告人若し 第二百七十五条 第一回の公判期日と被告人に対 定める猶予期間を置かなければならない。 する召喚状の送達との間には、裁判所の規則で

くは弁護人の請求により又は職権で、公判期日

を変更することができる。

告人又は弁護人の意見を聴かなければならな めるところにより、あらかじめ、検察官及び被 い。但し、急速を要する場合は、この限りでな 公判期日を変更するには、裁判所の規則の定

し、異議を申し立てる機会を与えなければなら いて、まず、検察官及び被告人又は弁護人に対 前項但書の場合には、変更後の公判期日にお

第二百七十八条 第二百七十七条 判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高 司法行政監督上の措置を求めることができる。 裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、 気その他の事由によつて出頭することができな 公判期日に召喚を受けた者が病 裁判所がその権限を濫用して公

> ばならない。 り、医師の診断書その他の資料を提出しなけ いときは、裁判所の規則の定めるところによ

第二百七十八条の二 裁判所は、必要と認めると

とができる。 公判期日に出頭し、 きは、検察官又は弁護人に対し、公判準備又は れている間在席し又は在廷することを命ずるこ 裁判長は、急速を要する場合には、前項に規 かつ、これらの手続が行わ

させることができる。 定する命令をし、又は合議体の構成員にこれを

命ずることができる。 その命令に従わないために生じた費用の賠償を 弁護人が正当な理由がなくこれに従わないとき は、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、 前二項の規定による命令を受けた検察官又は

ができる。 前項の決定に対しては、 即時抗告をすること

求しなければならない。 該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連 官については当該検察官を指揮監督する権限を 合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請 有する者に、弁護士である弁護人については当 裁判所は、第三項の決定をしたときは、

第二百七十九条 裁判所は、検察官、被告人若し めることができる。 くは弁護人の請求により又は職権で、公務所又 は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求 つた処置を裁判所に通知しなければならない。 前項の規定による請求を受けた者は、そのと

第二百八十条 公訴の提起があつた後第一回の これを行う。 判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官が

留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じ 被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾 り逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被 なければならない。 提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、 百四条又は第二百五条の時間の制限内に公訴 疑者でまだ勾留されていないものについて第二 第百九十九条若しくは第二百十条の規定によ

又は裁判長と同一の権限を有する。 前二項の裁判官は、その処分に関し、 裁判所

第二百八十一条 証人については、裁判所は、 及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認 百五十八条に掲げる事項を考慮した上、検察官

することができる るときに限り、公判期日外においてこれを尋問

第二百八十一条の二 裁判所は、公判期日外にお 供述をすることができないと認めるときは、弁 述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証 を退席させることができる。この場合には、供 弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人 護人が立ち会つている場合に限り、検察官及び る場合を含む。) においては圧迫を受け充分な 七条の六第一項及び第二項に規定する方法によ ける証人尋問に被告人が立ち会つた場合におい 人を尋問する機会を与えなければならない。 て、証人が被告人の面前(第百五十七条の五第 項に規定する措置を採る場合並びに第百五十

第二百八十一条の三 弁護人は、検察官において 第二百八十一条の四 被告人若しくは弁護人 (第 拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書 の準備に使用する目的以外の目的で、人に交付 た証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はそ 審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与え れらであつた者は、検察官において被告事件の 四百四十条に規定する弁護人を含む。)又はこ 保管をみだりに他人にゆだねてはならない。 面をいう。以下同じ。)を適正に管理し、その 機会を与えた証拠に係る複製等(複製その他証 被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の て提供してはならない。 し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じ

に係る裁判のための審理 当該被告事件の審理その他の当該被告事件

当該被告事件に関する次に掲げる手続 第一編第十六章の規定による費用の補償

合の手続 第三百四十九条第一項の請求があつた場

第三百五十条の請求があつた場合の手続

再審の請求の手続 上訴権回復の請求の手続

非常上告の手続

第五百条第一項の申立ての手続

第五百二条の申立ての手続 刑事補償法の規定による補償の請求の手

行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生は、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、 活又は業務の平穏を害されているかどうか、当 前項の規定に違反した場合の措置について

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた 該複製等に係る証拠が公判期日において取り調 法その他の事情を考慮するものとする。 べられたものであるかどうか、その取調べの方

円以下の罰金に処する。 複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はそ ために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る 者が、検察官において被告事件の審理の準備の の準備に使用する目的以外の目的で、人に交付 て提供したときは、一年以下の懲役又は五十万 し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じ

きも、 準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠 他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示 あつた者が、検察官において被告事件の審理の し、若しくは電気通信回線を通じて提供したと に係る複製等を、対価として財産上の利益その む。以下この項において同じ。)又は弁護人で 弁護人(第四百四十条に規定する弁護人を含 前項と同様とする。

第二百八十一条の六 裁判所は、審理に二日以上 廷し、継続して審理を行わなければならない。 来さないようにしなければならない。 を要する事件については、できる限り、連日開 訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を

第二百八十二条 公判期日における取調は、 廷でこれを行う。 公判

第二百八十三条 被告人が法人である場合には、 且つ検察官が出席してこれを開く。 公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、

第二百八十四条 五十万円(刑法、暴力行為等処 罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関す 万円)以下の罰金又は科料に当たる事件につい る法律の罪以外の罪については、当分の間、五 ることができる。 しない。ただし、被告人は、代理人を出頭させ 代理人を出頭させることができる。 ては、被告人は、公判期日に出頭することを要

第二百八十五条 拘留にあたる事件の被告人は、 に出頭しないことを許すことができる。 でないと認めるときは、被告人に対し公判期日 なければならない。その他の場合には、裁判所 判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭し は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要

済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪に ついては、当分の間、 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万 (刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経 五万円)を超える罰金に

合には、前項後段の例による。 をする場合及び判決の宣告をする場合には、公 当たる事件の被告人は、第二百九十一条の手続 判期日に出頭しなければならない。その他の場

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被 ことはできない。 告人が公判期日に出頭しないときは、開廷する

廷することができない場合において、勾留され 第二百八十六条の二 被告人が出頭しなければ開 る引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、 を行うことができる。 被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続 な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員によ ている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当

第二百八十七条 公判廷においては、被告人の身 を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでな 体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力

看守者を附することができる。 被告人の身体を拘束しない場合にも、

第二百八十八条 被告人は、裁判長の許可がなけ れば、退廷することができない。 裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法

廷の秩序を維持するため相当な処分をすること

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年 はできない。 を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理 ができる。 する場合には、弁護人がなければ開廷すること

在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないとき 合において、弁護人が出頭しないとき若しくは らない。 は、裁判長は、職権で弁護人を付さなければな 弁護人がなければ開廷することができない場

第二百九十条 第三十七条各号の場合に弁護人が 合において、弁護人が出頭しないおそれがある ができる。 ときは、裁判所は、職権で弁護人を付すること 弁護人がなければ開廷することができない場

出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を 附することができる。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を 偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以 の心身に重大な故障がある場合におけるその配 取り扱う場合において、当該事件の被害者等 下同じ。)若しくは当該被害者の法定代理人又 (被害者又は被害者が死亡した場合若しくはそ

とき、第三百十二条の規定により罰条が撤回若 かにしないことが相当でないと認めるに至つた

名及び住所その他の当該事件の被害者を特定さ き、相当と認めるときは、被害者特定事項(氏 があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴 開の法廷で明らかにしない旨の決定をすること せることとなる事項をいう。以下同じ。)を公 はこれらの者から委託を受けた弁護士から申

いせつの目的に係る部分に限る。)若しくは的に係る部分に限る。)若しくは第三項(わ 以下この号において同じ。)、同法第二百二十 はこれらの罪の未遂罪に係る事件 第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又 六条の二第三項の罪を犯した者を幇助する目 七条第一項(第二百二十五条又は第二百二十 条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪 (わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。 しくは第百八十一条の罪、同法第二百二十五 刑法第百七十六条から第百七十九条まで若

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは 条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係 に関する法律第四条から第八条までの罪に係 る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等 法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十

する。 意見を付して、これを裁判所に通知するものと ればならない。この場合において、検察官は、 三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、 被害の状況その他の事情により、被害者特定 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなけ く害されるおそれがあると認められる事件 り被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著し 事項が公開の法廷で明らかにされることによ

明らかにしない旨の決定をすることができる。 認められる事件を取り扱う場合において、 財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若し 者特定事項が公開の法廷で明らかにされること について、被害者特定事項を公開の法廷で明ら 認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で くは困惑させる行為がなされるおそれがあると により被害者若しくはその親族の身体若しくは の態様、被害の状況その他の事情により、 官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と 裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件 裁判所は、第一項に定めるもののほか、 検察 被害

第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合に 第二百九十条の三 裁判所は、次に掲げる場合に まいて、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供 述録取書等(供述書、供述を録取した書面で供 述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若 しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。以下同じ。)の供述者(以下この項において「証人等」といの供述者(以下この項において「証人等」といった。)から申出があるときは、検察官及び被告 第 人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項(氏名及び住所その他の当は、証人等特定事項(氏名及び住所その他の当は、証人等特定事項(氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨 第 の決定をすることができる。

# **第二百九十一条** 検察官は、まず、起訴状を朗読

う条第一頁の快速があった場合における第一年人に起訴状を示さなければならない。
告人に起訴状を示さなければならない。
物定事項を明らかにしない方法でこれを行うもあつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者あつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者あつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者

述を拒むことができる旨その他裁判所の規則でに対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人類」とあるのは、「証人等特定事項」とする。この場合において、同項中「被害者特定事項の起訴状の朗読についても、前項と同様とす前条第一項の決定があつた場合における第一前条第一項の決定があった場合における第一

い。 作について陳述する機会を与えなければならな 件について陳述する機会を与えなければならな を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事 定める被告人の権利を保護するため必要な事項

第二百九十一条の二 被告人が、前条第四項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について官、被告人及び弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以際役者しくは禁錮に当たる事件について有難に対している。

第二百九十一条の三 裁判所は、前条の決定があるとおければならない。 数判所は、前条の決定を取り消ものであると認めるときは、その決定を取り消ものであると認めるときは、その決定があるとなければならない。

限りでない。 
一款に定める公判前整理手続については、この一款に定める公判前整理手続において争点及び一款に定める公判前整理手続において争点及び手続が終つた後、これを行う。ただし、次節第第二百九十二条 
証拠調べは、第二百九十一条の

の趣旨を明確にするため、これらの者に質問す該被害者の法定代理人が意見を陳述した後、そ合において、検察官は、意見を付して、これを裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等又は当裁判所に通知するものとする。

問することができる。 にするため、裁判長に告げて、これらの者に質定代理人が意見を陳述した後、その趣旨を明確定代理人が意見を陳述した後、その趣旨を明確 ることができる。

裁判長は、被害者等若しくは当該被害者の法 定代理人の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者 定代理人の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者 定代理人の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者

の陳述をさせないことができる。代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見て、相当でないと認めるときは、意見の陳述にて、相当でないと認めるときは、意見の陳述に

る。 る。 ではその要旨を告げることができて、裁判長は、相当と認めるときは、その書面 らかにしなければならない。この場合におい は、裁判長は、公判期日において、その旨を明 は、裁判長は、公判期日において、その旨を明

ることができない。 第一項の規定による陳述又は第七項の規定に

事実及び法律の適用について意見を陳述しなけ第二百九十三条 証拠調が終つた後、検察官は、

できる。

は、裁判長がこれを行う。 第二百九十四条 公判期日における訴訟の指揮

前項の規定による請求を受けた者は、そのと

第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のする尋第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のするとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本とができる。訴訟関係人の本とができる。訴訟関係人のなりない。 まい こうしゅう しょう しょう はい こうしゅう しょう はい こうしゅう しょう はい こう にい にい こう に

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖者しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏があり、これらの者の住居、勤務先その他そのがあり、これらの者の住居、勤務先その他そのがあり、これらの者の住居、勤務先その他そのがあり、これらの者の住居、勤務先その他そのがあり、これらの者の世居、勤務先その他そのがあり、これらの者を畏怖若しくは財産に害を加え又は不したの親族の身体若しくは財産に害を加えて、証人、鑑定人、通訳人を尋問することにより犯罪の社のする尋問を制限することにより被告人のはの者をと言い、通訳人又は翻訳人とは対していることにより被告人の、通訳人又は翻訳人と尋問することにより被告といることによりない。

意見 ことができる。訴訟関係人の被告人に対する供用す する尋問又は陳述が被害者特定事項にわたると に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被 信人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれが とない で、これを制限することにより、犯罪の証明 およりに 大な支障を生ずるおそれがある場合又は被 で、訴訟関係人のびに 裁判長は、第二百九十条の二第一項又は第三

は、「証人等特定事項」とする。 第二百九十条の三第一項の決定があつた場合における訴訟関係人のする尋問若しくは陳述又は訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行は訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

置をとるべきことを請求することができる。
士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処
を指揮監督する権限を有する者に、弁護士であ
を指揮監督する権限を有する者に、弁護士であ
検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わな
検察官又は共護士である弁護人がこれに従わな

び方法を定めることができる。 は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及第二百九十七条 裁判所は、検察官及び被告人又

ることができる。
前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせ

は方法を変更することができる。一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、

証拠調を請求することができる。

調をすることができる。 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠

るについては、あらかじめ、相手方に対し、そ人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求す第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証

に異議のないときは、この限りでない。で異議のないときは、この限りでない。相手方ついては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するにの氏名及び住居を知る機会を与えなければなら

なければならない。は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴か

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、 ことができる。 されることがないように配慮することを求める ようにすることその他これらの者の安全が脅か 除き、関係者(被告人を含む。)に知られない 捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を 特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の の住居、勤務先その他その通常所在する場所が は、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者 る行為がなされるおそれがあると認めるとき え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させ くはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加 氏名が記載され若しくは記録されている者若し 翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与 くは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又 第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若し 前条

第二百九十九条の三 検察官は、第二百九十九条 親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこ 明らかにされることにより、被害者等の名誉若 害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以 いようにすることを求めることについては、被 めることができる。ただし、被告人に知られな 告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告 に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被 なされるおそれがあると認めるときは、弁護人 れらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為が があると認めるとき、又は被害者若しくはその しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が 機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧 第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る 人その他の者に知られないようにすることを求

場合において、その者若しくはその親族の身体翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は第二百九十九条の四 検察官は、第二百九十九条

を生ずるおそれがあるときは、この限りでなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益なせ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、その証所人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の証明力人、鑑定人、通訳人とができる。ただし、その証め、当該氏名と認めるときその他の被告人の防御に実質的な不利益の名とされるおそれがあるときは、この限りでなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益の者を畏怖させる。

検察官は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定を含むる場合を除き、被告人の証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述のその証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述のその証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述の不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合において、同項本文は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる連絡先ないことができる。この場合において、同項本文の規定に対し、任居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならない。

らせる時期若しくは方法を指定することができ 明力の判断に資するような被告人その他の関係 る。ただし、その検察官請求証人等の供述の証 官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせ 証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察 と認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は 若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しく 次項において「検察官請求証人等」という。) 氏名若しくは住居が記載され若しくは記録され り証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与える 者との利害関係の有無を確かめることができな てはならない旨の条件を付し、又は被告人に知 しくは困惑させる行為がなされるおそれがある しくは供述録取書等の供述者(以下この項及び 人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若 ている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳 べき場合において、証拠書類若しくは証拠物に 財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若 検察官は、第二百九十九条第一項の規定によ

条 文の規定による措置によつては同項本文に規定名 検察官は、前項本文の場合において、同項本氏 ない。 利益を生ずるおそれがあるときは、この限りで「析」 くなるときその他の被告人の防御に実質的な不

ければならない。 ときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しな検察官は、前各項の規定による措置をとつた

第二百九十九条の五 裁判所は、検察官が前条第のではいて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求によと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消めるという。

それがないとき。それがないとき。とれがないとき。とれがないとき。というは財産に害を加え又はこれらの者を畏若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏いる。というないとき。

弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名又は住行為がなされるおそれがあると認めるときは、取り消す場合において、同項第一号に規定すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部をと認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を裁判所は、前項第二号又は第三号に該当する

居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を担訴に資することができる。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力のとにより、当該措置に係る者の供述の証明力のとにより、当該措置に係る者の供述の証明力のときるの他の被告人の防御に実質的な不利益をときその他の被告人に知らせる時期若しくは方法をし、又は被告人に知らせてはならない旨の条件を付ときは、検察官の意見を聴かなければならない旨の条件を付出を被告人に知らせてはならない旨の条件を付出を被告人に知らせてはならない旨の条件を付出を被告人に知らせてはならない旨の条件を付出を被告人に知らせてはならない旨の条件を付出を被告人に知らせてはならない。

をすることができる。 指定する裁判を含む。)に対しては、即時抗告 定により条件を付し、又は時期若しくは方法を 第一項の請求についてした決定(第二項の規

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた この限りでない。 実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、 されている当該措置に係る者の氏名又は住居を 謄写するに当たり、これらに記載され又は記録 これらの親族の身体若しくは財産に害を加え又 前条第二項の規定による措置に係る者若しくは 第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規 とができなくなるときその他の被告人の防御に 又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定 被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、 より訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は 為がなされるおそれがあると認める場合におい 定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた の他の関係者との利害関係の有無を確かめるこ の供述の証明力の判断に資するような被告人そ することができる。ただし、当該措置に係る者 めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定に はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行 て、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認

しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写 となけに係る者の氏名若しくは住居が記載され若 性置に係る者の氏名若しくは知頭の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲 の規定により訴訟に関する書類又は贈写するについて、これらのき当該という。

限りでない。

限りでない。

、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは知らせてはならない旨の条件を付し、若しくはができなくなるときその他の被告人の助けに入るときでの人の大田があるときは、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせる時期若しくは住居を被告人に知らせるおいるときない。

るおそれがあるときは、この限りでない。 その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ず 関係の有無を確かめることができなくなるとき だし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断 当該部分の朗読の求めを拒むことができる。た 措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若 又はその朗読を求めるについて、このうち当該 告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告 れがあると認める場合において、検察官及び被 怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそ 体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏 による措置に係る者若しくはこれらの親族の身る者若しくは裁判所がとつた前条第二項の規定 四第一項から第四項までの規定による措置に係 に資するような被告人その他の関係者との利害 しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は 人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し 裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の

第二百九十九条の七 検察官は、第二百九十九条の四第一項若しくは第三項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又はこれらの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従定による時期若しくは第三項の規定によりが従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士の規定により付したときは、第三十十八条では第三位の規定により付したときは、第三十十八条では第三位の規定により付した。

裁判所は、第二百九十九条の五第二項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により付しは前条第一項若しくは第二項の規定により付しながなかつたときは、弁護士である弁護人が役わなかつたときは、弁護士である弁護士の所属する弁護士の方とのである弁護士の方属する弁護士を入びにつば当該弁護士の所属する弁護士を入びにつば、第二百九十九条の五第二項若しくとを請求することができる。

定により証拠とすることができる書面について第三百条 第三百二十一条第一項第二号後段の規に通知しなければならない。をつた処置をその請求をした検察官又は裁判所とつた処置をその請求をした検察官又は裁判所

ならない。は、検察官は、必ずその取調を請求しなければ

第三百一条 第三百二十二条及び第三百二十四条 第三百一条の二 次に掲げる事件については、検 ば、その取調を請求することはできない。 告人の供述が自白である場合には、犯罪事実に 第一項の規定により証拠とすることができる被 当することにより同項の規定による記録が行わ ばならない。ただし、同項各号のいずれかに該 解の機会の開始から終了に至るまでの間におけ するため、当該書面が作成された取調べ又は弁 その承認が任意にされたものであることを証明 関し、その承認が任意にされたものでない疑い 容とするものの取調べを請求した場合におい され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内 項において同じ。)の弁解の機会に際して作成 いてこれらの規定を準用する場合を含む。第三 条第一項(第二百十一条及び第二百十六条にお 条第一項、第二百四条第一項若しくは第二百五 調べ(逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ 拠とすることができる書面であつて、当該事件 察官は、第三百二十二条第一項の規定により証 関する他の証拠が取り調べられた後でなけれ より記録した記録媒体の取調べを請求しなけれ る被告人の供述及びその状況を第四項の規定に があることを理由として異議を述べたときは、 に限る。第三項において同じ。)又は第二百三 についての第百九十八条第一項の規定による取 被告人又は弁護人が、その取調べの請求に

罪に係る事件死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる

れなかつたことその他やむを得ない事情によつ

て当該記録媒体が存在しないときは、この限り

三 司法警察員が送致し又は送付した事件以外死亡させたものに係る事件 る罪であつて故意の犯罪行為により被害者を二 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当た

請求を却下しなければならない。所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの所は、決定で、同項に規定する書面の取調べの検察官が前項の規定に違反して同項に規定すの事件(前二号に掲げるものを除く。)

ることができる被告人以外の者の供述であつる第三百二十二条第一項の規定により証拠とすついて、第三百二十四条第一項において準用すつに、第三百二十四条第一項において準用すが、第一項の規定は、第一項各号に掲げる事件に

議を述べた場合にこれを準用する。 議を述べた場合にこれを準用する。 議を述べた場合にこれを準用する。

送付することが見込まれるものを除く。)につ 六条において準用する場合を含む。)の規定に 第二百三条第一項(第二百十一条及び第二百十 又は第二号に掲げる事件について、逮捕若しく ればならない。司法警察職員が、第一項第一号 疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被 条においてこれらの規定を準用する場合を含 二百五条第一項(第二百十一条及び第二百十六 又は被疑者に対し第二百四条第一項若しくは第 百九十八条第一項の規定により取り調べるとき の他の事情に照らして司法警察員が送致し又は あつて、司法警察員が現に捜査していることそ する事件が送致され又は送付されているもので る事件(同項第三号に掲げる事件のうち、関連 より弁解の機会を与えるときも、同様とする。 の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し は勾留されている被疑者を第百九十八条第一項 に行う方法により記録媒体に記録しておかなけ む。)の規定により弁解の機会を与えるときは、 いて、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第 ない事情により、記録をすることができない 検察官又は検察事務官は、第一項各号に掲げ 記録に必要な機器の故障その他のやむを得

き。 分な供述をすることができないと認めるとの言動により、記録をしたならば被疑者が十二 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者

国 方にまて掲げるらつりまれ、U程の生質、の指定を受けた暴力団の構成員による犯罪にの指定を受けた暴力団の構成員による犯罪にの指定を受けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。 係るものであると認めるとき。

述及びその状況が明らかにされた場合には被体の性格その他の事情に照らし、被疑者の供関係者の言動、被疑者がその構成員である団四 前二号に掲げるもののほか、犯罪の性質、

田として異 とができる書面が捜査記録の一部であるときが任意にさ 又は第三百二十六条の規定により証拠とすることに関 第三百二条 第三百二十一条乃至第三百二十三条のに限る。) 述をすることができないと認めるとき。 ばを人に により、記録をしたならば被疑者が十分な供(被告人に により、記録をしたならば被疑者が十分な供項の弁解 困惑させる行為がなされるおそれがあること項、第二項の

は、検察官は、できる限り他の部分と分離して

尋問する。
尋問する。
は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これをは、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が 検察官、被告人又は斜訳人を尋問することができ る。この場合において、その証人、鑑定人、通 設人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は ができ る。この場合において、その証人、鑑定人、通 ができ をした者が、先に尋問する。

〒1980 - 战利所は、正人と尋問する場合の順序を変更することができる。 被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び

第三百四条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前(第百五十七条の五第一項に規定する措置を採る場合を含む。)においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

いては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又裁判所書記官にこれを朗読させることができる。判所書記官にこれを朗読させることができる。当たこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁り、証拠書類の取調べを請求した者にこれを朗読判長は、その取調べを請求した者にこれを朗読制長は、その取調べを請求した者にこれを朗読がない。

朗読させなければならない。 は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを

あつたときは、前二項の規定による証拠書類の第二百九十条の二第一項又は第三項の決定が 朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法 でこれを行うものとする。

るのは、「証人等特定事項」とする。 場合において、同項中「被害者特定事項」とあ 類の朗読についても、前項と同様とする。この における第一項又は第二項の規定による証拠書 第二百九十条の三第一項の決定があつた場合

は自らこれを告げることができる。 該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又 た者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当 体の再生に代えて、当該調書の取調べを請求し 意見を聴き、相当と認めるときは、当該記録媒 は、第一項又は第二項の規定による朗読に代え 体がその一部とされた調書の取調べについて第百五十七条の六第四項の規定により記録媒 て、当該記録媒体を再生するものとする。ただ し、裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の

第三百六条 検察官、被告人又は弁護人の請求に より、証拠物の取調をするについては、裁判長 は、請求をした者をしてこれを示させなければ に規定する措置を採ることができる。 人又は弁護人の意見を聴き、第百五十七条の五 おいて、必要と認めるときは、検察官及び被告 六第四項に規定する記録媒体を再生する場合に 裁判所は、前項の規定により第百五十七条の

示させなければならない。 又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを 示させることができる。 裁判所が職権で証拠物の取調をするについて 裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、

又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを ならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、

第三百七条 証拠物中書面の意義が証拠となるも のの取調をするについては、前条の規定による 第三百五条の規定による。

第三百七条の二 第二百九十一条の二の決定があ これを行うことができる。 四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠 九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百 つた事件については、第二百九十六条、第二百 は、公判期日において、適当と認める方法で

する適当な機会を与えなければならない 裁判所は、検察官及び被告人又は弁 証拠の証明力を争うために必要と 第三百十三条の二 この法律の規定に基づいて裁

第三百九条 検察官、被告人又は弁護人は、 調に関し異議を申し立てることができる。

る場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し 立てることができる。 検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定す

ければならない。 裁判所は、前二項の申立について決定をしな

第三百十条 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物 第三百十一条 被告人は、終始沈黙し、又は個々 らない。但し、裁判所の許可を得たときは、原 は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければな 本に代え、その謄本を提出することができる。

の質問に対し、供述を拒むことができる。 は、何時でも必要とする事項につき被告人の供 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長

述を求めることができる。 陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人

述を求めることができる。 又はその弁護人は、裁判長に告げて、 前項の供

| きは、公訴事実の同一性を害しない限度におい第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があると きは、訴因又は罰条を追加又は変更すべきこと 撤回又は変更を許さなければならない。 て、起訴状に記載された訴因又は罰条の追加、 判所は、審理の経過に鑑み適当と認めると

更された部分を被告人に通知しなければならな更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変裁判所は、訴因又は罰条の追加、撤回又は変 い。

を命ずることができる。

により、決定で、被告人に充分な防禦の準備を あると認めるときは、被告人又は弁護人の請求 り被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞が ばならない。 させるため必要な期間公判手続を停止しなけれ 裁判所は、訴因又は罰条の追加又は変更によ

第三百十三条 きる。 併合し、又は終結した弁論を再開することがで は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは 検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又 裁判所は、適当と認めるときは、

があるときは、裁判所の規則の定めるところに 裁判所は、被告人の権利を保護するため必要 決定を以て弁論を分離しなければならな

判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人

証拠 る決定をしたときは、この限りでない。 の選任は、弁論が併合された事件についてもそ なければならない。 前項ただし書の決定をするには、あらかじ 効力を有する。ただし、裁判所がこれと異な 検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴

第三百十四条 被告人が心神喪失の状態に在ると きは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定 その裁判をすることができる。 場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちに 除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな なければならない。但し、無罪、免訴、刑の免 で、その状態の続いている間公判手続を停止し

せた場合は、この限りでない。 び第二百八十五条の規定により代理人を出頭さ しなければならない。但し、第二百八十四条及 ときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定 で、出頭することができるまで公判手続を停止 被告人が病気のため出頭することができない

ばならない。 することができるまで公判手続を停止しなけれ きないときは、公判期日外においてその取調を 証人が病気のため公判期日に出頭することがで するのを適当と認める場合の外、決定で、出頭 犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない

第三百十五条 開廷後裁判官がかわつたときは、 決の宣告をする場合は、この限りでない。 公判手続を更新しなければならない。但し、 は、医師の意見を聴かなければならない。 前三項の規定により公判手続を停止するに 判

第三百十六条 地方裁判所において一人の裁判官 取り消されたときは、公判手続を更新しなけれ第三百十五条の二 第二百九十一条の二の決定が のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判す 人に異議がないときは、この限りでない。 ばならない。但し、検察官及び被告人又は弁護 べきものであつた場合にも、その効力を失わな

### 第一款 公判前整理手続第二節 争点及び証拠の整理手続 第一目

第三百十六条の二 裁判所は、充実した公判の審 るための公判準備として、事件を公判前整理 弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期 あると認めるときは、検察官、被告人若しくは 理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要が 日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理す 続に付することができる。

> の意見を聴かなければならない。 り、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人 するには、裁判所の規則の定めるところによ 前項の決定又は同項の請求を却下する決定を

うものとする。 訴訟関係人に書面を提出させる方法により、 訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行より、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は 公判前整理手続は、この款に定めるところに

第三百十六条の三 が行われるようにするとともに、できる限り早るよう、公判前整理手続において、十分な準備 期にこれを終結させるように努めなければなら 理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができ 裁判所は、充実した公判の

なければならない。 公判前整理手続において、 的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、 もに、その実施に関し、裁判所に進んで協力し 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続 相互に協力するとと

第三百十六条の四 公判前整理手続においては、 ができない。 被告人に弁護人がなければその手続を行うこと 公判前整理手続において被告人に弁護人がな

第三百十六条の五 公判前整理手続においては、 ればならない。 いときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなけ

次に掲げる事項を行うことができる。 二 訴因又は罰条の追加、 公判期日においてすることを予定している 訴因又は罰条を明確にさせること。 撤回又は変更を許す

主張を明らかにさせて事件の争点を整理する

五四 証拠調べの請求をさせること。

七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を 却下する決定をすること 証拠調べの請求に関する意見 (証拠書類に の意見を含む。)を確かめること。 ついて第三百二十六条の同意をするかどうか 趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。 前号の請求に係る証拠について、その立

九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決 その取調べの順序及び方法を定めること。 証拠調べをする決定をした証拠について、

する裁定をすること。 第三目の定めるところにより証拠開示に関

十二 公判期日を定め、又は変更することその 定又は当該決定を取り消す決定をすること。 る被告事件の手続への参加の申出に対する決 公判手続の進行上必要な事項を定めるこ 第三百十六条の三十三第一項の規定によ

第三百十六条の六 裁判長は、訴訟関係人を出頭 理手続期日を定めなければならない。 させて公判前整理手続をするときは、 公判前整

なければならない。 裁判所の規則の定めるところにより、あらかじ 変更することができる。この場合においては、 請求により又は職権で、公判前整理手続期日を 人及び弁護人に通知しなければならない。 裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の 公判前整理手続期日は、これを検察官、被告 検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴か

第三百十六条の七 公判前整理手続期日に検察官 続を行うことができない。 又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手

第三百十六条のハ 弁護人が公判前整理手続期日 は、裁判長は、職権で弁護人を付さなければな に出頭しないとき、又は在席しなくなつたとき

第三百十六条の九 被告人は、 付することができる。 それがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないお 公判前整理手続期

日に出頭することができる。 ることができる。 裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対 公判前整理手続期日に出頭することを求め 第三百十六条の十四 検察官は、前条第二項の規

拒むことができる旨を告知しなければならな し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を 判前整理手続期日において、まず、被告人に対 続をする場合には、被告人が出頭する最初の公 裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手

第三百十六条の十 裁判所は、弁護人の陳述又は 及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出 確かめる必要があると認めるときは、公判前整 を求めることができる。 理手続期日において被告人に対し質問を発し、 弁護人が提出する書面について被告人の意思を

第三百十六条の十一 二号、第七号及び第九号から第十一号までの決 に命じ、公判前整理手続(第三百十六条の五第 裁判所は、合議体の構成員

> において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と 同一の権限を有する。 定を除く。)をさせることができる。この場合

|第三百十六条の十二 公判前整理手続期日には、 裁判所書記官を立ち会わせなければならない。 前整理手続調書を作成しなければならない。 は、裁判所の規則の定めるところにより、公判 公判前整理手続期日における手続について

第三百十六条の十三 裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付 る事実をいう。以下同じ。)を記載した書面を、 該書面には、証拠とすることができず、又は証 しなければならない。この場合においては、当 (公判期日において証拠により証明しようとす 理手続に付されたときは、その証明予定事実 第二目 検察官は、事件が公判前整 争点及び証拠の整理

ない。 めに用いる証拠の取調べを請求しなければなら とができない。 検察官は、前項の証明予定事実を証明するた

断を生じさせるおそれのある事項を記載するこ

に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予 拠としてその取調べを請求する意思のない資料

ついては、第二百九十九条第一項の規定は適用前項の規定により証拠の取調べを請求するに しない。

見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付 並びに第二項の請求の期限を定めるものとす 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意

開示をしなければならない。 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏 名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者 覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。 において供述すると思料する内容の要旨を記 と認めるときにあつては、その者が公判期日 き、又はこれを閲覧させることが相当でない るもの(当該供述録取書等が存在しないと おいて供述すると思料する内容が明らかにな の供述録取書等のうち、その者が公判期日に 拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証

載した書面)を閲覧する機会(弁護人に対し ること。 ては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与え

官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければ は、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察 た後、被告人又は弁護人から請求があつたとき ならない。 検察官は、前項の規定による証拠の開示をし

区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の 項を記載しなければならない

証拠物 品名及び数量

日及び供述者の氏名 印のあるもの 当該書面の標目、 供述を録取した書面で供述者の署名又は押 作成の年月

三 証拠書類(前号に掲げるものを除く。) の氏名 該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成 当 者

おそれがあると認めるものは、同項の一覧表に あつて、これを記載することにより次に掲げる 規定により第二項の一覧表に記載すべき事項で 記載しないことができる。 前項の規定にかかわらず、検察官は、 同項の

おそれ 畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を

二 人の名誉又は社会生活の平穏が著しく害さ れるおそれ

三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずる おそれ

しなければならない。この場合においては、前新たに保管するに至つた証拠の一覧表の交付を 二項の規定を準用する。 をした後、証拠を新たに保管するに至つたとき は、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該 検察官は、第二項の規定により一覧表の交付

請求証拠」という。)については、速やかに、

定により取調べを請求した証拠(以下「検察官

拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による 被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証

第三百十六条の十五 検察官は、前条第一項の規 断するために重要であると認められるものにつ おそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相 の必要性の程度並びに当該開示によつて生じる 告人の防御の準備のために当該開示をすること た場合において、その重要性の程度その他の被 いて、被告人又は弁護人から開示の請求があつ 次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当 定による開示をした証拠以外の証拠であつて、 当と認めるときは、速やかに、同項第一号に定 し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判

の場合において、検察官は、必要と認めるとき める方法による開示をしなければならない。こ 件を付することができる。 は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条

三 第三百二十一条第三項に規定する書面又は は裁判官の検証の結果を記載した書面 第三百二十一条第二項に規定する裁判所又

これに準ずる書面

これに準ずる書面 第三百二十一条第四項に規定する書面又は

次に掲げる者の供述録取書等

三百二十六条の同意がされない場合には、 検察官が証人として尋問を請求することを 予定しているもの の供述者であつて、当該供述録取書等が第 検察官が証人として尋問を請求した者 検察官が取調べを請求した供述録取書等

察官請求証拠により直接証明しようとする事 実の有無に関する供述を内容とするもの の供述録取書等であつて、検察官が特定の検 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者 被告人の供述録取書等

共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提調べの状況を記録したもの(被告人又はその あつて、身体の拘束を受けている者の取調べ げるものに係るものに限る。) 起された者であつて第五号イ若しくは口に掲 に関し、その年月日、時間、場所その他の取 上作成することを義務付けられている書面で 検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記 状況を記録したものをいう。次項及び第三項者、押収の年月日、押収場所その他の押収の 面であつて、証拠物の押収に関し、その押収職務上作成することを義務付けられている書 録書面(押収手続の記録に関する準則に基づ 第二号イにおいて同じ。) き、検察官、検察事務官又は司法警察職員が

必要性の程度並びに当該開示によつて生じるお 又は弁護人から開示の請求があつた場合にお る開示をしたものを除く。) について、被告人 手続記録書面(前条第一項又は前項の規定によ 証明力を判断するために当該開示をすることの て、当該証拠物により特定の検察官請求証拠 前項の規定による開示をすべき証拠物の押

と認めるときも、同項と同様とする。 それのある弊害の内容及び程度を考慮し、 被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求を 相当

分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区 ばならない。

第一項の開示の請求 第一項各号に掲げる証拠の類型及び開示 次に掲げる事項

御の準備のために当該開示が必要である理 ために重要であることその他の被告人の防 事情に照らし、 拠と当該検察官請求証拠との関係その他の応する証明予定事実、開示の請求に係る証 が当該検察官請求証拠の証明力を判断する の請求に係る証拠を識別するに足りる事項 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対 当該開示の請求に係る証拠

前項の開示の請求 別するに足りる事項 開示の請求に係る押収手続記録書面を識 次に掲げる事項

開示が必要である理由 事情に照らし、当該証拠物により当該検察と特定の検察官請求証拠との関係その他の第一項の規定による開示をすべき証拠物 官請求証拠の証明力を判断するために当該

第三百十六条の十六 被告人又は弁護人は、第三 意見を明らかにしなければならない。 その取調べの請求に関し異議がないかどうかのて、第三百二十六条の同意をするかどうか又は 開示を受けたときは、検察官請求証拠につい 項及び第二項の規定による開示をすべき証拠の 百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、 つ、第三百十六条の十四第一項並びに前条第一

見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意 期限を定めることができる。

第三百十六条の十七 ては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を 明らかにしなければならない。この場合におい あるときは、裁判所及び検察官に対し、これを ことを予定している事実上及び法律上の主張が の証明予定事実その他の公判期日においてする をすべき証拠の開示を受けた場合において、そ 六条の十五第一項及び第二項の規定による開示 つ、第三百十六条の十四第一項並びに第三百十 百十六条の十三第一項の書面の送付を受け、 被告人又は弁護人は、第三 カュ 弊害の内容及び程度を考慮し、

を準用する。 においては、第三百十六条の十三第三項の規定 の取調べを請求しなければならない。この場合 あるときは、これを証明するために用いる証拠 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実が

見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべ きる。 き期限及び前項の請求の期限を定めることがで 裁判所は、 検察官及び被告人又は弁護人の意

第三百十六条の十八 被告人又は弁護人は、 第二項の規定により取調べを請求した証拠につ 掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方 いては、速やかに、検察官に対し、次の各号に 法による開示をしなければならない。

拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与える 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証

名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者一 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏 載した書面)を閲覧し、かつ、謄写する機会 と認めるときにあつては、その者が公判期日 を与えること。 において供述すると思料する内容の要旨を記 き、又はこれを閲覧させることが相当でない るもの(当該供述録取書等が存在しないと の供述録取書等のうち、その者が公判期日に いて供述すると思料する内容が明らかにな

第三百十六条の十九 検察官は、前条の規定によ る開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第 明らかにしなければならない。 三百二十六条の同意をするかどうか又はその取 は弁護人が取調べを請求した証拠について、第 三百十六条の十七第二項の規定により被告人又 調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意

第三百十六条の二十 検察官は、第三百十六条の 期限を定めることができる。 見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき 度並びに当該開示によつて生じるおそれのある 準備のために当該開示をすることの必要性の程 拠であつて、第三百十六条の十七第一項の主張 び第二項の規定による開示をした証拠以外の証 十四第一項並びに第三百十六条の十五第一項及 又は弁護人から開示の請求があつた場合におい に関連すると認められるものについて、被告人 て、その関連性の程度その他の被告人の防御の

めるときは、開示の時期若しくは方法を指定 ない。この場合において、検察官は、必要と認 きは、速やかに、第三百十六条の十四第一項第 し、又は条件を付することができる。 号に定める方法による開示をしなければなら

ばならない。 るときは、次に掲げる事項を明らかにしなけ 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をす

開示の請求に係る証拠を識別するに足りる

防御の準備のために当該開示が必要である理請求に係る証拠との関連性その他の被告人の二 第三百十六条の十七第一項の主張と開示の

第三百十六条の二十一 あると認めるときは、速やかに、その追加すべに用いる証拠の取調べの請求を追加する必要が 変更すべき証明予定事実を記載した書面を、 の十三から前条まで(第三百十六条の十四第五 の場合においては、第三百十六条の十三第三項 き証拠の取調べを請求しなければならない。こ 判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付し ると認めるときは、速やかに、その追加し又は の証明予定事実を追加し又は変更する必要があ 項を除く。)に規定する手続が終わつた後、そ の規定を準用する。 百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。 なければならない。この場合においては、第三 検察官は、その証明予定事実を証明するため 検察官は、第三百十六条 裁

る 並びに前項の請求の期限を定めることができ 見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意

の規定により検察官が取調べを請求した証拠に 十五及び第三百十六条の十六の規定は、第二項 ついてこれを準用する。 第三百十六条の十四第一項、 第三百十六条の

第三百十六条の二十二 被告人又は弁護人は、第 る 三百十六条の十三第一項後段の規定を準用す 三百十六条の十三から第三百十六条の二十まで めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対 項の主張を追加し又は変更する必要があると認 る手続が終わつた後、第三百十六条の十七第一 しなければならない。この場合においては、第 し、その追加し又は変更すべき主張を明らかに (第三百十六条の十四第五項を除く。) に規定す

相当と認めると

十三第三項の規定を準用する。 明するために用いる証拠の取調べの請求を追加 の追加すべき証拠の取調べを請求しなければな する必要があると認めるときは、速やかに、そ らない。この場合においては、第三百十六条 被告人又は弁護人は、その証明予定事実を

き期限及び前項の請求の期限を定めることがで 見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべ 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の

する。 の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護 人が取調べを請求した証拠についてこれを準用 第三百十六条の十八及び第三百十六条の十九

第三百十六条の二十三 第二百九十九条の二及び 証拠についてこれを準用する。 し又は変更すべき主張に関連すると認められる

第三百十六条の二十の規定は、第一項の追

第四項において準用する場合を含む。)の規定 第二百九十九条の三の規定は、検察官又は弁護 百十六条の十四第一項(第三百十六条の二十一 についてこれを準用する。 による証拠の開示をすべき場合についてこれを 人がこの目の規定による証拠の開示をする場合 第二百九十九条の四の規定は、検察官が第三

する。 定による措置をとつた場合についてこれを準用第二百九十九条の四第一項から第四項までの規 までの規定は、検察官が前項において準用する 第二百九十九条の五から第二百九十九条の

準用する。

第三百十六条の二十四 裁判所は、公判前整理 結果を確認しなければならない。 弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理 続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は

第三百十六条の二十五 裁判所は、証拠の開示 を考慮して、必要と認めるときは、第三百十六おそれのある弊害の内容及び程度その他の事情 定による開示をすべき証拠については被告人又 り、第三百十六条の十八(第三百十六条の二十 条の十四第一項(第三百十六条の二十一第四 必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じる は弁護人の請求により、決定で、 二第四項において準用する場合を含む。) の規 開示をすべき証拠については検察官の請求によ において準用する場合を含む。) の規定による 第三目 証拠開示に関する裁定

裁判所は、前項の請求について決定をするとすることができる。 示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付

即時抗告をすることができる。第一項の請求についてした決定に対しては、きは、相手方の意見を聴かなければならない。裁判所は、前項の請求について決定をすると

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十七 裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができる。こ 裁判所は、被告人又は弁護人に対し、当該部であると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠の標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該部の場合においては、裁判所は、何人にも、当該部の場合において、裁判所は、何人にも、当該部できる。この場合においては、裁判所は、第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条

用する。 用する。 用する抗告裁判所について、それぞれ準 告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第三項の即時抗 又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判 第一項の規定は第三百十六条の二十五第三項

せることができない。

# 第二款 期日間整理手続

鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若し第三百十六条の二十八 裁判所は、審理の経過に

理手続に付することができる。理手続に付することができる。事件を期日間整理するための公判準備として、事件を期日間整判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整くは弁護人の請求により又は職権で、第一回公

# 第三款 公判手続の特例

廷することはできない。 第三百十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合に は、第二百八十九条第一項に規定する事件に該 であつても、弁護人がなければ開 のであっても、弁護人がなければ開 のであっても、弁護人がなければ開

第三百十六条の三十 公判前整理手続に付された第三百十六条の三十 公判前整理手続に付されたなり証明すべき事実その他の事実上及び法律上い。この場合においては、第二百九十六条の手続にい。この場合においては、被告人又は弁護人は、証拠に事件については、被告人又は弁護人は、証拠にを準用する。

第三百十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わつた後、公判期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わつた後、公判期日間整理手続に付さればならない。

第三百十六条の三十二 公判前整理手続又は期日第三百十六条の三十二 公判前整理手続が終わつて公判前整理手続又は期日間整理手続におい項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によ及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一を後には、証拠調べを請求することができなかった。

▽期日間整 はない。 び証拠を整 に、職権で証拠調べをすることを妨げるもので第一回公 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるとき

### 第三節 被害者参加

第三百十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人との関係その他の事情を考犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考れ罪の性質、被告人との関係その他の事情を考着等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の

全部又は一部への出席を許さないことができ

して、相当でないと認めるときは、公判期日

四条から第二百二十七条までの罪第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十条以第百七十九条まで、対意の犯罪行為により人を死傷させた罪

国 自動車の重云こより人を形易させる庁為等の罪を除く。) れらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げれらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げ三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこ

しくは第四項の罪十六号)第四条、第五条又は第六条第三項若十六号)第四条、第五条又は第六条第三項若の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八の拠別に関する法律(平成二十五年法律第八

する。

立、これを裁判所に通知するものと意見を付して、これを裁判所に通知するものとればならない。この場合において、検察官は、が項の申出は、あらかじめ、検察官にしなけが、第一号から第三号までに掲げる罪の未遂罪

裁判所は、第一項の規定により被告事件の手も、同様とする。

第三百十六条の三十四 被害者参加人又はその委第三百十六条の三十四 被害者参加人又はその委

公判期日は、これを被害者参加人に通知

しな

ればならない。

の委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮を判所は、審理の状況、被害者参加人又はそ一部に対し、その中から、公判期日に出席すると認めるときは、これらの者の全員又はそのると認めるときは、これらの者の全員又はその委託を受けると認めるときは、これらの者の全員又はその委託を受ける。

前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。 第三百十六条の三十五 被害者参加人又はその委第三百十六条の三十五 被害者参加人又はその委権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百十六条の三十六 裁判所は、証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項(犯罪事実に関するものを除く。)についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

を裁判所に通知するものとする。を裁判所に通知するものとする。自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これらかにして、検察官にしなければならない。こらかにして、検察官にしなければならない。こらの場合において、検察官にしなければならない。こ前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後

を制限することができる。 を制限する事項以外の事項にわたるときは、これ までに規定する場合のほか、被害者参加人又は までに規定する場合のほか、被害者参加人又は までに規定する場合のほか、被害者参加人又は

るための質問を発することの申出があるとき告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めま三百十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人

出をした者が被告人に対してその質問を発する の他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申 る質問をする事項の内容、申出をした者の数そ と認める場合であつて、審理の状況、申出に係 規定による意見の陳述をするために必要がある 加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の ことを許すものとする。 被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参

項に規定する意見の陳述をするために必要があ 又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一 び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及 ついて自ら供述を求める場合を除き、意見を付 して、これを裁判所に通知するものとする。 .。この場合において、検察官は、当該事項に 明らかにして、検察官にしなければならな 前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項

**第三百十六条の三十八** 裁判所は、被害者参加人 ある場合において、審理の状況、申出をした者 律の適用について意見を陳述することの申出が 者がその意見を陳述することを許すものとす として特定された事実の範囲内で、申出をした の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因 は、公判期日において、第二百九十三条第一項 の数その他の事情を考慮し、相当と認めるとき

限することができる。 一項に規定する範囲を超えるときは、これを制又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第 び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人 して、これを裁判所に通知するものとする。 ない。この場合において、検察官は、意見を付 要旨を明らかにして、検察官にしなければなら 裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及 前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の

いものとする。 第一項の規定による陳述は、証拠とはならな

が第三百十六条の三十四第一項(同条第五項に第三百十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人 席する場合において、被害者参加人の年齢、心じ。)の規定により公判期日又は公判準備に出 おいて準用する場合を含む。第四項において同 が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると | 第三百十七条 身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人

ないと認める者を、被害者参加人に付き添わせ その陳述の内容に不当な影響を与えるおそれが 為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又は の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行 適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人 意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに 認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の | 第三百十八条 証拠の証明力は、 ることができる。

尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為 をしてはならない。 若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はそ ととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の の陳述の内容に不当な影響を与えるような言動 前項の規定により被害者参加人に付き添うこ

の者を被害者参加人に付き添わせることが相当るおそれがあると認めるに至つたときその他そ の決定を取り消すことができる。 妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与え を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を 訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述 でないと認めるに至つたときは、決定で、同項 に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは 裁判所は、第一項の規定により被害者参加人

を制限することができる。

る事項に関係のない事項にわたるときは、これ

それがあると認める場合であつて、相当と認め 被害者参加人の状態を認識することができない 告人とその被害者参加人との間で、被告人から を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被 るときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見 きは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるお 前において在席、尋問、質問又は陳述をすると の他の事情により、被害者参加人が被告人の面 参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係そ ようにするための措置を採ることができる。 に出席する場合において、犯罪の性質、被害者 十四第一項の規定により公判期日又は公判準備 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三

識することができないようにするための措置を 被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその 情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び 齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事 合において、犯罪の性質、被害者参加人の年 被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認 十四第一項の規定により公判期日に出席する場 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三

証拠

事実の認定は、 証拠による。

> 判断に委ねる。 裁判官の自由な

第三百十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、 不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他 を証拠とすることができない。 任意にされたものでない疑のある自白は、これ

拠である場合には、有罪とされない。 を問わず、その自白が自己に不利益な唯一の 被告人は、公判廷における自白であると否と 証

有罪であることを自認する場合を含む。 前二項の自白には、起訴された犯罪について

第三百二十条 第三百二十一条乃至第三百二十八 外における他の者の供述を内容とする供述を証 条に規定する場合を除いては、公判期日におけ 拠とすることはできない。 る供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日

拠については、前項の規定は、これを適用しな 限りでない。 することに異議を述べたものについては、この い。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠と 第二百九十一条の二の決定があつた事件の証

書又はその者の供述を録取した書面で供述者の第三百二十一条 被告人以外の者が作成した供述 署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場 合に限り、これを証拠とすることができる。 判期日において前の供述と異なつた供述をし たとき ないとき、又は供述者が公判準備若しくは公 所在不明若しくは国外にいるため公判準備若 の供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、 び第二項に規定する方法による場合を含む。) しくは公判期日において供述することができ における供述を録取した書面については、そ 裁判官の面前(第百五十七条の六第一項及

二 検察官の面前における供述を録取した書面 するときに限る。 よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存 ただし、公判準備又は公判期日における供述 若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。 くは公判期日において前の供述と相反するか することができないとき、又は公判準備若し ため公判準備若しくは公判期日において供述 は身体の故障、所在不明若しくは国外にいる については、その供述者が死亡、精神若しく

障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は、供述者が死亡、精神若しくは身体の故 前二号に掲げる書面以外の書面について

> その供述が特に信用すべき情況の下にされた かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠は公判期日において供述することができず、 くことができないものであるとき。ただし、 ものであるときに限る。

できる。 の規定にかかわらず、これを証拠とすることが は裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項 における供述を録取した書面又は裁判所若しく 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日

第一項の規定にかかわらず、これを証拠とする 日において証人として尋問を受け、その真正に 作成されたものであることを供述したときは、 の結果を記載した書面は、その供述者が公判期 ことができる。 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証

の作成したものについても、前項と同様であ 鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人

第三百二十一条の二 被告事件の公判準備若しく ない。 を証人として尋問する機会を与えなければなら 録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記 取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者 る。この場合において、裁判所は、その調書を の規定にかかわらず、証拠とすることができ の事件の刑事手続において第百五十七条の六第 は公判期日における手続以外の刑事手続又は 項又は第二項に規定する方法によりされた証

適用しない。 いては、第三百五条第五項ただし書の規定は、 前項の規定により調書を取り調べる場合にお

たものとみなす。 については、被告事件の公判期日においてされ前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用 録された証人の供述は、第二百九十五条第一項 第一項の規定により取り調べられた調書に記

第三百二十二条 被告人が作成した供述書又は被 告人の供述を録取した書面で被告人の署名若し き、又は特に信用すべき情況の下にされたもの 利益な事実の承認を内容とするものであると くは押印のあるものは、その供述が被告人に不 おいても、 容とする書面は、その承認が自白でない場合に きる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内 であるときに限り、これを証拠とすることがで 第三百十九条の規定に準じ、 任意に

れを証拠とすることができない されたものでない疑があると認めるときは、こ 被告人の公判準備又は公判期日における供述

第三百二十三条 前三条に掲げる書面以外の書面 ることができる。 のであると認めるときに限り、これを証拠とす を録取した書面は、その供述が任意にされたも

次に掲げるものに限り、 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員(外 これを証拠とする

ことができる事実についてその公務員の作成 国の公務員を含む。)がその職務上証明する 商業帳簿、 航海日誌その他業務の通常の過

程において作成された書面

第三百二十四条 被告人以外の者の公判準備又は 況の下に作成された書面 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情

容とするものについては、第三百二十二条の規 するものについては、第三百二十一条第一項第 ける供述で被告人以外の者の供述をその内容と 公判期日における供述で被告人の供述をその内 被告人以外の者の公判準備又は公判期日にお

第三百二十五条 裁判所は、第三百二十一条から ければ、これを証拠とすることができない。 期日における供述の内容となつた他の者の供述 が任意にされたものかどうかを調査した後でな 面に記載された供述又は公判準備若しくは公判 書面又は供述であつても、あらかじめ、その書 前条までの規定により証拠とすることができる 三号の規定を準用する。

第三百二十六条 検察官及び被告人が証拠とする 当と認めるときに限り、第三百二十一条乃至前 成され又は供述のされたときの情況を考慮し相ことに同意した書面又は供述は、その書面が作 条の規定にかかわらず、これを証拠とすること

代理人又は弁護人が出頭したときは、 できる場合において、被告人が出頭しないとき 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことが 前項の同意があつたものとみなす。但し、 この限り

第三百二十七条 裁判所は、検察官及び被告人又 述の内容を書面に記載して提出したときは、 に出頭すれば供述することが予想されるその供 は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日 は、判決で無罪の言渡をしなければならない。

の文書又は供述すべき者を取り調べないでも、 においても、その書面の証明力を争うことを妨 その書面を証拠とすることができる。この場合

第三百二十八条 第三百二十一条乃至第三百二十 四条の規定により証拠とすることができない書 力を争うためには、これを証拠とすることがで における被告人、証人その他の者の供述の証明 面又は供述であつても、公判準備又は公判期日

公判の裁判

第三百二十九条 ならない。但し、第二百六十六条第二号の規定 により地方裁判所の審判に付された事件につい ては、管轄違の言渡をすることはできない。 ないときは、判決で管轄違の言渡をしなければ 被告事件が裁判所の管轄に属し

する事件として公訴の提起があつた場合におい第三百三十条 高等裁判所は、その特別権限に属 決定で管轄裁判所にこれを移送しなければなら のと認めるときは、前条の規定にかかわらず、 て、その事件が下級の裁判所の管轄に属するも

第三百三十一条 ことができない。 れば、土地管轄について、 裁判所は、 管轄違の言渡をする

第三百三十二条 簡易裁判所は、地方裁判所にお 管轄地方裁判所にこれを移送しなければならな 始した後は、これをすることができない。 いて審判するのを相当と認めるときは、決定で 管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開

第三百三十四条 被告事件について刑を免除する 第三百三十三条 ない。 ときは、判決でその旨の言渡をしなければなら でその言渡しをしなければならない。猶予の期刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決 は、判決で刑の言渡をしなければならない。 あ 間中保護観察に付する場合も、同様とする。 つたときは、第三百三十四条の場合を除いて 被告事件について犯罪の証明が

| るべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さ||第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪とな なければならない。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないとき、 又は被告事件について犯罪の証明がないとき れに対する判断を示さなければならない。減免の理由となる事実が主張されたときは、こ 法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重

渡をしなけ 確定判決を経たとき。

時効が完成したとき。 大赦があつたとき。

第三百三十八条 左の場合には、 二 第三百四十条の規定に違反して公訴が提起 却しなければならない。 被告人に対して裁判権を有しないとき。

無効であるとき。 公訴提起の手続がその規定に違反したため

第三百三十九条 左の場合には、 却しなければならない。

提起がその効力を失つたとき。 第二百七十一条第二項の規定により公訴の

も、何らの罪となるべき事実を包含していな 起訴状に記載された事実が真実であつて

公訴が取り消されたとき。

続しなくなつたとき。 被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存

はならないとき。 第十条又は第十一条の規定により審判して

ができる。 前項の決定に対しては、即時抗告をすること

きる。

第三百四十一条 ら退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かなけないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長か いで判決をすることができる。

第三百四十三条 禁錮以上の刑に処する判決の宣 第三百四十二条 判決は、 告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止 によりこれを告知する。 は、その効力を失う。この場合には、あらたに 公判廷において、 宣告

第三百四十四条 禁錮以上の刑に処する判決の宣 告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八 十九条の規定は、 これを適用しない

り、第九十八条の規定を準用する。

第三百三十七条 左の場合には、 ればならない。 判決で免訴の言 第三百四十五条

犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

判決で公訴を棄

一裁判所に公訴が提起されたとき。公訴の提起があつた事件について、 更に同

決定で公訴を棄

いとき。

Ŧi.

第三百四十条 公訴の取消による公訴棄却の決定 同一事件について更に公訴を提起することがで きあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、 が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につ

被告人が陳述をせず、許可を受

保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限

告知があつたときは、 号による場合を除く。)、罰金又は科料の裁判の 部の執行猶予、 無罪、免訴、刑の免除、刑の全 公訴棄却(第三百三十八条第四 勾留状は、その効力を失

第三百四十七条 第三百四十六条 べき理由が明らかなものは、これを被害者に還 渡がないときは、押収を解く言渡があつたも 押収した物について、 押収した贓物で被害者に還付す 没収の言 の

ら交付の請求があつたときは、前項の例によ 付する言渡をしなければならな 贓物の対価として得た物について、被害者

害関係人がその権利を主張することを妨げ ときは、還付の言渡があつたものとする。 仮に還付した物について、別段の言渡がない 前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、 利 な

第三百四十八条 る金額を納付すべきことを命ずることができ 告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当す るときは、検察官の請求により又は職権で、 をするのに著しい困難を生ずる虞があると認め を言い渡す場合において、判決の確定を待つて はその執行をすることができず、又はその執行 裁判所は、 罰金、科料又は 被

その言渡をしなければならない。 仮納付の裁判は、直ちにこれを執行すること 仮納付の裁判は、 刑の言渡と同時に、

第三百四十九条 をしなければならない。 べき場合には、検察官は、 ができる。 所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求 の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判 刑の執行猶予の言渡を取り消す 刑の言渡を受けた者

らない。 察所の長の申出に基づいてこれをしなけれ 取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観 五第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを 刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の

第三百四十九条の二 代理人の意見を聴いて決定をしなければならな は、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその 前条の請求があつたとき

六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規 前項の場合において、その請求が刑法第二十

ときは、口頭弁論を経なければならない。 あつて、猶予の言渡しを受けた者の請求がある 定による猶予の言渡しの取消しを求めるもので

選任することができる。 場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を 第一項の決定をするについて口頭弁論を経る

とができる。 護観察官に意見を述べさせることができる。 場合には、検察官は、裁判所の許可を得て、 第一項の決定に対しては、即時抗告をするこ 第一項の決定をするについて口頭弁論を経る 保

定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実に第三百五十条 刑法第五十二条の規定により刑を 及び第五項の規定を準用する。 なければならない。この場合には、 ついて最終の判決をした裁判所にその請求をし 前条第一項

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関 する合意

第一節 合意及び協議の手続

第三百五十条の二 検察官は、特定犯罪に係る事 かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件に で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件に要と認めるときは、被疑者又は被告人との間 罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必 関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯 行為をすることにより得られる証拠の重要性、 う。) について一又は二以上の第一号に掲げる 刑事事件(以下単に「他人の刑事事件」とい 件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の ついて一又は二以上の第二号に掲げる行為をす ついて一又は二以上の同号に掲げる行為をし、 ることを内容とする合意をすることができる。 次に掲げる行為

述をすること。 は司法警察職員の取調べに際して真実の供 第一項の規定による検察官、検察事務官又 第百九十八条第一項又は第二百二十三条

実の供述をすること。 証人として尋問を受ける場合において真

るものを除く。)。 の必要な協力をすること(イ及びロに掲げ よる証拠の収集に関し、証拠の提出その他 検察官、検察事務官又は司法警察職員に

次に掲げる行為

公訴を提起しないこと。

公訴を取り消すこと。

特定の訴因及び罰条により公訴を提起 又はこれを維持すること。

- を請求すること。 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは 回又は特定の訴因若しくは罰条への変更
- の陳述において、被告人に特定の刑を科す べき旨の意見を陳述すること。 第二百九十三条第一項の規定による意見

る罪(死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当た るものを除く。)をいう。 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げ

Ŧi.

から第二百五十条まで若しくは第二百五十二 条の四まで、第百九十八条、第二百四十六条 三条の五まで、第百九十七条から第百九十七 限る。)又は同法第百五十九条から第百六十 七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに 条の例により処断すべき罪又は同法第百五十 百五十八条の罪(同法第百五十五条の罪、同 断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第 しくは第百五十五条の罪、同条の例により処 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等 罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処 若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の 三条第一項第一号から第四号まで、第十三号 号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第 に関する法律(平成十一年法律第百三十六 罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる

関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に て政令で定めるもの 十五号)の罪その他の財政経済関係犯罪とし 又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第一 前二号に掲げるもののほか、租税に関する

次に掲げる法律の罪

第三十二号) 大麻取締法 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告 (昭和二十三年法律第百二十

四号) 五十二号) 覚醒剤取締法 (昭和二十六年法律第二百

麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年

法律第十四号) 武器等製造法 (昭和二十八年法律第百四

即決裁判手続の申立てをすること。 略式命令の請求をすること。

条から第二百五十四条までの罪 告人及び弁護人が連署した書面により、その内

罰法第十条若しくは第十一条の罪

においては、第百九十八条第二項の規定を準用 について供述を求めることができる。この場合

供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立 しなかつたときは、これを証拠とすることがで 被疑者又は被告人が前条の協議においてした

の罪に係る事件において用いるときは、これを 第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者 においてした行為が刑法第百三条、第百四条若 しくは第百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法 に係る同条の罪に当たる場合において、これら 前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議

第三百五十条の六 し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に 検察官は、司法警察員が送致 銃砲刀剣類所持等取締法 あへん法 (昭和二十九年法律第七十一

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す 行為を助長する行為等の防止を図るための 法律第六号) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正

(昭和三十三年

なければならない。

するときは、あらかじめ、司法警察員と協議し 者との間で第三百五十条の四の協議を行おうと 捜査していると認める事件について、その被疑

処罰法第七条の二の罪(いずれも前各号に掲 者に係るものに限る。) 若しくは組織的犯罪 げる罪を本犯の罪とするものに限る。) の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪 (同条第一項第一号から第三号までに掲げる 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条 る法律(平成三年法律第九十四号)

の合意の目的を達するため必要な事項をその内同項第二号に掲げる行為に付随する事項その他 する同項第一号に掲げる行為又は検察官がする第一項の合意には、被疑者若しくは被告人が 容として含めることができる。

> とすることを提案する同項第二号に掲げる行為 検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容 法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、

他の当該協議における必要な行為を司法警察員 前条第一項の規定により供述を求めることその

にさせることができる。この場合において、

司

ていることその他の事情を考慮して、当該他人

人の刑事事件について司法警察員が現に捜査し

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他

の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、

の内容の提示をすることができる。

第二節 公判手続の特例

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするに 前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被は、弁護人の同意がなければならない。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合 ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議が 意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又 ないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で は被告人及び弁護人との間で行うものとする。 容を明らかにしてするものとする。 行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官 被疑者又は被告人に対し、他人の刑事事件

> 第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でし の合意をしたときも、同様とする。 起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項ければならない。被告事件について、公訴の提 として第三百五十条の三第二項の書面(以下 た場合にあつては、その時後)遅滞なく、証拠 が終わつた後(事件が公判前整理手続に付され 公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続 おいて、当該合意に係る被疑者の事件について た第三百五十条の二第一項の合意がある場合に 「合意内容書面」という。)の取調べを請求しな

ければならない。 離脱する旨の告知をしているときは、検察官 百五十条の十第二項の規定により当該合意から 求する場合において、当該合意の当事者が第三 は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しな 前項の規定により合意内容書面の取調べを請

る旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞な 条の十第二項の規定により当該合意から離脱す 請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十 く、同項の書面の取調べを請求しなければなら 第一項の規定により合意内容書面の取調べを

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取 等であつて、その者が第三百五十条の二第一項 を取り調べることとしたときは、検察官は、 たものについて、検察官、被告人若しくは弁護 に基づいてされた供述を録取し若しくは記録し の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意 滞なく、 滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなけれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅人が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれ

及び第三項の規定を準用する。 ばならない。この場合においては、 前条第二項

人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護 ては、第三百五十条の七第三項の規定を準用す べを請求しなければならない。この場合におい は、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調 した第三百五十条の二第一項の合意があるとき 人となるべき者との間で当該証人尋問について 人尋問を行うこととした場合において、その証

### 第三節 合意の終了

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由がある ときは、当該各号に定める者は、第三百五十条 の二第一項の合意から離脱することができる。 当該合意に違反したとき その相手方 次に掲げる事由 被告人 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が 条の追加、撤回又は変更を請求した場合に ニに係る同項の合意に基づいて訴因又は罰 検察官が第三百五十条の二第一項第二号

り重い刑の言渡しをしたとき。 陳述した事件について、裁判所がその刑よ 三条第一項の規定による意見の陳述におい ホに係る同項の合意に基づいて第二百九十 て被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を 検察官が第三百五十条の二第一項第二号

同号に該当する場合を除く。)となつたこ 定を取り消したとき。 とを理由として第三百五十条の二十二の決 は実質的に異なつた供述をしたことにより しくは第四号に該当すること(同号につい 又は第三百五十条の二十五第一項第三号若 ることを理由とするものに限る。)をし、 二第三号又は第四号に掲げる場合に該当す これを却下する決定(第三百五十条の二十 続の申立てをした事件について、裁判所が ついて有罪である旨の陳述と相反するか又 ては、被告人が起訴状に記載された訴因に へに係る同項の合意に基づいて即決裁判手 検察官が第三百五十条の二第一項第二号

トに係る同項の合意に基づいて略式命令の 六十三条第一項若しくは第二項の規定によ 請求をした事件について、裁判所が第四百 検察官が第三百五十条の二第一項第二号

> り通常の規定に従い審判をすることとし、 により正式裁判の請求をしたとき。 又は検察官が第四百六十五条第一項の規定

次に掲げる事由 検察官

なつたとき。 の供述の内容が真実でないことが明らかに 協議においてした他人の刑事事件について 被疑者又は被告人が第三百五十条の四の

こと又は被疑者若しくは被告人が同項の合 意に基づいてした供述の内容が真実でない くは被告人が第三百五十条の二第一項の合 たとき。 変造されたものであることが明らかになつ 意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは 第一号に掲げるもののほか、被疑者若し

うものとする。 対し、当該合意から離脱する旨の告知をして行 た書面により、当該離脱に係る合意の相手方に 前項の規定による離脱は、その理由を記載し

第三百五十条の十一 検察官が第三百五十条の二 起訴議決があつたときは、当該合意は、その効 第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の 審査会法第三十九条の五第一項第一号若しくは 訴を提起しない処分をした事件について、検察 第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公 力を失う。

裁判所がこれを許さなかつたと

に係る事件について公訴が提起されたときにお第三百五十条の十二 前条の場合には、当該議決 において、これらを証拠とすることができな づいて得られた証拠は、当該被告人の刑事事件 いてした供述及び当該合意に基づいてした被告 人の行為により得られた証拠並びにこれらに基 いても、被告人が第三百五十条の四の協議にお

適用しない。 前項の規定は、次に掲げる場合には、 これを

が明らかになり、又は第三百五十条の十第一 為が、当該合意に違反するものであつたこと ることとなったとき。 項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当す 前条に規定する議決の前に被告人がした行

号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪 0) 百四条、第百六十九条若しくは第百七十二条 五十条の十五第一項の罪、刑法第百三条、 行為又は当該協議においてした行為が第三百 被告人が当該合意に基づくものとしてした 罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一 第

た証拠は、これらを証拠とすることができな 合意に基づいてした被告人の行為により得られ

ればならない。

することについてその者に異議がない場合に合及び当該被告人以外の者の刑事事件の証拠ととすることについて当該被告人に異議がない場前項の規定は、当該被告人の刑事事件の証拠 は、これを適用しない。

くは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若し 定する前に自白したときは、その刑を減軽し、 役に処する。 、、当該合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前であつて、か前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人

第五章 即決裁判手続

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しよ うとする事件について、事案が明白であり、 第一節 カュ

第三百五十条の十九 検察官は、即決裁判手続

申立てをした事件について、

被告人又は弁護人

件において用いるとき。 に当たる場合において、これらの罪に係る事

三 証拠とすることについて被告人に異議が

第四節 合意の履行の確

第三百五十条の十三 検察官が第三百五十条の1 したときは、判決で当該公訴を棄却しなければ式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略 る訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のもの項の合意(同号ハに係るものについては、特定第一項第二号イから二まで、ヘ又はトに係る同 若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異な は変更を請求することなく若しくは異なる訴因 提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しく 取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を に限る。) に違反して、公訴を提起し、公訴を ならない。

第一項の合意に違反したときは、被告人が第三第三百五十条の十四 検察官が第三百五十条の二 らず、これを許してはならない。 裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかわ 訴を維持する旨のものに限る。)に違反して訴 係る同項の合意(特定の訴因及び罰条により公 百五十条の四の協議においてした供述及び当該 因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ハに

合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の

又は免除することができる。

即決裁判手続の申立て

当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面 ると見込まれることその他の事情を考慮し、 上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について る。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以 により即決裁判手続の申立てをすることができ つ、軽微であること、証拠調べが速やかに終 は、この限りでない。

ことができない。 ついての被疑者の同意がなければ、これをする 前項の申立ては、即決裁判手続によることに

ばならない。 ができる旨を含む。)を説明し、通常の規定に るために必要な事項(被疑者に弁護人がないと 従い審判を受けることができる旨を告げなけ きは、次条の規定により弁護人を選任すること 官は、被疑者に対し、即決裁判手続を理解させ かどうかの確認を求めるときは、これを書面で しなければならない。この場合において、検察 検察官は、被疑者に対し、前項の同意をする

書面でその旨を明らかにしなければならない。 項の同意をし又はその意見を留保するときは、 れをすることができる。 護人が即決裁判手続によることについて同意を 立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁 し又はその意見を留保しているときに限り、 第一項の書面には、前項の書面を添付しなけ 被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前 ۲

被疑者に弁護人がある場合には、第一項

第三百五十条の十七 前条第三項の確認を求めら 者が選任した弁護人がある場合は、この限りで 弁護人を選任することができないときは、裁判 合において、被疑者が貧困その他の事由により 同意をするかどうかを明らかにしようとする場 れた被疑者が即決裁判手続によることについて 付さなければならない。ただし、被疑者以外の 官は、その請求により、被疑者のため弁護人を

場合についてこれを準用する。 第三十七条の三の規定は、前項の請求をする

第三百五十条の十八 護人を付さなければならない。 は、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁 つた場合において、被告人に弁護人がないとき 第二節 公判準備及び公判手続の特例 即決裁判手続の申立てがあ

機会を与えるべき場合には、できる限り速やか拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する に、その機会を与えなければならない。 に対し、第二百九十九条第一項の規定により証

申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁 第三百五十条の二十 裁判所は、即決裁判手続の 後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対 なければならない。 ことについて同意をするかどうかの確認を求め いるとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた 判手続によることについてその意見を留保して し、できる限り速やかに、即決裁判手続による

その旨を明らかにしなければならない。 弁護人は、前項の同意をするときは、書面で

第三百五十条の二十一 裁判長は、即決裁判手続 の同意があつた後)、できる限り早い時期の公(前条第一項に規定する場合においては、同項 判期日を定めなければならない。 は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後 の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又

第三百五十条の二十二 裁判所は、即決裁判手続 によつて審判をする旨の決定をしなければならときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続 された訴因について有罪である旨の陳述をした 条第四項の手続に際し、被告人が起訴状に記載 の申立てがあつた事件について、第二百九十一

- 意が撤回されたとき。 第三百五十条の十六第二項又は第四項の同
- 二 第三百五十条の二十第一項に規定する場合 又はその同意が撤回されたとき。 おいて、同項の同意がされなかつたとき、
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即 決裁判手続によることができないものである と認めるとき。
- でないものであると認めるとき。 当該事件が即決裁判手続によることが相当
- 第三百五十条の二十三 前条の手続を行う公判期 は、弁護人がないときは、これを開くことがで 日及び即決裁判手続による公判期日について
- 第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の 決定のための審理及び即決裁判手続による審判 百七条までの規定は、 については、第二百八十四条、第二百八十五 から第三百二条まで及び第三百四条から第三 第二百九十六条、第二百九十七条、第三百 これを適用しない

おいて、適当と認める方法でこれを行うことが 即決裁判手続による証拠調べは、公判期日に

- 第三百五十条の二十五 裁判所は、第三百五十条 号のいずれかに該当することとなつた場合に の二十二の決定があつた事件について、次の各 は、当該決定を取り消さなければならない。 決裁判手続によることについての同意を撤回 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即
- 二 判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載 された訴因について有罪である旨の陳述を撤
- 決裁判手続によることができないものである 回したとき。 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即
- でないものであると認めるとき。 と認めるとき。 当該事件が即決裁判手続によることが相当

は弁護人に異議がないときは、この限りでな ければならない。ただし、検察官及び被告人又 定が取り消されたときは、公判手続を更新しな 前項の規定により第三百五十条の二十二の決

第三百五十条の二十六 即決裁判手続の申立てを とを理由として第三百五十条の二十二の決定が こと(同号については、被告人が起訴状に記載 該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が は第四号に掲げる場合に該当することを理由と 却下する決定(第三百五十条の二十二第三号又 棄却の決定が確定したときも、同様とする。 された場合において、公訴の取消しによる公訴 後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消 取り消された事件について、当該取消しの決定 より同号に該当する場合に限る。)となつたこ するか又は実質的に異なつた供述をしたことに 十条の規定にかかわらず、同一事件について更 る公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四 取り消された場合において、公訴の取消しによ するものを除く。)があつた事件について、当 された訴因について有罪である旨の陳述と相反 一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する に公訴を提起することができる。前条第一項第

第三百五十条の二十七 第三百五十条の二十二の 決定があつた事件の証拠については、第三百二 十条第一項の規定は、これを適用しない。ただ 検察官、 被告人又は弁護人が証拠とするこ

第三百五十条の二十八 裁判所は、第三百五十条 る限り、即日判決の言渡しをしなければならな の二十二の決定があつた事件については、でき 第四節 公判の裁判の特例

第三百五十条の二十九 即決裁判手続において懲 全部の執行猶予の言渡しをしなければならな役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の

第三編 上訴

第一章 通則

第三百五十一条 検察官又は被告人は、上訴をす ることができる。

る。 判に対し各々独立して上訴をすることができ う弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁 審判に付された事件と他の事件とが併合して審 六十八条第二項の規定により検察官の職務を行 判され、一個の裁判があつた場合には、第二百 第二百六十六条第二号の規定により裁判所の

開示があつたときは、その開示の請求をした者第三百五十四条 勾留に対しては、勾留の理由の 第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人 第三百五十二条 検察官又は被告人以外の者で決 る。 は、被告人のため上訴をすることができる。 の上訴を棄却する決定に対しても、同様であ も、被告人のため上訴をすることができる。そ 定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十七条 上訴は、裁判の一部に対してこ 第三百五十六条 前三条の上訴は、被告人の明示 第三百五十五条 原審における代理人又は弁護人 した意思に反してこれをすることができない。 みなす。 をしたときは、裁判の全部に対してしたものと れをすることができる。部分を限らないで上訴 は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十九条 検察官、 第三百五十八条 上訴の提起期間は、 二条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をす・第三百五十九条 検察官、被告人又は第三百五十 された日から進行する。 裁判が告知

| 第三百六十条 第三百五十三条又は第三百五十四 得て、上訴の放棄又は取下をすることができ 条に規定する者は、書面による被告人の同意を ることができる。

とに異議を述べたものについては、この限りで | 第三百六十条の二 死刑又は無期の懲役若しくは 定にかかわらず、これを放棄することができな 禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規

第三百六十条の三上訴放棄の申立は、 れをしなければならない。 書面でこ

第三百六十一条 上訴の放棄又は取下をした者 きない。上訴の放棄又は取下に同意をした被告 は、その事件について更に上訴をすることがで 人も、同様である。

第三百六十二条 第三百五十一条乃至第三百五十 復の請求をすることができる。 とができなかつたときは、原裁判所に上訴権 事由によつて上訴の提起期間内に上訴をするこ は、自己又は代人の責に帰することができない 五条の規定により上訴をすることができる者

第三百六十三条 上訴権回復の請求は、事由 これをしなければならない。 んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内に

時に上訴の申立をしなければならない。 上訴権回復の請求をする者は、その請求と同

第三百六十四条 上訴権回復の請求についてした る。 決定に対しては、即時抗告をすることができ

第三百六十五条 上訴権回復の請求があつたとき できる。 場合には、被告人に対し勾留状を発することが 執行を停止する決定をすることができる。この は、原裁判所は、前条の決定をするまで裁判の

第三百六十六条 刑事施設にいる被告人が上訴 間内に上訴をしたものとみなす。 その代理者に差し出したときは、上訴の提起期 提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又は

代書し、又は所属の職員にこれをさせなけれ きは、刑事施設の長又はその代理者は、これを ならない。 被告人が自ら申立書を作ることができないと

第三百六十七条 前条の規定は、刑事施設にいる 回復の請求をする場合にこれを準用する。 被告人が上訴の放棄若しくは取下げ又は上訴権

第三百六十八条 削除

第三百七十一条 第三百七十条 削除 第三百六十九条

#### 第二章

第三百七十二条 とができる。 判所がした第一審の判決に対してこれをするこ 控訴は、地方裁判所又は簡易裁

第三百七十三条 控訴の提起期間は、 十四日とす

第三百七十四条 控訴をするには、申立書を第 審裁判所に差し出さなければならない。

第三百七十五条 控訴の申立が明らかに控訴権の 消滅後にされたものであるときは、第一審裁判 この決定に対しては、即時抗告をすることがで 所は、決定でこれを棄却しなければならない。

第三百七十六条 控訴申立人は、裁判所の規則で 出さなければならない。 定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し

の定めるところにより、必要な疎明資料又は検 察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければ 控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則

第三百七十七条 左の事由があることを理由とし なければならない。 できる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附し その事由があることの充分な証明をすることが て控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、

法律に従つて判決裁判所を構成しなかつた

裁判官が判決に関与したこと。 法令により判決に関与することができない

第三百七十八条 左の事由があることを理由とし とを信ずるに足りるものを援用しなければならに現われている事実であつてその事由があるこ 訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠 て控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、 三 審判の公開に関する規定に違反したこと。

不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却し 不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

ず、又は審判の請求を受けない事件について 審判の請求を受けた事件について判決をせ

判決をしたこと。 いがあること。 判決に理由を附せず、又は理由にくいちが

第三百七十九条 前二条の場合を除いて、訴訟手 を及ぼすことが明らかであることを理由として 続に法令の違反があつてその違反が判決に影響

足りるものを援用しなければならない。 現われている事実であつて明らかに判決に影響 訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に 控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴 を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに

第三百八十一条 刑の量定が不当であることを理 第三百八十条 法令の適用に誤があつてその誤が 判決に影響を及ぼすことが明らかであることを た証拠に現われている事実であつて刑の量定が 書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べ 由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意 響を及ぼすべきことを示さなければならない。 理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣 なければならない。 意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影 不当であることを信ずるに足りるものを援用し

第三百八十二条の二 やむを得ない事由によつて 第三百八十二条 事実の誤認があつてその誤認が 第一審の弁論終結前に取調を請求することがで るに足りるものを援用しなければならない。 判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ず 理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣 判決に影響を及ぼすことが明らかであることを べた証拠に現われている事実であつて明らかに 意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調

きなかつた証拠によつて証明することのできる 事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由 及び原裁判所において取り調べた証拠に現われ があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録 にこれを援用することができる。 ている事実以外の事実であつても、控訴趣意書

第三百八十三条 左の事由があることを理由とし その事由があることを疎明する資料を添附しな を疎明する資料をも添附しなければならない。 を疎明する資料を添附しなければならない。第 様である。 て控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、 前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実

る事由があること。

とを信ずるに足りるものについても、前項と同つて前二条に規定する控訴申立の理由があるこ 第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であ

の証拠の取調を請求することができなかつた旨一項の場合には、やむを得ない事由によつてそ

判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又 再審の請求をすることができる場合にあた

は大赦があつたこと

ことができる。 あることを理由とするときに限り、これをする 乃至第三百八十二条及び前条に規定する事由が

これを棄却しなければならない。 ことが明らかなときは、控訴裁判所は、 項の異議の申立をすることができる。この場合 反し、又は控訴権の消滅後にされたものである 前項の決定に対しては、第四百二十八条第二

第三百八十六条 左の場合には、控訴裁判所は、 決定で控訴を棄却しなければならない。

訴趣意書を差し出さないとき。 第三百七十六条第一項に定める期間内に控

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規 定めるところに従い必要な疎明資料若しくは訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の則で定める方式に違反しているとき、又は控則で定める方式に違反しているとき、又は控 保証書を添附しないとき。

が、明らかに第三百七十七条乃至第三百八十一 控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由 二条及び第三百八十三条に規定する事由に該 当しないとき。

前条第二項の規定は、 前項の決定についてこ

第三百八十八条 控訴審では、被告人のためにす る弁論は、弁護人でなければ、これをすること 弁護人に選任することはできない。

第三百八十九条 公判期日には、検察官及び弁護 らない。 人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければな

第三百九十条 控訴審においては、被告人は、 判所は、五十万円(刑法、暴力行為等処罰に関判期日に出頭することを要しない。ただし、裁 重要であると認めるときは、被告人の出頭を命 以下の罰金又は科料に当たる事件以外の事件に の罪以外の罪については、当分の間、五万円) する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律 ずることができる。 ついて、被告人の出頭がその権利の保護のため 公

合を除いては、検察官の陳述を聴いて判決をす 護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場 弁護人の選任がないときは、この法律により弁 ることができる。

第三百八十五条 控訴の申立が法令上の方式に違 決定で 項であつても、第三百七十七条乃至第三百八十

には、即時抗告に関する規定をも準用する。

れを準用する。

第三百八十七条 控訴審では、弁護士以外の者を

ができない。

第三百九十一条 弁護人が出頭しないとき、又は

第三百八十四条 控訴の申立は、第三百七十七条 | 第三百九十二条 控訴裁判所は、控訴趣意書に包 含された事項は、これを調査しなければならな

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事

第三百九十三条 控訴裁判所は、前条の調査をす ては、職権で調査をすることができる。 二条及び第三百八十三条に規定する事由に関し

認を証明するために欠くことのできない場合に 定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤 条の二の疎明があつたものについては、刑の量 取調をすることができる。但し、第三百八十二 若しくは弁護人の請求により又は職権で事実 るについて必要があるときは、検察官、被告人 限り、これを取り調べなければならない。 控訴裁判所は、必要があると認めるときは、

きは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて 裁判所の裁判官にこれを嘱託することができ すべき情状につき取調をすることができる。 は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。 る。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官 職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼ せ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易 第一項又は第二項の規定による取調をしたと 前二項の取調は、合議体の構成員にこれをさ

第三百九十四条 第一審において証拠とすること 拠とすることができる。 ができた証拠は、控訴審においても、 これを証

弁論をすることができる。

第三百九十五条 控訴の申立が法令上の方式に違 ときは、判決で控訴を棄却しなければならな 反し、又は控訴権の消滅後にされたものである

第三百九十六条 第三百七十七条乃至第三百八十 二条及び第三百八十三条に規定する事由がない ときは、判決で控訴を棄却しなければならな

第三百九十七条 第三百七十七条乃至第三百 二条及び第三百八十三条に規定する事由がある V ) ときは、判決で原判決を破棄しなければならな

ことができる。 すると認めるときは、 果、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反 第三百九十三条第二項の規定による取調 判決で原判決を破棄する

第三百九十八条 は公訴を棄却したことを理由として原判決を破 不法に、管轄違を言い渡し、 又

棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻

**第三百九十九条** 不法に管轄を認めたことを理由 しなければならない。 の管轄権を有するときは、第一審として審判を 但し、控訴裁判所は、その事件について第一審 管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

つて原判決を破棄するときは、判決で、事件を第四百条 前二条に規定する理由以外の理由によ は、被告事件について更に判決をすることがで に判決をすることができるものと認めるとき 裁判所において取り調べた証拠によつて、直ち 訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴 の裁判所に移送しなければならない。但し、控 原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他

第四百二条 被告人が控訴をし、又は被告人のた 第四百一条 る場合において、破棄の理由が控訴をした共同R四百一条 被告人の利益のため原判決を破棄す 重い刑を言い渡すことはできない。 め控訴をした事件については、原判決の刑より ためにも原判決を破棄しなければならない。 被告人に共通であるときは、その共同被告人の

ばならない。 しなかつたときは、決定で公訴を棄却しなけれ 原裁判所が不法に公訴棄却の決定を

規定にかかわらず、当該判決の言渡しにおいて決に対する控訴の申立ては、第三百八十四条の についてこれを準用する 第三百八十五条第二項の規定は、 即決裁判手続においてされた判 前項の決定

由としては、原判決を破棄することができな第三百八十二条に規定する事由があることを理 しにおいて示された罪となるべき事実について 事件については、第三百九十七条第一項の規定 は、これをすることができない。 二条に規定する事由があることを理由として 示された罪となるべき事実について第三百八十 .かかわらず、控訴裁判所は、当該判決の言渡 原裁判所が即決裁判手続によつて判決をした

第四百四条 審判についてこれを準用する。 法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の2四百四条 第二編中公判に関する規定は、この

第三章

第四百五条 高等裁判所がした第一審又は第二審 の判決に対しては、左の事由があることを理由 として上告の申立をすることができる。

憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤

最高裁判所の判例と相反する判断をしたこ

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若 この法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所 の判例と相反する判断をしたこと。 しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又は

第四百六条 最高裁判所は、前条の規定により上 自ら上告審としてその事件を受理することがで に限り、裁判所の規則の定めるところにより、 と認められる事件については、その判決確定前 も、法令の解釈に関する重要な事項を含むもの 告をすることができる場合以外の場合であつて きる。

第四百七条 上告趣意書には、裁判所の規則の定 なければならない。 めるところにより、上告の申立の理由を明示し

|第四百八条 上告裁判所は、上告趣意書その他の 第四百九条 上告審においては、公判期日に被告 で、判決で上告を棄却することができる。 明らかであると認めるときは、弁論を経ない 書類によって、上告の申立の理由がないことが

第四百十条 上告裁判所は、第四百五条各号に規 人を召喚することを要しない。 さないことが明らかな場合は、この限りでな しなければならない。但し、判決に影響を及ぼ 定する事由があるときは、判決で原判決を破棄

第四百十一条 上告裁判所は、第四百五条各号に があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に 規定する事由がない場合であつても、左の事由 ときは、前項の規定は、これを適用しない。 例を変更して原判決を維持するのを相当とする ることができる。 反すると認めるときは、判決で原判決を破棄す のみがある場合において、上告裁判所がその判 第四百五条第二号又は第三号に規定する事由

判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある

刑の量定が甚しく不当であること

再審の請求をすることができる場合にあた 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認

五. る事由があること。 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又

は大赦があつたこと

|第四百十二条 不法に管轄を認めたことを理由と 轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しな ければならない。 して原判決を破棄するときは、判決で事件を管

第四百十三条 前条に規定する理由以外の理由に びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調ばならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並 を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、 に判決をすることができる。 きるものと認めるときは、被告事件について更 べた証拠によつて、直ちに判決をすることがで 又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなけれ よつて原判決を破棄するときは、判決で、事件

第四百十三条の二 第一審裁判所が即決裁判手続 とを理由としては、原判決を破棄することがで 判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事 実について同条第三号に規定する事由があるこ きない 一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該 によつて判決をした事件については、第四百十 第四百二十三条 抗告をするには、申立書を原裁

第四百十四条 前章の規定は、この法律に特別の これを準用する。 定のある場合を除いては、上告の審判について

第四百十五条 上告裁判所は、その判決の内容に 誤のあることを発見したときは、検察官、被告 することができる。 人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正 前項の申立は、判決の宣告があつた日から十

に規定する者の申立により、 日以内にこれをしなければならない。 上告裁判所は、適当と認めるときは、 前項の期間を延長 第一項

第四百十六条 訂正の判決は、 これをすることができる。 弁論を経ないでも

することができる。

第四百十七条 上告裁判所は、 ばならない。 いときは、速やかに決定で申立を棄却しなけ 訂正の判決をしな ħ

第四百十八条 上告裁判所の判決は、宣告があつ 又はその期間内に同条第一項の申立があつた場 の申立をすることはできない。 合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定 た日から第四百十五条の期間を経過したとき、 訂正の判決に対しては、第四百十五条第一 項

があつたときに、確定する。

第四百十九条 ができる旨の規定がある場合の外、 抗告は、特に即時抗告をすること 裁判所のし

> りでない。 た決定に対してこれをすることができる。但 し、この法律に特別の定のある場合は、この

第四百二十条 裁判所の管轄又は訴訟手続に関し ことはできない。 犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をする 合を除いては、抗告をすることはできない。 即時抗告をすることができる旨の規定がある場 判決前にした決定に対しては、この法律に特に の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置 に関する決定については、これを適用しない。 勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、 前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物

第四百二十一条 抗告は、即時抗告を除いては、 は、この限りでない。 定を取り消しても実益がないようになつたとき 何時でもこれをすることができる。但し、 原決

第四百二十二条 即時抗告の提起期間は、三日と する。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認める判所に差し出さなければならない。 らない。 添えて、これを抗告裁判所に送付しなければな 申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を の全部又は一部を理由がないと認めるときは、 ときは、決定を更正しなければならない。抗告

第四百二十四条 抗告は、即時抗告を除いては、 裁判の執行を停止する効力を有しない。但 行を停止することができる。 原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執

ことができる。 抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止する

第四百二十五条 即時抗告の提起期間内及びその る。 申立があつたときは、裁判の執行は、停止され

第四百二十六条 抗告の手続がその規定に違反し 抗告を棄却しなければならない。 たとき、又は抗告が理由のないときは、決定で

ければならない。 り消し、必要がある場合には、更に裁判をしな 抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取

第四百二十七条 抗告裁判所の決定に対しては、 抗告をすることはできない。

第四百二十八条 高等裁判所の決定に対しては 決定並びに第四百十九条及び第四百二十条の規 抗告をすることはできない。 即時抗告をすることができる旨の規定がある

異議の申立をすることができる。 判所がしたものに対しては、その高等裁判所に 定により抗告をすることができる決定で高等裁 前項の異議の申立に関しては、抗告に関する

第四百二十九条 裁判官が左の裁判をした場合に 他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所 属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求す がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その おいて、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官 ては、即時抗告に関する規定をも準用する。 旨の規定がある決定に対する異議の申立に関し 規定を準用する。即時抗告をすることができる

忌避の申立を却下する裁判

ることができる。

二 与 留 る裁判 保釈、押収又は押収物の還付に関す

鑑定のため留置を命ずる裁判

過料又は費用の賠償を命ずる裁判 身体の検査を受ける者に対して過料又は費 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して

ついてこれを準用する。 第四百二十条第三項の規定は、 前項の請求に

の賠償を命ずる裁判

更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内 判所は、合議体で決定をしなければならない。 第一項第四号又は第五号の裁判の取消又は変 第一項の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁 Ŧ.

にこれをしなければならない。 裁判の執行は、停止される。 項の請求期間内及びその請求があつたとき

第四百三十条 検察官又は検察事務官のした第三 とができる 裁判所にその処分の取消又は変更を請求するこ 官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する 還付に関する処分に不服がある者は、その検察 十九条第三項の処分又は押収若しくは押収物の

変更を請求することができる。 方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地 司法警察職員のした前項の処分に不服がある

する法令の規定は、これを適用しない。 前二項の請求については、行政事件訴訟に関

第四百三十一条 前二条の請求をするには、請求 条及び第四百三十条の請求があつた場合にこれ 条及び第四百二十七条の規定は、第四百二十九 書を管轄裁判所に差し出さなければならない。 第四百二十四条、第四百二十六 第四百三十六条 再審の請求は、左の場合におい

T,

控訴又は上告を棄却した確定判決に対し

|第四百三十三条 この法律により不服を申し立て ることができない決定又は命令に対しては、第 とができる。 四百五条に規定する事由があることを理由とす る場合に限り、最高裁判所に特に抗告をするこ

第四百三十四条 第四百二十三条、第四百二十四 告についてこれを準用する。 別の定のある場合を除いては、 条及び第四百二十六条の規定は、この法律に特 「項の抗告の提起期間は、五日とする。 前条第一項の抗

第四編 再審

できない。

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合におい とができる。 言渡を受けた者の利益のために、これをするこ 有罪の言渡をした確定判決に対して、その

が証明されたとき。 が確定判決により偽造又は変造であつたこと 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、 は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが 証明されたとき。 通訳又

三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定 判決により証明されたとき。但し、 り有罪の言渡を受けたときに限る。 誣告によ

り変更されたとき。 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判によ

又は無効の判決があつたとき。 て、その権利の無効の審決が確定したとき、 害した罪により有罪の言渡をした事件につい は免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しく 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を

t 判所がその事実を知らなかつたときに限る。訴の提起があつた場合には、原判決をした裁 なつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠と 警察職員が被告事件について職務に関する罪 供述をした検察官、検察事務官若しくは司法 を犯したことが確定判決により証明されたと 原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは 証拠をあらたに発見したとき。 て認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな して刑の免除を言い渡し、又は原判決におい 検察事務官又は司法警察職員に対して公 但し、原判決をする前に裁判官、検察

> をすることができる。 て、その言渡を受けた者の利益のために、 前条第一号又は第二号に規定する事由があ これ

るとき 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作

事件について再審の判決があつた後は、控訴棄 却の判決に対しては、再審の請求をすることは 第一審の確定判決に対して再審の請求をした 定する事由があるとき。 成に関与した裁判官について前条第七号に規

請求をした事件について再審の判決があつた後第一審又は第二審の確定判決に対して再審の は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求を することはできない。

第四百三十七条 前二条の規定に従い、確定判決 きないときは、この限りでない。いという理由によつて確定判決を得ることがで 審の請求をすることができる。但し、証拠がな ことができないときは、その事実を証明して再 由とすべき場合において、その確定判決を得る により犯罪が証明されたことを再審の請求の理

第四百三十八条 再審の請求は、原判決をした裁 判所がこれを管轄する。

第四百三十九条 再審の請求は、 することができる。 左の者がこれを

検察官

有罪の言渡を受けた者

有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保

兀 第四百三十五条第七号又は第四百三十六条第 系の親族及び兄弟姉妹 喪失の状態に在る場合には、その配偶者、 K失の状態に在る場合には、その配偶者、直有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神

場合には、検察官でなければこれをすることがは、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた できない。 項第二号に規定する事由による再審の請求

する場合には、弁護人を選任することができ第四百四十条 検察官以外の者は、再審の請求を る。 前項の規定による弁護人の選任は、 再審の判

第四百四十二条 第四百四十一条 する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応 り、又はその執行を受けることがないようにな 決があるまでその効力を有する。 つたときでも、これをすることができる。 再審の請求は、刑の執行を停止 再審の請求は、刑の執行が終

裁判があるまで刑の執行を停止することができする検察庁の検察官は、再審の請求についての

第四百四十三条 再審の請求は、これを取り下げ ることができる。

よつては、更に再審の請求をすることができな 再審の請求を取り下げた者は、 同 一の理由に

第四百四十四条第三百六十六条の規定は、 第四百四十五条 再審の請求を受けた裁判所は、 は裁判長と同一の権限を有する。 には、受命裁判官及び受託裁判官は、 判官にこれを嘱託することができる。この場合 方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁 求の理由について、事実の取調をさせ、又は地 必要があるときは、 の請求及びその取下についてこれを準用する。 合議体の構成員に再審の請

第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違 ときは、決定でこれを棄却しなければならな 反し、又は請求権の消滅後にされたものである

は、決定でこれを棄却しなければならない。 第四百四十七条 再審の請求が理由のないとき 理由によつては、更に再審の請求をすることは できない。 前項の決定があつたときは、何人も、同一の

第四百四十八条 行を停止することができる。 は、再審開始の決定をしなければならない。 再審開始の決定をしたときは、決定で刑の 再審の請求が理由のあるとき

第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその で再審の請求を棄却しなければならない。 再審の判決をしたときは、上告裁判所は、 場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が は第二審の判決とに対して再審の請求があつた した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却 決定で再審の請求を棄却しなければならない。 所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、 判決によつて確定した第一審の判決とに対して 再審の請求があつた場合において、第一審裁判

第四百五十条 の決定に対しては、即時抗告をすることができ第一項、第四百四十八条第一項又は前条第一項 第四百四十六条、第四百四十七条

第四百五十一条裁判所は、 定した事件については、 第四百四十九条の場合 再審開始の決定が確

左の易合こよ、第三百十四条第一頁本文及びければならない。を除いては、その審級に従い、更に審判をしな

審判にこれを適用しない。第三百三十九条第一項第四号の規定は、前項の左の場合には、第三百十四条第一項本文及び

審判をすることができる。但し、弁護人が出頭前項の場合には、被告人の出頭がなくても、その回復の見込がないとき。

で弁護人を附しなければならない。 が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権が介護人を選任しないときは、裁判長は、職権

しなければ開廷することはできない。

ときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決第四百五十三条 再審において無罪の言渡をしたり重い刑を言い渡すことはできない。 第四百五十二条 再審においては、原判決の刑よ

を公示しなければならない。

第四百五十五条 非常上告をするには、その理由

第四百五十七条 非常上告が理由のないときは、書に基いて陳述をしなければならない。 第四百五十六条 公判期日には、検察官は、申立

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違っため不利益であるときは、これを破棄しした部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄した部分を破棄する。但し、原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、原判決でこれを棄却しなければならない。第

効力を被告人に及ぼさない。 但書の規定によりされたものを除いては、その 第四百五十九条 非常上告の判決は、前条第一号 反した手続を破棄する。

訟手続に関しては、事実の取調をすることがで裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴項に限り、調査をしなければならない。 第四百六十条 裁判所は、申立書に包含された事

規定を準用する。きる。この場合には、第三百九十三条第三項の

光六編 略式手続

第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求に 第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求に 第四百六十一条 簡易裁判所は、検察官の請求に

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続にた上、略式手続によることができる旨を告がた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

ができる。

まります。 第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起 が項の書面には、前条第二項の書面を添附し と同時に、書面でこれをしなければならない。

第四百六十二条の二 検察官は、同項の書面をそをする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならない。前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、略式命令の請求ときは、検察官は、略式命令の請求

第四百六十三条 第四百六十三条 第四百六十三条 第四百六十三条 第四百六十三条 第四百六十三条 前項と同様であ ができないものであると思料するときは、通常 の規定に従い、審判をしなければならない。 検察官が、第四百六十二条の二に定める手続 をせず、又は第四百六十二条の請求があつた をせず、又は第四百六十二条の請求があつた をせず、又は第四百六十二条の請求があった る。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十一を通知しなければならない。 従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨裁判所は、前二項の規定により通常の規定に

条の規定の適用があるものとする。

但し、

同条

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式 命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命 すが被告人に告知されないときは、公訴の提起 は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることした上、その決定をしなければならない。官に告知されているときは、略式命令を取り消棄却しなければならない。略式命令が既に検察棄切しなければならない。略式命令が既に検察

第四百六十四条 略式命令には、罪となるべき事をの目がすることができる旨を示内に正式裁判の請求をすることができる旨を示内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

裁判の請求をすることができる。 は、その告知を受けた日から十四日以内に正式第四百六十五条 略式命令を受けた者又は検察官

しなければならない。
その旨を検察官又は略式命令を受けた者に通知判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにに、書面でこれをしなければならない。正式裁に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所

第四百六十七条 第三百五十三条、第三百五十五条の規定は、正式裁判の請求又はその取下につ百六十条及び第三百六十一条乃至第三百六十五百六十条及び第三百六十一条乃至第三百五十七条、第三百五十五条、第三百五十五条、第三百五十七条。

第四百六十八条 正式裁判の請求を適法とするときは、通常のに違反し、又は請求権の消滅後にされたものでない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。とができる。

ない。
前項の場合においては、略式命令に拘束され規定に従い、審判をしなければならない。

第四百六十九条 正式裁判の請求により判決をし第四百六十九条 胚式命令は、正式裁判の請求を棄却すの経過又はその請求の取下により、確定判決との経過又はその請求の取下により、確定判決としたときは、略式命令は、その効力を失う。

第七編 裁判の執行

る。 | 第四百七十一条 裁判は、確定した後これを執行す | 第四百七十一条 裁判は、この法律に特別の定の

第四百七十二条 裁判の執行は、この限りでな人条第一項但書の場合その他その性質上裁判所ける。但し、第七十条第一項但書の場合、第百 裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮 裁判の執行は、その裁判をした

第四百七十三条 裁判の執行の指揮は、書面でこ目を示 応する検察庁の検察官が、これを指揮する。四日以 対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。 がの裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対のが し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対所に対している。 と 上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判

これをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをし、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判を記載した刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判するとができる。

17 による。 三 **第四百七十五条** 死刑の執行は、法務大臣の命令

入しない。 前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内 が確定するまでの期間は、これをその期間に算 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間及び共同被告人であつた者に対する判決 の期間の命令は、判決確定の日から六箇月以内

までは、五日以内にその執行をしなければならときは、五日以内にその執行をしなければならない。

これを執行しなければならない。 び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、第四百七十七条 死刑は、検察官、検察事務官及

務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施なければ、刑場に入ることはできない。 検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者で

第四百七十九条 死刑の言渡を受けた者が心神喪 設の長又はその代理者とともに、これに署名押 印しなければならない。

失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつ て執行を停止する 前二項の規定により死刑の執行を停止した場 死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているとき 法務大臣の命令によつて執行を停止する。

とはできない の後に法務大臣の命令がなければ、執行するこ 合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産 第四百七十五条第二項の規定は、前項の命令

第四百八十条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受け をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑 た者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡 復した日又は出産の日と読み替えるものとす 判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回 についてこれを準用する。この場合において、

第四百八十一条 前条の規定により刑の執行を停 止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた 庁の検察官の指揮によつて、その状態が回復す 者を監護義務者又は地方公共団体の長に引き渡 るまで執行を停止する。 の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察 病院その他の適当な場所に入れさせなけれ

期に算入する るまでこれを刑事施設に留置し、その期間を刑 ばならない。 刑の執行を停止された者は、前項の処分があ 第四百八十九条 収容状の執行については、

第四百八十二条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受 とができる 察庁の検察官の指揮によつて執行を停止するこ 刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検 渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は けた者について左の事由があるときは、刑の言 状の執行に関する規定を準用する。

とき。 き、又は生命を保つことのできない虞がある 刑の執行によつて、著しく健康を害すると

年齢七十年以上であるとき。

受胎後百五十日以上であるとき 出産後六十日を経過しないとき。

刑の執行によつて回復することのできない

若しくは不具で、 不利益を生ずる虞があるとき。 ないとき 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病 他にこれを保護する親族が

> t 族がないとき 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親

その他重大な事由があるとき

第四百八十三条 第五百条に規定する申立の期間 裁判が確定するまで停止される。 担を命ずる裁判の執行は、その申立についての 内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負

|第四百八十四条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言 察官は、執行のためこれを呼び出さなければな渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検 しなければならない。 らない。呼出しに応じないときは、収容状を発

の裁判についての執行とみなす。

|第四百八十五条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言 おそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状 とができる。 渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する を発し、又は司法警察員にこれを発せしめるこ

第四百八十六条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言 を請求することができる。 検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容 渡しを受けた者の現在地が分からないときは、

収容状を発せしめなければならない。 請求を受けた検事長は、その管内の検察官に

第四百八十七条 収容状には、刑の言渡しを受け 容に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察 た者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収 員が、これに記名押印しなければならない。

| 第四百八十八条 収容状は、勾引状と同一の効力 を有する。 勾引

第四百九十条 罰金、科料、没収、追徵、過料、 没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判 の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力 は、検察官の命令によつてこれを執行する。こ を有する。

第四百九十一条 没収又は租税その他の公課若し 罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判 くは専売に関する法令の規定により言い渡した 四年法律第四号)その他強制執行の手続に関す 裁判の送達をすることを要しない。 る法令の規定に従つてする。ただし、執行前に 前項の裁判の執行は、民事執行法(昭和五十

第四百九十二条 法人に対して罰金、科料、 又は追徴を言い渡した場合に、その法人が判決 ついてこれを執行することができる。 決の確定した後死亡した場合には、相続財産に 没収

第四百九十三条 第一審と第二審とにおいて、 ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付 裁判について既に執行があつたときは、その執納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の 併の後存続する法人又は合併によつて設立され の確定した後合併によつて消滅したときは、 行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命 た法人に対して執行することができる。 合 仮

第四百九十四条 仮納付の裁判の執行があつた後 は、その金額の限度において刑の執行があつたに、罰金、科料又は追徴の裁判が確定したとき の超過額は、これを還付しなければならない。 判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、そ の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判前項の場合において、第一審の仮納付の裁判 ものとみなす。

超えるときは、その超過額は、これを還付しな よつて得た金額が罰金、科料又は追徴の金額を前項の場合において、仮納付の裁判の執行に ければならない。

第四百九十五条 上訴の提起期間中の未決勾留の 日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、 全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、 全部これを本刑に通算する。 左の場合に

おいてその上訴審において原判決が破棄され たとき。 検察官以外の者が上訴を申し立てた場合に 検察官が上訴を申し立てたとき。

する。 留の一日を刑期の一日又は金額の四千円に折算 前二項の規定による通算については、未決勾

第四百九十六条 没収物は、検察官がこれを処分 算する。 は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通 上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留

第四百九十七条 没収を執行した後三箇月以内 しなければならない。 しなければならない。 には、検察官は、公売によつて得た代価を交付 を除いては、これを交付しなければならない。 ときは、検察官は、破壊し、又は廃棄すべき物 に、権利を有する者が没収物の交付を請求した 没収物を処分した後前項の請求があつた場合

第四百九十八条 偽造し、又は変造された物を返 に表示しなければならない 還する場合には、偽造又は変造の部分をその物

> 第四百九十八条の二 不正に作られた電磁的記録 務所に通知して相当な処分をさせなければなら 務所に属するときは、偽造又は変造の部分を公 手続をしなければならない。但し、その物が公 いときは、これを提出させて、前項に規定する 偽造し、又は変造された物が押収されていな

分をさせなければならない。 正に作られた部分を公務所に通知して相当な処 れないようにする処分をしなければならない。 を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用さ 還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体を返 に係る記録媒体が押収されていないときは、不 公務所に属する場合において、当該電磁的記録 不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が

第四百九十九条 押収物の還付を受けるべき者 所在が判らないため、又はその他の事由によつ つて公告しなければならない。 は、検察官は、その旨を政令で定める方法によ て、その物を還付することができない場合に

るのは、「検察官又は司法警察員」とする。 る。この場合において、同項中「検察官」とあ 規定又は第二百二十条第二項の規定により押 物を還付しようとするときも、前項と同様とす 一十三条第一項若しくは第百二十四条第一項 第二百二十二条第一項において準用する第百 収 0

庫に帰属する。 以内に還付の請求がないときは、その物は、 前二項の規定による公告をした日から六箇月 玉

の代価を保管することができる。 廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してそ 前項の期間内でも、価値のない物は、これを

第四百九十九条の二 前条第一項の規定は第百二 二十三条第三項の規定による交付又は複写につ いて、それぞれ準用する。 び第二百二十二条第一項において準用する第百 て、前条第二項の規定は第二百二十条第二項及 十三条第三項の規定による交付又は複写につい

第五百条 訴訟費用の負担を命ぜられた者は、 は、裁判所の規則の定めるところにより、 困のためこれを完納することができないとき 付をし、又は複写をさせることを要しない 項の交付又は複写の請求がないときは、その の規定による公告をした日から六箇月以内に前 前項において準用する前条第一項又は第二項 交

の免除の申立をすることができる 費用の全部又は一部について、その裁判の執行

が確定した後二十日以内にこれをしなければな 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判

第五百条の三 検察官は、訴訟費用の裁判を執行 第五百条の二 訟費用の概算額の予納をすることができる。 被告人又は被疑者は、検察官に訴

請求により返還する。 ときは、その残余の額は、その予納をした者の 費用の額に相当する金額を控除して残余がある から当該訴訟費用の額に相当する金額を控除 れた金額があるときは、その予納がされた金額 する場合において、前条の規定による予納がさ 前項の規定により予納がされた金額から訴訟 当該金額を当該訴訟費用の納付に充てる。

た金額は、その予納をした者の請求により返還合には、第五百条の二の規定による予納がされののでは、第五百条の四次の各号のいずれかに該当する場

が効力を失つたとき。 第三十八条の二の規定により弁護人の選任

つたとき。 訴訟手続が終了する場合において、被告人 訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなか 1

第五百一条 用の全部について、その裁判の執行の免除を 受けたとき。 訴訟費用の負担を命ぜられた者が、訴訟費 刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈 1

第五百二条 所に異議の申立をすることができる。 した処分を不当とするときは、言渡をした裁判代理人若しくは保佐人は、執行に関し検察官の 裁判の解釈を求める申立をすることができる。 について疑があるときは、言渡をした裁判所に 裁判の執行を受ける者又はその法定 3

第五百三条 条の申立て及びその取下げについてこれを準用 定があるまでこれを取り下げることができる。 第三百六十六条の規定は、第五百条及び前二 第五百条及び前二条の申立ては、決 4

条の申立てについてした決定に対しては、 抗告をすることができる。 第五百条、第五百一条及び第五百二 即時

ない場合における労役場留置の執行について 刑の執行に関する規定を準用する。 執行を受ける者の負担とし、 第四百九十条第一項の裁判の執行の 罰金又は科料を完納することができ 民事執行

らない。 法その他強制執行の手続に関する法令の規定に 従い、執行と同時にこれを取り立てなければな

第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官 事項の報告を求めることができる。 きは、公務所又は公私の団体に照会して必要な は、裁判の執行に関して必要があると認めると

れ

この法律は、昭和二十四年一月一日から、 を施行する。 ے

#### 附 二六〇号) 抄 則 (昭和二三年一二月二一日法律第

第十条 この法律は、昭和二十四年一月一日 施行する。 から

#### 一六号) 則 (昭和二四年五月二八日法律第

附

この法律は、 公布の日から施行する。

附則 四〇号) (昭和二七年七月二一日法律第1 抄

この法律は、

公布の日から施行する。

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行六八号) 抄 別 (昭和二七年七月三一日法律第二

する。

#### この法律は、公布の日から起算して九十日 二号) 附 則 (昭和二八年八月七日法律第一七

2 この附則で、「新法」とは、この法律による 前の刑事訴訟法をいう。 改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、 経過した日から施行する。 従

のは、新法によつてしたものとみなす。 訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるも 法によつて生じた効力を妨げない。 法施行前に生じた事項にも適用する。 前項但書の場合において、旧法によつてした 新法は、特別の定がある場合を除いては、 但し、 旧新 1

5 負担については、新法施行後も、なお従前の例 法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の による。 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新

1

この法律中、第五十三条の規定は交通事件即

3

(施行期日)

6 経過した事件の控訴裁判所における事実の取調 については、新法施行後も、なお旧法第三百九 十三条第一項但書の規定を適用する。 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を

7 件の略式手続については、 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事 なお従前の例によ

る。正式裁判の請求をすることができる期間に

が送達された事件については、この限りでな 常の規定に従い審判をすることとした事件及び 謄本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令 新法施行前すでに被告人に対し略式命令の謄本 力を失つたものとする。但し、新法施行前すで に裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通 ついては、公訴の提起は、さかのぼつてその効 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の 請求があつた日から二箇月を経過したものに 2 この法律の施行前に生じた訴訟費用につい

9 の規定の適用があるものとする。この場合にないものについては、新法第四百六十三条の二 0) 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令 請求があつた日からまだ二箇月を経過してい 前項但書の規定を準用する。

10 ら七日を経過した後であつて、且つ、略式手続告げているものについては、これを告げた日か ことができる。 条第二項の規定にかかわらず、略式命令をする から被疑者に対し略式命令の請求をすることを い事件であつても、新法施行の際すでに検察官、新法施行の際まだ略式命令の請求をしていな は、新法第四百六十一条の二及び第四百六十二 によることについて被疑者に異議がない場合に

#### 九五号) 抄 則 (昭和二八年八月一〇日法律第一

1 三十一日までの間において政令で定める。 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二 月

号) (昭和二九年四月一日法律第五七

項の規定は、 0) し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三 の間において政令で定める日から施行する。但この法律は、昭和二十九年八月三十一日まで 附 三号) 則 公布の日から施行する。 (昭和二九年六月八日法律第一六

(経過措置)

### 行の日から施行する。 〇八号) (昭和三三年四月三〇日法律第

同法附則第一項但書に係る部分を除く。)の施は、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号。 決裁判手続法の施行の日から、その他の部分

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日

### 附 則 (昭和四六年四月六日法律第四二

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。) は、 昭和四十六

### 三号) 附則 (昭和五一年五月二一日法律第二

行する。 超えない範囲内において政令で定める日から施 この法律は、公布の日から起算して九十日

は、この法律による改正後の刑事訴訟法第百

生じた費用についても適用する。 判決が確定した事件につきこの法律の施行前に 八条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の 十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。 この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十

3

よる。 生じた費用の補償については、なお従前の例に げられたときは、上訴によりその審級において 上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下 検察官のみが上訴をした場合において、その

5 百六十八条の規定及び同条の規定の例により補 規定により従前の例によることとされる補償 十条第一項の規定による補償の請求及び前項 十八条の二第一項の補償をしない。 償される費用については、改正後の同法第百八 請求がされている場合には、改正前の同法第三 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七

#### 号 附 則 抄 (昭和五四年三月三〇日法律第五

(施行期日)

から施行する。 第四号)の施行の日 この法律は、民事執行法 (昭和五十五年十月 (昭和五十四年法律 旦

2 は、なお従前の例による。 行、企業担保権の実行及び破産の事件について この法律の施行前に申し立てられた民

項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め 支払又は償還を受ける費用の額については、 るところによる。 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び 同

#### 六号) 附 則 抄 (昭和六一年五月二三日法律第六

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して二年を超

### 九三号) 附 則 (昭和六三年一二月一三日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

### 則 (平成三年四月一七日法律第三一

(施行期日)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

(逮捕及び勾留に関する経過措置)

4 及び第二百十七条の適用については、なお従前事訴訟法第六十条第三項、第百九十九条第一項。 この法律の施行前に犯した刑法の罪に係る刑 の例による。

# 号 附 抄 <sup>則</sup> (平成四年四月二日法律第三〇

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超

### 則 (平成七年五月一二日法律第九一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行前に犯したこの法律に 改正後の刑事訴訟法第二十八条の規定にかかわ罪に当たる事件については、前条の規定による よる改正前の刑法第四十条の規定を適用しない らず、なお従前の例による。 2

## 附 則 (平成一一年五月一四日法律第四

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 号。以下「情報公開法」という。)の施行の日公開に関する法律(平成十一年法律第四十二 から施行する。 行政機関の保有する情報の

### 附則 (平成一一年八月一八日法律第

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

### 四附七号) (平成一一年一二月七日法律第一

(施行期日)

1

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

#### 五 附 一 号) (平成一一年一二月八日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。 (経過措置)

法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 より従前の例によることとされる準禁治産者及 の適用については、次に掲げる改正規定を除 き、なお従前の例による。

### 四附号則 (平成一二年五月一九日法律第七

(施行期日)

ぞれ当該各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超

条を加える改正規定(第百五十七条の四に係一 第一条中刑事訴訟法第百五十七条の次に三 規定及び第二条の規定 公布の日から起算し第一条中刑事訴訟法第二百三十五条の改正 る部分に限る。) 公布の日から起算して一年 六月を超えない範囲内において政令で定める て二十日を経過した日

(経過措置)

日

一項第一号に掲げる罪について告訴をすること定による改正後の刑事訴訟法第二百三十五条第 ができる期間については、なお従前の例によ る。 前項第一号に定める日前に犯した第一条の規

### 四 附二号) 抄(平成一二年一二月六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十三年四月一日から施

### 号附 抄 則 (平成一三年六月八日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十四年四月一日 「から施

### 附 則 (平成一三年一二月五日法律第一

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

### 四〇号) (平成一三年一二月五日法律第一

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

める。

### 則 (平成一三年一二月一二日法律第

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 (施行期日) 一五三号)

れの法律(これに基づく命令を含む。以下この第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞ 条において同じ。)の規定によってした処分、 を超えない範囲内において政令で定める日から (処分、手続等に関する経過措置)

それぞれの法律の相当の規定によってしたもの附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のの法律の規定に相当の規定があるものは、この 手続その他の行為であって、改正後のそれぞれ とみなす。

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこ 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 の附則の規定によりなお従前の例によることと 例による。 (罰則に関する経過措置)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第四十四条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 (経過措置の政令への委任)

#### 八号) 則 抄 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行 各号に定める日から施行する。

三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条 を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第第一章第一節(別表第一から別表第四まで の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行目前にした行為並びにこの法律 規定によりなお従前の例によることとされる

> 第三十九条 この法律に規定するもののほか、 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を 社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置 (その他の経過措置の政令への委任) (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、 有することとされる場合における施行日以後に なお 公

### 〇 〇 号 則 (平成一四年七月三一日法律第一

施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送 達に関する法律(平成十四年法律第九十九号) の施行の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第三条 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 R三条 前条に定めるもののほか、この法律の施

### 附則 (平成一五年五月三〇日法律第六

一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情 報の保護に関する法律の施行の日から施 行す

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 二号) 附 則 抄 (平成一六年五月二八日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

定、同法第百八十一条に一項を加える改正規定、同法第五十八条及び第八十九条の改正規項を改め、同条の次に三条を加える改正規 四条を加える改正規定、同法第三十八条第一 条を加える改正規定、同法第三十七条の次に を加える改正規定、同法第三十六条の次に二 正規定、 第一条(刑事訴訟法第三十一条の次に一条 同法第百八十七条の次に一条を加える改 同法第百八十三条に一項を加える改正規 同法第二百三条第二項の次に一項を

改正規定並びに第五百三条及び第五百四条の改正規定、同法第五百条の次に三条を加える で定める日 第三条及び第九条の規定 公布の日から起算 改正規定に限る。)、第四条、次条並びに附則 規定、同法第四百十三条の次に一条を加える 定、同法第四百三条の次に一条を加える改正 第二編中第三章の次に一章を加える改正規 百十三条の次に一条を加える改正規定、同法 項の次に二項を加える改正規定、同法第二百 め、同条第一項の次に一項を加える改正規 加える改正規定、同法第二百四条第二項を改 して二年六月を超えない範囲内において政令 七十二条に一項を加える改正規定、同法第三 同法第二百七条第二項を改め、同条第一 同法第二百五条に一項を加える改正規 3

三条(検察審査会法第八条第四号の次に三号 政令で定める日 から起算して五年を超えない範囲内において 部分に限る。) 及び第八条の規定 公布の日 条(附則第三条の規定を読み替えて準用する を加える改正規定を除く。) 並びに附則第七 条を加える改正規定に限る。)、第二条、第 第一条(刑事訴訟法第二百六十七条の次に

伴う経過措置) (第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に

三十六条の三並びに第三十八条の三の規定は (以下「新法」という。) 第三十六条の二及び第 は、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法 裁判所に係属している事件の被告人について 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に

第三条 司法警察員は、附則第一条第一号に掲げ 前に検察官に送致する手続をした者を除く。) れたときは、この限りでない。 被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放さ する事項を教示しなければならない。ただし、 に対し、速やかに新法第二百三条第三項に規定 者(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 項に規定する事件について逮捕されている被疑 る規定の施行の際現に新法第三十七条の二第一 2

第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に同項 規定する事件以外の事件について逮捕され附則 に規定する被疑者を除く。) 及び同条第一項に する事件について逮捕されている被疑者(前項 施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定 検察官は、附則第一条第一号に掲げる規定の

があるとき又は被疑者が釈放されたときは、こ 項に規定する被疑者を除く。)に対し、速やか しなければならない。ただし、被疑者に弁護人 に新法第二百四条第二項に規定する事項を教示 に規定する事件について送致された被疑者(次

るとき又は被疑者が釈放されたときは、この限 の申出をしていなければならない旨を教示しな出をすべき弁護士会をいう。)に弁護人の選任項の規定により新法第三十一条の二第一項の申 りでない。 ければならない。ただし、被疑者に弁護人があ らかじめ、弁護士会(新法第三十七条の三第二 旨及びその資力が基準額以上であるときは、あ 官に対して弁護人の選任を請求することができ ら弁護人を選任することができないときは裁判 者に対し、速やかに貧困その他の事由により自 施行の際現に新法第三十七条の二第一項に規定 するには資力申告書を提出しなければならない る旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求 する事件について勾留状が発せられている被疑 検察官は、附則第一条第一号に掲げる規定の

する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管かじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属 るには資力申告書を提出しなければならない旨旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求す 条第一号に掲げる規定の施行の日を告げ、その 刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しく をしていなければならない旨を教示することが 轄区域内に在る弁護士会に弁護人の選任の申出 及びその資力が基準額以上であるときは、あら 弁護人を選任することができないときは裁判官 れている被疑者が貧困その他の事由により自ら 日以後、勾留を請求され、又は勾留状が発せら 留状が発せられている被疑者に対し、附則第一 は禁錮に当たる事件について逮捕され、又は勾 できる。 に対して弁護人の選任を請求することができる 一号に掲げる規定の施行の日前においても、死

ない。 重ねて前条の規定による教示をすることを要し示をした被疑者については、当該事件について 検察官又は司法警察員が前項の規定による教

|第五条 新法第二百八十一条の五の規定は、この 法律の施行の日前に検察官において被告事件の た証拠に係る複製等については、 審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与え 適用しない。

第三条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び

組織化並びに情報処理の高度化に対処するため

の刑法等の一部を改正する法律の施行の日前で

伴う経過措置

第三条

第四条 検察官又は司法警察員は、附則第一条第

(第二条の規定による刑事訴訟法の一部改正に

第七条 附則第三条及び第四条の規定は、 二第一項の規定により新たに同項の請求をする 条第一号」とあるのは、「附則第一条第二号」 この場合において、これらの規定中「附則第 ことができることとなり、又は引き続き勾留を の規定による改正後の刑事訴訟法第三十七条の と読み替えるものとする。 ができることとなる被疑者について準用する。 請求された場合において同項の請求をすること 第二条

#### 五六号) 則 (平成一六年一二月八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(経過措置)

間については、第二条の規定による改正後の刑2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期 お従前の例による。事訴訟法第二百五十条の規定にかかわらず、

### 0号) (平成一七年五月二五日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

#### 六号) 則 抄 (平成一七年六月二二日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。 (調整規定)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び とあるのは「第三条第一項第四号」とする。 第十二号」とあるのは「第三条第十一号」と 号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条 組織化並びに情報処理の高度化に対処するため 項第八号の改正規定中「第三条第一項第八号」 し、第四条のうち組織的犯罪処罰法第三条第一 ある場合には、第一条のうち刑法第三条第十二 の刑法等の一部を改正する法律の施行の日前で

ある場合には、同法の施行の日の前日までの における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用に 同表第二号ワ中「国外移送目的略取

移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等

等、被略取者収受等」とあるのは、「所在国外

第四条 この法律の施行の日が旅券法及び組織的 号ョ中「イからカまで」とあるのは「イからハ 同法第二十四条第四号二中「旅券法(昭和二十 る第三条の規定による改正後の出入国管理及び 当該改正規定の施行の日の前日までの間におけ 三条の改正規定の施行の日前である場合には、 律の一部を改正する法律第一条中旅券法第二十 な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法 の二第二号中「第四号ハ」とあるのは まで及びホからカまで」とし、同法第二十四条 六年法律第二百六十七号)第二十三条第一項 難民認定法第二十四条第四号ニ及びヨ並びに第 所在国外移送、被略取者引渡し等」とする。 ハ及びホ」とする。 に処せられた者」とあるのは「削除」とし、同 (第六号を除く。) から第三項までの罪により刑 一十四条の二第二号の規定の適用については、 「第四号

とする。 二第一項第三号及び第六十一条の二の四第一項の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の 日までの間における第三条の規定による改正後である場合には、当該改正規定の施行の日の前 第五号の規定の適用については、これらの規定 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益 中「第四号ハ」とあるのは、「第四号ハ及びホ」 条中旅券法第二十三条の改正規定の施行の日前 規制等に関する法律の一部を改正する法律第一 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施 中「ト」を「ル」に改め、同号ト中「へ」を 若しくは第四号から第六号まで」を「別表第一 四条のうち、組織的犯罪処罰法第二条第二項第 第二条の規定の施行の日前である場合には、第益の規制等に関する法律の一部を改正する法律 日が旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪 正規定中「別表第一第四号ニ中「ト」を「ル」 ホをへとし、への次にト、チ及びリを加える改 で」とし、組織的犯罪処罰法別表第一第四号ニ くは第五号」を「若しくは第四号から第九号ま 「ヌ」に改め、同号中トをルとし、 (第三号を除く。)」とあるのは「、第四号若 一号イの改正規定中「別表第一第一号、第二号 へをヌとし、

「第六号を第十号とし、第五号」とあるのは六号とし、同号の次に三号を加える改正規定中 法別表第一中第六号を第十号とし、第五号を第 「リ」に改め、同号中」とし、組織的犯罪処罰 二中「へ」を「ヌ」に改め、同号へ中「ホ」を 中トをルとし、」とあるのは「別表第一第四号 に改め、同号ト中「へ」を「ヌ」に改め、同号

的犯罪処罰法別表第一に一号を加える改正規定 をトとし、ホの次にへを加える改正規定中「別め、同号へ中「ホ」を「へ」に改め、同号中へ 罰法別表第一第四号ニ中「ヘ」を「ト」に改表第一(第三号を除く。)」とし、組織的犯罪処第二号若しくは第四号から第九号まで」を「別 罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の前項の場合において、旅券法及び組織的な犯 旅券法」とあるのは「ヌ 旅券法」とし、組織 に改め、同号中ヌをルとし、リ」とし、「へ 表第一第四号ニ中「ヘ」を「ト」に改め、同号 ら第六号まで」とあるのは「別表第一第一号、 第四号若しくは第五号」を「若しくは第四号か 処罰法第二条第二項第一号イの改正規定中「、 「ヌ」を「ル」に改め、同号ヌ中「リ」を「ヌ」 部を改正する法律第二条のうち、 中「ホ」を「へ」に改め、同号中へをトと ホ」とあるのは「別表第一第四号ニ中 旅券法」とあるのは「十 組織的犯罪 旅券法」と

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

(平成一八年五月八日法律第三六

(施行期日)

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 公布の日から起算して二十

則

(平成一九年五月二三日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 行する。 はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施 を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護 日を経過した日から施行する。ただし、附則第 (平成十九年法律第九十五号)の施行の日又

0号) 附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 <u>·</u> める日から施行する。 た

附 則 (平成一九年六月二七日注る刑事裁判に関する法律の施行の日 改正規定に限る。) の規定 裁判員の参加す

五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 は、それぞれ当該各号に定める日から施行す から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 (施行期日)

条(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律改正規定に限る。)並びに次条及び附則第六 及び第三百五十条の八の改正規定に限る。) 条を加える改正規定、同法第二百九十一条第 改正規定に限る。) の規定 公布の日から起 十六条の二十三、第三百二十一条の二第二項 える改正規定並びに同法第三百五条、第三百 定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加 百九十一条の二及び第二百九十五条の改正規 算して二十日を経過した日 (平成十六年法律第六十三号) 第五十八条の 第一条(刑事訴訟法第二百九十条の次に一 項の次に一項を加える改正規定、同法第二

第二条 をいう。以下この条において同じ。)」とする。 の間における第一条の規定による改正後の刑事 同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日まで けるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹 若しくはその心身に重大な故障がある場合にお 訴訟法第二百九十二条の二の規定の適用につい 「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合 ては、同条第一項中「被害者等」とあるのは、 前条第一号に掲げる規定の施行の日から

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法 る。) 及び第二編第三章第三節の規定は、この 第三百十六条の五第十一号、 (第三百十六条の五第十一号に係る部分に限 第三百十六条の十

第二条及び第三条(検察審査会法第八条の (平成一九年六月二七日法律第九

第一条(刑事訴訟法第二百九十二条の二の

(調整規定) 月を超えない範囲内において政令で定める日 及び第三条の規定 公布の日から起算して六

前判決が確定した刑事被告事件であってこの法 法律の施行の際現に係属している刑事被告事件 については、適用しない。この法律の施行の日 律の施行の日以後再審開始の決定が確定したも のについても、同様とする。

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過し の施行の状況について検討を加え、必要がある た場合において、この法律による改正後の規定 置を講ずるものとする。 と認めるときは、その結果に基づいて所要の措

第十条 政府は、被害者参加人(第一条の規定に じ。)の委託を受けた弁護士の役割の重要性に 第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同 よる改正後の刑事訴訟法第三百十六条の三十三 の法的援助を受けられるようにするため、 かんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士 な施策を講ずるよう努めるものとする。

附則 号) 抄 (平成二〇年六月一八日法律第七

必要

(施行期日)

えない範囲内において政令で定める日から施行1 この法律は、公布の日から起算して六月を超 する。

号) 抄 則 (平成二一年七月一日法律第六六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。

六 附号 訓 則 (平成二二年四月二七日法律第二

(施行期日)

だし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 公布の日から起算して六月を超えない範囲内に 正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、 おいて政令で定める日から施行する。 (経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の刑事訴訟法 時効が完成している罪については、適用しなの規定は、この法律の施行の際既にその公訴の (次項において「新法」という。) 第二百五十条

2 六号)附則第三条第二項の規定にかかわらず、 部を改正する法律 (平成十六年法律第百五十新法第二百五十条第一項の規定は、刑法等の

行の際その公訴の時効が完成していないものに 同法の施行前に犯した人を死亡させた罪であっ ついても、適用する。 て禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施

則 抄 (平成二三年六月三日法律第六一

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年 下「施行日」という。)から施行する。

四号) 附則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

条の規定 公布の日から起算して一年を超えびに附則第十条から第十二条まで及び第十六 ない範囲内において政令で定める日 罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下 「組織的犯罪処罰法」という。)第七十一条第 項の改正規定、第四条及び第五条の規定並 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の

(経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施 中「以下同じ」とあるのは、「第三百十六条 七条の四第二項の規定の適用については、 日の前日までの間における刑事訴訟法第百五十 十四第二号を除き、以下同じ」とする。 行の

| 第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

九号) 附 則 抄 (平成二五年六月一九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

八六号) 則 (平成二五年一一月二七日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、 なお従前の例による。

### 則 (平成二六年六月二五日法律第七 2

(施行期日等)

**第一条** この法律は、 日を経過した日から施行する。 公布の日から起算して二十

### 号)抄 則 (平成二八年六月三日法律第五四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 3

三条、第五条及び第八条の規定並びに附則第 条及び第百六十一条の改正規定に限る。)、第 附則第九条第三項の規定 公布の日 第一条(刑事訴訟法第九十条、第百五十一

三条及び第五条の規定

公布の日から起算し

4

の日から起算して六月を超えない範囲内にお及び第十二条から第十五条までの規定 公布 いて政令で定める日 項及び第六十五条第四項の改正規定に限る。) 百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第 百二十五条第一項、第百六十三条第一項、 条第二項、第八十五条、第百八条第三項、第 表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六 判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成 条、第六条、第八条、第十条、第十一条(裁 及び第六条の規定並びに次条並びに附則第四 二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の 十六年法律第六十三号)第六十四条第一項の て二十日を経過した日 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。) 第 それぞれ準用する。

を加える改正規定を除く。)及び第四条の規』 第二条(刑事訴訟法第三百一条の次に一条 ら起算して二年を超えない範囲内において政げる改正規定を除く。)の規定 公布の日か 定並びに附則第七条及び第十一条(前号に掲 3

伴う経過措置) (第一条の規定による刑事訴訟法の一部改正に

第二条 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施 法」という。) 第七十六条第二項に規定する事 行の際現に勾引状により留置されている被告人 に弁護人があるとき又は被告人が釈放されたと 項を教示しなければならない。ただし、被告人 の刑事訴訟法(以下「第一条による改正後の に対し、速やかに、第一条の規定による改正後

> よる改正後の法第七十七条第二項に規定する事 きは、この限りでない。 に弁護人があるとき又は被告人が釈放されたと 項を教示しなければならない。ただし、被告人 被告人を除く。)に対し、速やかに、第一条に 際現に勾留されている被告人(次項に規定する 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の

引き続き勾留されている者に限る。)に対し、 行の際現に勾引状により留置されている被告人 び第四項の規定は前条第三号に掲げる規定の施 告人が釈放されたときは、この限りでない。 速やかに、第一条による改正後の法第七十七条 際現に勾留されている被告人(逮捕又は勾引に びに前項の規定による告知及び教示について、 は同号に掲げる規定の施行の際現に勾留されて に対する第一項の規定による教示について、第 第二項に規定する事項を教示しなければならな 第一項に規定する事項を告げるとともに、同条 いる被告人に対する第二項の規定による教示並 い。ただし、被告人に弁護人があるとき又は被 一条による改正後の法第七十六条第三項の規定 裁判所は、前条第三号に掲げる規定の施行の 第一条による改正後の法第七十六条第三項及

2 第三条 裁判所は、附則第一条第三号に掲げる規 七十六条第二項及び第三項の規定を準用する。 先を教示することができる。この場合において 前においても、勾引された被告人に対し、弁護 定の施行の日(以下「第三号施行日」という。) は、第一条の規定による改正前の刑事訴訟法 の選任を申し出ることができる旨及びその申出 士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人 ては、当該事件について重ねて前条第一項の規 (以下「第一条による改正前の法」という。) 第 前項の規定による教示をされた被告人につい

条による改正前の法第六十一条本文の規定によ 定による教示をすることを要しない。 とができる旨及びその申出先を教示することが り被告事件を告げられる被告人(勾引に引き続 できる。この場合においては、第一条による改 弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出るこ 被告人を除く。)又は勾留されている被告人 き同条本文の規定により被告事件を告げられる 正前の法第七十六条第二項の規定を準用する。 人を除く。)に対し、弁護士、弁護士法人又は (逮捕又は勾引に引き続き勾留されている被告 裁判所は、第三号施行日前においても、第一

5 4 を告げられる被告人に対し、裁判所は勾引に引 の法第二百八十条第二項の規定により被告事件 ては、当該事件について重ねて前条第二項の規 裁判官は逮捕に引き続き第一条による改正前 前項の規定による教示をされた被告人につい

改正前の法第七十七条第一項に規定する事項を 勾留されている被告人(逮捕又は勾引に引き続 の法第七十六条第二項の規定を準用する。 る。この場合においては、第一条による改正前 できる旨及びその申出先を教示することができ 士会を指定して弁護人の選任を申し出ることが 告げるとともに、弁護士、弁護士法人又は弁護 れ、第三号施行日前においても、第一条による き勾留されている者に限る。)に対し、それぞ の規定により被告事件を告げられる被告人又は き続き第一条による改正前の法第六十一条本文

6 三項の規定による告知及び教示をすることを要 人については、当該事件について重ねて前条第 前項の規定による告知及び教示をされた被告

|第四条 | 司法警察員は、附則第一条第三号に掲げ は、この限りでない。 を教示しなければならない。ただし、被疑者に る改正後の法第二百三条第三項に規定する事項 た者を除く。)に対し、速やかに、第一条によ る規定の施行の際現に逮捕されている被疑者 弁護人があるとき又は被疑者が釈放されたとき (第三号施行日前に検察官に送致する手続をし

2 定する被疑者を除く。)に対し、速やかに、第施行の際現に逮捕されている被疑者(前項に規 れたときは、この限りでない。 被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放さ する事項を教示しなければならない。ただし、 一条による改正後の法第二百四条第二項に規定 検察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の

3 申し出ることができる旨及びその申出先を教示 士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を ている被疑者に対し、速やかに、弁護士、弁護 条の二第一項に規定する事件について勾留され 施行の際現に第一条による改正後の法第三十七 の限りでない。 があるとき又は被疑者が釈放されたときは、こ しなければならない。ただし、被疑者に弁護人 検察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の

4 施行の際現に勾留されている被疑者 検察官は、附則第一条第三号に掲げる規定の (前項に規

> 放されたときは、この限りでない。 その申出先を教示しなければならない。ただ 定する被疑者を除く。)に対し、速やかに、弁 護人を選任することができる旨を告げるととも て弁護人の選任を申し出ることができる旨及び に、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定し し、被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈

第五条 検察官又は司法警察員は、第三号施行日 申出先を教示することができる。 護人の選任を申し出ることができる旨及びその 弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁 前においても、逮捕されている被疑者に対し、

第二項の規定による教示をすることを要しな ては、当該事件について重ねて前条第一項又は 前項の規定による教示をされた被疑者につい

3 その申出先を教示することができる。 ては、当該事件について重ねて前条第三項及び 定する事件について勾留されている被疑者に対 条による改正前の法第三十七条の二第一項に規 て弁護人の選任を申し出ることができる旨及び し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定し 前項の規定による教示をされた被疑者につい 検察官は、第三号施行日前においても、

5 を要しない。 附則第二条第二項の規定による教示をすること 検察官は、第三号施行日前においても、

されている被疑者(第三項に規定する被疑者を ができる。 ことができる旨及びその申出先を教示すること る旨を告げるとともに、弁護士、弁護士法人又 除く。)に対し、弁護人を選任することができ は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出る

6 条第二項の規定による教示をすることを要しな 者については、当該事件について重ねて前条第 四項の規定による告知及び教示並びに附則第二 前項の規定による告知及び教示をされた被疑

第六条 第一条による改正後の法第三百五十条の あった事件について適用する。 る改正後の法第三百五十条の二第二項の同意が 十二の規定は、第三号施行日以後に第一条によ

伴う経過措置) (第二条の規定による刑事訴訟法の一部改正

第七条 司法警察員は、附則第一条第四号に掲げ 前の刑事訴訟法 る規定の施行の際現に第二条の規定による改正 以 下 「第二条による改正前

号施行日」という。) 前に検察官に送致する手 の限りでない があるとき又は被疑者が釈放されたときは、こ う。) 第二百三条第四項に規定する事項を教示 条において「第二条による改正後の法」とい 条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この 続をした者を除く。)に対し、速やかに、第二 者(同号に掲げる規定の施行の日(以下「第四 る事件以外の事件について逮捕されている被疑 法」という。) 第三十七条の二第一項に規定す しなければならない。ただし、被疑者に弁護人 2

れたときは、この限りでない。 被疑者に弁護人があるとき又は被疑者が釈放さ する事項を教示しなければならない。ただし、 された被疑者を除く。)に対し、速やかに、第 正前の法第二百四条第三項の規定による教示を 百五条第五項において準用する第二条による改 する被疑者並びに第二条による改正前の法第二 て逮捕されている被疑者(前項及び次項に規定 条の二第一項に規定する事件以外の事件につい 施行の際現に第二条による改正前の法第三十七 二条による改正後の法第二百四条第三項に規定 検察官は、附則第一条第四号に掲げる規定の

申告書を提出しなければならない旨及びその資 この限りでない。 示しなければならない。ただし、被疑者に弁護 の選任の申出をしていなければならない旨を教 をいう。次条第一項において同じ。)に弁護人 第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会 三第二項の規定により第二条による改正後の法護士会(第二条による改正後の法第三十七条の 力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁 判官に対して弁護人の選任を請求するには資力 護人の選任を請求することができる旨並びに裁 任することができないときは裁判官に対して弁 かに、貧困その他の事由により自ら弁護人を選 て勾留状が発せられている被疑者に対し、速や 条の二第一項に規定する事件以外の事件につい 施行の際現に第二条による改正前の法第三十七 人があるとき又は被疑者が釈放されたときは、 検察官は、附則第一条第四号に掲げる規定の

前においても、第二条による改正前の法第三十 日以後、勾留を請求され、 疑者に対し、第四号施行日を告げ、第四号施行 いて逮捕され、又は勾留状が発せられている被 七条の二第一項に規定する事件以外の事件につ 検察官又は司法警察員は、第四号施行日 又は勾留状が発せら

る。 るには資力申告書を提出しなければならない旨 かじめ、弁護士会に弁護人の選任の申出をして 及びその資力が基準額以上であるときは、あら 旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求す 弁護人を選任することができないときは裁判官 れている被疑者が貧困その他の事由により自ら いなければならない旨を教示することができ に対して弁護人の選任を請求することができる

る教示をすることを要しない。 ては、当該事件について重ねて前条の規定によ 前項の規定による教示をされた被疑者につい

第九条 政府は、取調べの録音・録画等(取調べ 要があると認めるときは、その結果に基づいて 録画の方法により記録媒体に記録し、並びにこ 所要の措置を講ずるものとする。 ること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等 施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴っ ることを踏まえ、この法律の施行後三年を経過 のであるとともに、取調べの適正な実施に資す の他の事項についての的確な立証を担保するも において同じ。)が、被疑者の供述の任意性そ れを立証の用に供することをいう。以下この条 における被疑者の供述及びその状況を録音及び に関する制度の在り方について検討を加え、必 て捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があ した場合において、取調べの録音・録画等の実

3 2 やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速 証人等の刑事手続外における保護に係る措置等 状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、 果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 律による改正後の規定の施行の状況について検 の施行後三年を経過した場合において、この法 について検討を行うものとする。 討を加え、必要があると認めるときは、その結 前項に定めるもののほか、政府は、この法律

#### (調整規定)

第十五条 第三号施行日が刑法等の一部を改正す 規定は、適用しない。 る法律の施行の日以後となる場合には、前条の

#### 七号) 則 抄 (平成二九年六月二一日法律第六

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

(施行期日)

第十二条 を加えるものとする。 る事件に関する当該制度の在り方について検討 取調べが重要な意義を有するとの指摘があるこ て刑事訴訟法第百九十八条第一項の規定による 件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当 り方について検討を行うに当たっては、 定する取調べの録音・録画等に関する制度の在 る法律附則第九条第一項の規定により同項に規 とにも留意して、可及的速やかに、当該罪に係 該罪に係る事件における証拠の収集の方法とし 定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事 的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正す 新組織 2

2 政府は、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一 制度の在り方について検討を加え、必要がある 速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための 訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ決において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴 と認めるときは、その結果に基づいて所要の措 摘されていることを踏まえ、この法律の施行後 は立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指 用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜 許容されない強制の処分に当たり、当該方法を するものである一方、最高裁判所平成二八年 案の真相を明らかにするための証拠の収集に資 情報を検索し把握する方法を用いることが、事 位システムに係る端末を車両に取り付けて位置 項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測 置を講ずるものとする。 査方法であるとすれば、これを行うに当たって (あ)第四四二号同二九年三月一五日大法廷判

### 二号) 抄 (平成二九年六月二三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。 (刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第一項の規定によりなお従前 この項において「刑事訴訟法等一部改正法」と 前段の罪若しくはその未遂罪の被害者は、この の例によることとされる場合における旧法第百 法律の施行の日から刑事訴訟法等の一部を改正 百八十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条 七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、 いう。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行 する法律(平成二十八年法律第五十四号。以下 旧法第

> は同項第一号に掲げる者とみなす。 第百五十七条の六第一項の規定の適用について 改正法第二条の規定による改正後の刑事訴訟法 改正後の刑事訴訟法(次項において「新刑事訴 の日(以下この項において「第四号施行日」と なし、第四号施行日以後は、刑事訴訟法等一部 定の適用については同項第一号に掲げる者とみ 訟法」という。)第百五十七条の四第一項の規 いう。) の前日までの間は、前条の規定による

法第二百九十条の二第一項の規定の適用につ 若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟 八条の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第百八 によることとされる場合における旧法第百七十 (検討) ては同項第一号に掲げる事件とみなす。 十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条の罪 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途と よる改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性 して、性犯罪における被害の実情、この法律に 措置を講ずるものとする。 ると認めるときは、その結果に基づいて所要の の施策の在り方について検討を加え、必要があ 犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うため

#### 号) 則 抄 (令和元年一二月四日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年